

# 点検・評価報告書

[平成 22 (2010) 年 4 月 ～ 平成 28 (2016) 年 5 月]



札幌市立大学

SAPPORO CITY UNIVERSITY



## 目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織	17
第3章 教員・教員組織	20
第4章 教育内容・方法・成果	
I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	36
II 教育課程・教育内容	55
III 教育方法	68
IV 成果	83
第5章 学生の受け入れ	91
第6章 学生支援	104
第7章 教育研究等環境	113
第8章 社会連携・社会貢献	120
第9章 管理運営・財務	
I 管理運営	127
II 財務	133
第10章 内部質保証	136
終章	143



## 序 章

札幌市立大学は、平成18（2006）年4月に開学した公立大学であり、公立大学法人として札幌市により創設された。平成27（2015）年度には開学10周年を迎え、平成30（2018）年度から6年間にわたる第三期中期計画において新たな発展を目指すための検討を進めているところである。

本学は、平成3（1991）年に開校したデザイン単科の札幌市立高等専門学校と、昭和40（1965）年に開校した看護単科の札幌市立高等看護学院を前身としており、その歴史と伝統を継承しつつ、高等教育機関として学術研究の高度化に対応した高度職業人の育成を行うとともに、「知と創造の拠点」として産業や芸術文化の振興、市民の健康ニーズに寄与するため、「デザインと看護の連携」という2学部連携による教育・研究を、顕著な特長として大切に育み推進してきた。

平成22（2010）年度には、大学院修士課程としてデザイン研究科及び看護学研究科とともに、助産学専攻科を開設した。更に平成24（2012）年度には、両研究科に博士後期課程を開設した。

本学は、教育研究上の理念として、「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」を掲げている。本学が高等教育機関として社会的責任を果たしていくためには、教育研究水準の向上や活性化に不断の努力を尽くすとともに、理念や目的に照らして、教育研究や社会貢献の状況について自己点検・評価を行い、社会に対して教育研究活動等の質を保証していくことが極めて重要である。

このような「質の保証」について、本学では開学当初から「自己点検・評価委員会」を設置し、活動の改善と発展に取り組んできた。その取組の初年度には、大学認証評価を受審する機関として、歴史と実績のある財団法人（現 公益財団法人）大学基準協会を選定するとともに、自己点検・評価項目や評価基準、基礎的データの収集・蓄積・処理方法などについて検討を開始した。

公立大学である本学は、設置団体である札幌市から示される中期目標を達成するため、中期計画を策定し、実行している。そして、中期計画を確実に達成するため、事業年度ごとに年度計画も策定し、自己点検・評価活動を行った上で、札幌市地方独立行政法人評価委員会による評価を受け、その結果を次の取組に反映している。

平成22（2010）年度には、初の大学認証評価を申請すべく、学部長や研究科長等の部局長を中心メンバーとする自己点検・評価委員会のもと、全教職員が一体となって自己点検・評価報告書を取りまとめた。その結果、大学基準協会から大学基準適合認定を受け、社会に公表することができた。なお、認定期間は平成31（2019）年3月31日までとなっている。

その後の顕著な取組として、平成25（2013）年度に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」（COC事業）に採択されたことが挙げられる。この事業により、デザイン学部と看護学部の全学生が共に学ぶ地域志向のPBL型授業の開講や、多世代・多セクターの人々が学び合う新たなキャンパス「COC まちの学校」の開設など、地域創生に向けた活動の基盤を整備することができた。

本学は、平成29（2017）年度をもって第二期中期計画の期間を終え、新たに第三期中期計画の期間に移行する。このタイミングを捉え、第二期中期計画を振り返りながら自己点

検・評価を行い、2回目となる大学認証評価を、第二期中期計画の最終年度である平成29（2017）年度に受審することにより、第三期中期計画の精度向上に反映したいと考えている。

大学は今、国立大学改革や高大接続システム改革など、大きな変革のうねりにさらされている。このような急激な社会変化の時代においては、時として自己に対する省察が疎かになりがちである。明日の地域社会を支える人材育成や研究の推進、そして、その成果を適切に社会に還元するためにも、本学は更に未来を見据えた革新的な取組を積極的に行うとともに、自己点検・評価の精度を高め、真に「市民に開かれた大学」「市民の力になる大学」「市民が誇れる大学」となれるよう、教職員はもとより多様な連携ネットワークを活かしながら、諸活動をより活発に進めていきたい。

平成29（2017）年3月

札幌市立大学  
学長 蓮見 孝

## 第1章 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1>大学全体

本学は、デザイン学と看護学を教育研究の対象としており、次の2つの理念を掲げて、デザイン学及び看護学に関する教育研究に取り組むとともに、社会における有為な人材の育成に取り組むこととしている [資料1-1 pp. 3-4]。

##### 【理念】

##### 1 人間重視を根幹とした人材の育成

デザイン学と看護学は、いずれも人間を対象とした学問領域であることから、両者に共通する「人間重視」の考え方を常に基本とし、一人の人間から社会全体までを対象に、安全で快適な暮らしを創造できる職業人を育成するとともに、知識・技術に加え、教養と人間性を涵養し、有為な人材を育成する。

##### 2 地域社会への積極的な貢献

本学が市民からの負託にこたえ、「市民に開かれた大学」、「市民の力になる大学」、「市民が誇れる大学」という3つの視点を掲げて、地域貢献という使命を果たし続けていくため、時代の要請に柔軟に対応しながら質の高い教育研究を追究する。

これらの理念を踏まえ、本学は次の2つを目的として掲げている [資料1-1 p. 4] [資料1-2 第1条]。

##### 【目的】

##### 1 学術研究の高度化等に対応した職業人の育成

デザインと看護に共通する「人間重視」の考え方を常に基本とし、デザイン分野においては、幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、看護分野においては、医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指す。

##### 2 まちづくり全体により大きな価値を生み出す「知と創造の拠点」

デザイン学部の設置によって、産業や芸術・文化の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たすとともに、看護学部の設置によって、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じた、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。

また、札幌市の行政施策との緊密な連携によって、地域課題の解決に積極的に取り組み、その成果を広く市民に還元して地域貢献を実現する。

高等教育機関として本学が追求すべきこれらの目的を踏まえ、平成22(2010)年4月には、本学デザイン学部・看護学部を基礎とした「大学院デザイン研究科」・「大学院看護学研究科」（いずれも修士課程）を新設するとともに、看護学部を基礎を置く「助産学専攻科」を開設した。大学院は、人間重視の考え方を基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した

能力を培い、知と創造の拠点として札幌市におけるまちづくり全体により大きな価値を生み出し、地域社会に対する積極的な貢献を果たすことを目的として定めている〔資料1-3 第1条〕。なお、平成24（2012）年4月には、大学院両研究科（修士課程）を基礎として、博士課程に課程変更し、博士後期課程を開設するとともに、修士課程を博士前期課程に改称した。

以上の理念や目的に基づいて適切に実施・運営してきた結果の一つとして、本学は平成25（2013）年度（～平成29（2017）年度）に文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC）」に採択された。本事業は、自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学を国が支援するものであり、本学は全教員を挙げて取り組んでいる。本事業の取組は、まさに本学の理念・目的と合致しており、理念・目的を適切に推進している証左であるといえる。

また、本学は、「デザインと看護の連携」と「幅広いネットワーク」という2つの教育研究上の長を軸として、理念・目的の具現化を図っている。前者については学部だけではなく、研究科においても「連携プロジェクト演習」など、2つの学部及び研究科が協同して横断的連携教育を実施している。研究面でも毎年両学部の教員が協同で全学研究交流会を開催し、研究成果の共有を図るなど分野横断的共同研究について推進した結果、毎年度の年度計画〔資料1-4 p.3〕で目標としている年間6件を達成している〔資料1-5 p.26〕。後者の「幅広いネットワーク」については、開学以来、教員は公的機関、市民、産業界等と連携しつつ、受託研究・共同研究をはじめ研究活動を活発に行っている。平成24（2012）年度には独立行政法人北海道立総合研究機構と連携協力協定を締結し、互いの研究・技術分野を補完・強化している。また、国際的なネットワークとして、アジア圏の3大学のほか、平成27（2015）年にはラップランド大学（フィンランド）との間で新たに協定を締結し、更なる充実を図っている。

以上のように、本学の理念・目的は、適切に設定され、目指すべき方向性等を明らかにしている。

## <2>デザイン学部

デザイン学部では、大学の理念・目的を踏まえ、次のとおり、教育研究上の目的を定めている〔資料1-2 第2条2項〕。

### 【目的】

幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす。

この目的の達成に向けて、本学部では開学時から着実にデザインの専門教育を行い、平成28（2016）年3月までに548名の卒業生を輩出した。本学部においては、①高いコミュニケーション能力、②課題探求能力と問題解決能力、③デザインの基礎となる表現力、④人間や環境に配慮したデザイン能力、⑤新たな価値を発見する柔軟な発想、⑥企画力や管理・運営能力の6つの能力を備えた人材を育成することを目指している〔資料1-1 p.9〕。

本学部では、開設初年度からデザインの専門性を、空間デザイン、製品デザイン、コンテ



ンツデザイン、メディアデザインの4分野に分け、学年を追うごとに教育内容に専門性が深まるカリキュラムを実践してきた。平成28（2016）年4月からは、これらの4つの分野を再編し、人間空間デザイン、人間情報デザインの2分野として新たなカリキュラムを開始している。この再編は、本学の理念である、地域で活躍できる高度職業人の育成をより明確にし、変化する社会的ニーズに即応した教育を行う目的で実施したものである。また、こうした地域への人材育成をカリキュラムに積極的に反映させることにより、数あるデザイン系大学や学部の中で本学部の個性化にもつながるものと位置づけている。しかしながら、学年を追って専門性を深化させるカリキュラム・ポリシーは持続させていることから、本学部にとっては発展的な進化である。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、大学の理念を踏まえて博士前期課程及び博士後期課程にそれぞれ次の理念を掲げ、社会における有為な高度専門職業人及び研究者・教育者の育成に取り組んでいる〔資料1-6 pp. 23-24〕〔資料1-7 pp. 19-20〕。

#### 【理念】

##### 〈博士前期課程〉

- 1 人間重視を根幹とし、幅広い視野で活躍できる高度専門職業人及び研究者・教育者を育成する。
- 2 地域課題に対応した教育・研究とその成果を積極的に地域へ還元する。
- 3 デザインと看護が連携した研究を推進する。

##### 〈博士後期課程〉

- 1 自立して研究活動を行い、デザインの学術理論及び技能の高度化を追求する。
- 2 人間重視を根幹とした高度な教育・研究を実践し、「知と創造の拠点」としてその成果を積極的に地域へ還元する。
- 3 深い専門知識や技能に併せて幅広い視野を持つ一層高度な実践的専門職業人及び研究者・教育者を育成する。

また、これらの理念及び大学の目的を踏まえて博士前期課程及び博士後期課程にそれぞれ次の教育研究上の目的を定めている〔資料1-3 第4条第2項〕。

#### 【目的】

##### 〈博士前期課程〉

地域社会全体に内在する様々な課題に対してデザインによる解決策を教育研究することにより、高度で専門的なデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、地域再生・活性化などの貢献を果たす。

##### 〈博士後期課程〉

自立した研究者として独創的な視点から社会課題を発見するとともに、深く研究に取り組み、デザイン分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。

### <4>看護学部

看護学部では、大学の理念・目的を踏まえ、次のとおり、教育研究上の目的を定めている〔資料1-2 第2条2項〕。

**【目的】**

医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。

この目的の達成に向けて、本学部では確実な看護実践力及び高い資質を有する看護職の教育と育成を行い、平成28（2016）年3月までに622名の卒業生を輩出した。更に行政機関や関係機関との連携を通じて地域看護の充実や人々の健康の保持増進につながる研究を行っている。その上で、本学部においては、①対人関係形成能力、②権利擁護・安全なケア提供能力、③的確な判断能力と問題解決能力に基づく看護実践技術力、④医療従事者間における調整・指導のための基礎的能力、⑤課題解決力を高めるための自己研鑽能力の5つの能力を備えた人材を育成することを目指している〔資料1-1 pp. 25-26〕。

本学部では、開設初年度から「実践的に看護を学ぶ」ことを重視し、専門領域では、「講義→演習→実習」の流れを基本としたカリキュラム構成をその特長としてきた。また、本学で養成した模擬患者（市民）の参加による演習を全学年で導入し、早期から対人関係形成能力の育成に力点を置いてきた。更に学修の成果を一定の評価軸に沿って測定することを狙いとして、4年間で学ぶ看護技術内容、到達度及び評価基準を明確に定め、その到達度を適正に評価する客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination、以下、「OSCE」という。）を実施している。

<5>助産学専攻科

助産学専攻科では、大学の理念・目的や看護学部の教育研究上の目的を踏まえ、安心して子どもを出産し、育てることのできる環境を実現すべく、次のとおり目的を定めている〔資料1-8 第2条〕。

**【目的】**

看護学を基盤に、助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育み、地域社会における母子保健の向上に貢献できる、人間性豊かな助産師の育成を目的とする。

この目的の達成に向け、①「生命の誕生」に責任を持って真摯に向き合える誠実で優しい人、②看護学を基盤に、倫理観を持ち、主体的に「助産学」を積み重ねることができる人、③広い視野で現代社会をとらえ、母子保健を取り巻く様々な課題の解決を追究できる人、という育成する人材像を掲げている。このために、核となる助産の知識・技術・態度の修得には、明確な評価基準を示す客観的臨床能力試験（OSCE）を採用している。また、助産実践を研究的・倫理的視点で多角的に分析できる能力獲得のために、助産学課題研究を設定している。

これらは、少子高齢社会の進行に伴って、助産師の担う役割が急速に拡大し、高いスキルを備えた助産師の確保が必要とされる社会的要請に応えるものである。

### ＜6＞看護学研究科

看護学研究科では、大学の理念を踏まえて博士前期課程及び博士後期課程にそれぞれ次の理念を掲げている〔資料1-6 pp.141-142〕〔資料1-7 pp.134-135〕。

#### 【理念】

##### 〈博士前期課程〉

- 1 人間重視を根幹とし、幅広い視野で活躍できる高度専門職業人及び研究者・教育者を育成する。
- 2 地域課題に対応した教育・研究とその成果を積極的に地域へ還元する。
- 3 デザインと看護が連携した研究を推進する。

##### 〈博士後期課程〉

- 1 自立して研究活動を行い、看護学の学術理論及び技能の高度化を追究する。
- 2 人間重視を根幹とした高度な教育・研究を実践し、「知と創造の拠点」としてその成果を積極的に地域へ還元する方法を創造する。
- 3 深い専門知識や技能に併せて幅広い視野を持ち、高度な実践的専門職業人及び研究者・教育者を育成する。

また、これらの理念及び大学の目的を踏まえて博士前期課程及び博士後期課程にそれぞれ次の教育研究上の目的を定めている〔資料1-3 第4条第2項〕。

#### 【目的】

##### 〈博士前期課程〉

保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組む高度な看護実践能力を有する看護職及び総合的な調整能力を有する看護管理者の育成を目指し、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。

##### 〈博士後期課程〉

自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追究を通じて、社会への貢献を果たす。

### （2）大学・学部・研究科等の理念・目的が大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

#### ＜1＞大学全体

本学、学部、研究科等の理念・目的、特長などは、大学学則第1条・第2条〔資料1-2〕、大学院学則第1条・第2条〔資料1-3〕に明記しているほか、公式ウェブサイト〔資料1-9〕、大学案内〔資料1-10〕、シラバス〔資料1-11〕、学生生活ハンドブック〔資料1-12〕、学生募集要項〔資料1-13〕等を用いて学内外に周知・公表している。

教職員に対しては、採用時にファカルティ・ディベロプメント（FD）研修及びスタッフ・ディベロプメント（SD）研修を実施し、本学の理念・目的等の周知を図っている。シラバスや学生生活ハンドブック等の主な印刷物は新年度版発行の都度、全員に配布し、教員会議などにおいて説明を加え、周知している。また、本学の各種委員会活動では教員と職員が協働

して事業計画の策定から実行、評価、改善までを行っており、このプロセスは理念・目的等の教職員への周知・理解に大きく貢献している。

在学生に対しては、各 Semester 開始時に行うガイダンスのほか、シラバスや学生生活ハンドブック等により周知を図っている。更に新入生に対しては、上記の印刷物を入学時に配布し、新入生オリエンテーション時に説明している。

受験生に対しては、公式ウェブサイトからの資料請求 [資料1-14] のほか、高校訪問、出前授業、オープンキャンパス、進学相談会等において、学生募集要項等を配布するとともに、5,000部弱の大学案内を高等学校、高等専門学校等に送付している。

社会に対しては、公式ウェブサイトに掲載し公表している。また、札幌市内中心部にあるサテライトキャンパスで開催する市民公開講座、各種講演会の機会等において大学案内等の配布を行っている。

### <2>デザイン学部

デザイン学部では、教員に対して以下の定期的な機会を設けることで理念・目的の確認を実施している。

- 1 新任教員に対しては、着任直後に所属する学部長からガイダンスを行い、周知を図っている。
- 2 教授会や教員会議において、理念・目的を周知、確認している。
- 3 シラバス [資料1-11-①] や学生生活ハンドブック [資料1-12] 等への掲載のほか、これらの媒体を活用した周知を講じている。
- 4 その他、学部の FD や SD を積極的に開催し、周知を図っている。

また、在学生に対する理念・目的の周知は、各 Semester の初めに実施するガイダンスの中で学部長が説明を行っている。

社会への理念・目的の公表については、オープンキャンパスや大学説明会、高校訪問などで紹介している。更に、他大学や高校からの講義依頼があった場合に理念・目的を紹介した上で開始するなど、多様な機会を通じて公表を心掛けている。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、以下のように、大学構成員（教職員及び学生）に本研究科の理念・目的を周知し、社会に公表している。

教育研究上の理念・目的が記載されたシラバス [資料1-11-④] や学生生活ハンドブック [資料1-12] を教職員及び学生に配布するとともに、教員は毎年度初回（4月）の教授会で理念・目的を再確認し、情報の共有を図っている。また、学生に対しては、入学時にシラバスや学生生活ハンドブックを用いたガイダンスを行い、理念・目的等を詳細に説明している。学外に対しては、学部のオープンキャンパスに合わせてデザイン研究科説明会を開催し、入学希望者等に直接、理念・目的を含めた本研究科の説明を行っている。更に理念・目的や教育・研究内容を広く社会へ公表するため、シラバス [資料1-11-④ pp. 14-15、pp. 98-99] に掲載し、シラバスは公式ウェブサイトからダウンロード [資料1-15] できるようにしている。

#### <4>看護学部

看護学部では、以下のように、教員に対する理念・目的の周知を実施している。

- 1 新規採用教員：新任教員に対しては、着任直後に所属する学部長からガイダンスを行っている。
- 2 教授会、教員会議における連絡等：教授会や教員会議において、理念・目的を周知、確認している。
- 3 シラバス [資料1-11-①] や学生生活ハンドブック [資料1-12] 等へ掲載し、これらの媒体を活用した周知法を講じている。
- 4 その他、学部のFD、SD研修を積極的に開催し、周知を図っている。

在学生に対しては、以下のように、理念・目的の周知を実施している。

- 1 セメスターごとのガイダンス：学生を対象として学年ごとにセメスターの初めにガイダンスを実施しており、その中で学部長が理念・目的についても説明を行っている。
- 2 シラバスや学生生活ハンドブック、イントラサイト（スチューデントブログ）等への掲載など、各種媒体を活用し周知している。

社会への公表については、オープンキャンパスや大学説明会、高校訪問などで紹介している。また、看護学校・大学等から講演依頼、高校等への出前講義があった場合、必ず理念・目的を紹介している。このほか、模擬患者の募集説明会や養成研修の中では、理念・目的などを必ず紹介している。このように多様な機会を通じて情報発信しており、学内教職員や在学生には繰り返し周知し、受験生、社会等に公表している。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科では、学生及び教職員に対する理念・目的の周知には、シラバス [資料1-11-③]、学生生活ハンドブック [資料1-12]、学生募集要項 [資料1-13] 等に掲載し、これらの媒体を活用している。

また、学生には日々の進路相談や進路活動ガイダンス（3年次生対象：キャリア支援委員会担当）においても周知している。加えて、学外に対しては、学部のオープンキャンパスに合わせた助産学専攻科説明会の開催により、入学希望者等に直接、本学の理念等に基づく本専攻科の目的を含めた周知を図っている。このほか、高校訪問及び進学説明会の場を活用し周知している。更に助産学実習に関する打合せ会議・臨地実習指導者会議の際、実習担当教員から本学の理念及び本専攻科の目的を周知している。教職員には看護学部教授会及び教員会議において、理念・目的の確認をしている。

このような形で、本専攻科は理念・目的を学生及び教職員に周知し、社会に公表している。平成22（2010）～27（2015）年において、助産学専攻科説明会の参加者数 [資料1-16] 及び受験者数 [資料1-17（表3）] の平均がそれぞれ27.3人、33.0人と一定範囲内であることは、本学の理念等に基づく本専攻科の目的が参加者や受験者に理解されているからであり、周知・公表の有効性を示すものである。

### <6>看護学研究科

看護学研究科において、大学構成員に対する本研究科の理念・目的の周知は、シラバス〔資料1-11-⑤〕及び学生生活ハンドブック〔資料1-12〕への掲載と配布、入学生ガイダンス等における口頭説明により実施している。入学生ガイダンスでは、その冒頭においてシラバスを資料としながら理念・目的の説明を行い、周知の徹底を図っている。毎年度、入学生ガイダンスには入学者の約90%が、また、大学院担当教員の80~90%が出席しており、周知の機会として有効である。

社会に対する理念・目的の公表は、看護学研究科説明会の開催等を通じて実施している。毎年度定期的に大学が主催する産学官研究交流会及び研究提携施設との公開報告会や市民公開講座等においても、参加者に周知している。

## (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

### <1>大学全体

大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCA サイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。

平成24（2012）年度に策定した6年間の第二期中期計画〔資料1-19〕は、札幌市から提示された第二期中期目標〔資料1-20〕とともに、大学・学部・研究科等の理念・目的を踏まえて策定したものであり、本学は同計画に基づいて事業年度ごとに年度計画〔資料1-4〕を定め、実行している。自己点検・評価委員会では、年度計画の取組状況について半期ごと（一部の取組は四半期ごと）に点検・評価を行っているが、それらの取組が理念・目的を踏まえて実施しているか、その適切性についても併せて点検・評価しており、年度終了後には業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。なお、部局長は同委員会に陪席者として出席し、ヒアリングを受けるとともに、理念・目的の適切性を含めた様々な意見交換を行う。その後、評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、次年度以降も理念・目的を十分念頭に置きながらそれぞれ取組を行っている。

また、自己点検・評価委員会では、（公財）大学基準協会の点検・評価項目に基づく自己点検・評価も行っており、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について改めて検証を行っている。なお、研究科については、完成年次の平成26（2014）年度まで札幌市立大学大学院設置に係る設置計画履行状況調査書を研究科ごとに提出したが、いずれも「留意事項無し」で課程が完成しており、これも理念・目的を定期的に検証する仕組みの一つとなった。

### <2>デザイン学部

平成18(2006)年4月に開設したデザイン学部の目的については、大学設置認可申請書〔資料1-1〕に明記し、それを高次に達成することを狙いとして教育・研究活動を行ってきた。本学部の教育・研究に関する諸活動が大学として適切な水準を維持しているかの検証は、主に自己点検・評価委員会が行っている。同委員会が付した意見は、学部長や所管している学内の関係委員会委員長等に対してフィードバックされ、教授会や各委員会等において改善に向けた検討を行うことによってPDCAサイクルが適切に機能している。更に札幌市地方独立行政法人評価委員会により、6年間の中期目標期間における業務実績のほか、各事業年度の業務実績の評価を受けることが地方独立行政法人法第28条及び第30条で義務づけられている。そのため、年度計画〔資料1-4〕の評価が毎年度適切に行われており、その中の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」の評価が、本学部の目的を検証する一つとして機能している。このほか、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定に当たって複数回実施してきた学部FD研修会及び教授会・教員会議において、理念・目的との整合性を確認しながら合意形成するプロセスを通して検証している。また、平成25(2013)年度開始のCOC事業では、その目的と本学部の目的を検証する良い機会となった。地域に対する対外的な説明を行う上で、本学部の目的をどのように説明し、教育に結びつけていくかをFD研修会等で確認し、全教員が一丸となり実践的に検証する機会が得られた。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、博士前期課程の修了研究審査時に「修了研究における教育・研究上の理念の達成に関する自己申告票」の提出を課し、研究内容が教育・研究理念に関連する5つの項目のどの項目に該当しその理由は何かを自己申告してもらい、その達成度を修了研究審査時に評価しており、教員・学生相互で理念・目的を定期的に検証する仕組みの一つとなっている〔資料1-24〕〔資料1-25〕。

また、博士前期課程における看護学研究科との連携科目「連携プロジェクト演習」では、効果検証アンケートを実施し、理念・目的に合致する科目の有効性を確認している。同様に、博士後期課程「横断型連携特別演習」では、教員・学生が理念・目的に関連づけて公开发表を評価しており、理念・目的を定期的に検証する仕組みの一つとなっている。

上記のほか、平成22(2010)年度及び平成23(2011)年度には文部科学省に大学院設置に係る設置計画履行状況報告書〔資料1-26-①〕を提出し、同様に、平成24(2012)～26(2014)年度には博士後期課程の設置計画履行状況報告書〔資料1-26-②〕を提出して、いずれも「留意事項なし」で課程が完成しており、これも理念・目的を定期的に検証する仕組みの一つとなった。

### <4>看護学部

平成18(2006)年4月に開設した看護学部の目的については、大学設置認可申請書〔資料1-1〕に明記し、それを高次に達成することを狙いとして教育・研究活動を行ってきた。本学部の教育・研究に関する諸活動が大学として適切な水準を維持しているかの検証は、<1>大学全体で述べたように、主として自己点検・評価委員会が行っている。同委員会が付した意見は、学部長や所管している関係委員会委員長等に対してフィードバックされ、教授

会や各委員会等において改善に向けた検討を行うことによってPDCAサイクルが適切に機能している。

このほか、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの策定に当たって複数回実施してきた学部FD及び教授会・教員会議において、理念・目的との整合性を確認しながら合意形成するプロセスを通して検証している。

#### <5>助産学専攻科

本学の理念等に基づく助産学専攻科の目的が、適切に実現しているかの定期的な検証は、①札幌市地方独立行政法人評価委員会による毎年度の法人評価 [資料1-23]、②学内の自己点検・評価委員会による評価 [資料1-5]、③学生による授業評価アンケート [資料1-27]、④専攻科修了時における学生との個別面談、⑤教育評価アンケート集計結果 [資料1-28] に基づき行っている。これらの結果は④を除き、看護学部教授会において共有するとともに、課題などは本専攻科専任教員を構成員とする会議で検討し、必要に応じてカリキュラムに反映できるように、方向性を示して教授会で決定している。なお、個別面談からは「看護師とは異なる責任感を確認できた」「ケアの実践の意味がわかった」などの評価を得ている。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程及び博士後期課程の開設以来、理念・目的を確実に達成できるよう認可申請に基づく教育計画を推進している。理念・目的の適切性については自己点検・評価委員会による学内の評価体制を整え、PDCAサイクルによる検証を継続している [資料1-5]。また、札幌市地方独立行政法人評価委員会による法人評価を受け [資料1-23]、その結果を本研究科の運営に反映させている。

平成22（2010）年度から研究科教務・学生支援委員会が学生による授業評価アンケート [資料1-27] を実施し集計結果を開示するとともに、平成23（2011）年度以降は集計結果に対する所見の提出を教員に義務づけ、理念・目的の達成に向けた授業改善サイクルを可視化し検証している。デザイン研究科との連携科目については効果検証アンケートを実施し、教授会において理念・目的に合致する科目の有効性を確認している。平成26（2014）年度から博士前期課程修了者を対象に、修了時の教育評価アンケート [資料1-29] を実施し、学修到達度を検証している。

また、平成22（2010）年度及び平成23（2011）年度には文部科学省に大学院設置に係る設置計画履行状況報告書 [資料1-26-①] を提出し、同様に、平成24（2012）～26（2014）年度には博士後期課程の設置計画履行状況報告書 [資料1-26-③] を提出して、いずれも留意事項無しで課程が完成しており、これも理念・目的を定期的に検証する仕組みの一つとなった。

## 2. 点検・評価

### ● 基準1の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。



## ① 効果が上がっている事項

## &lt;1&gt; 大学全体

デザイン学部及び看護学部の全学生が異分野を横断した問題解決型プロジェクト学修を必修科目として履修している。知識を修得するだけでなく、地域の課題を探り、異なる分野の学生と協働しながら多面的思考によって解決策を編み出し、提案するという独創的な学部連携教育の実績が評価され、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（COC）」に採択された。こうした特徴的な教育が徐々に社会に浸透し、少子化の時代にあっても収容定員を満たす入学者を確保できている。また、中期計画に基づく年度計画の自己評価や札幌市地方独立行政法人評価委員会による法人評価、（公財）大学基準協会の点検・評価項目に基づく自己点検・評価、文部科学省への設置計画履行状況報告は、本学の理念・目的の適切性を定期的に検証する仕組みとして効果的に機能している。

## &lt;2&gt; デザイン学部

デザイン学の教育研究を通して幅広い専門職業人を育成する目的に対しては、開学以来毎年90名前後の卒業生を輩出し続けてきた実績に効果を見ることができる。また、理念の一つである地域社会への積極的な貢献に対し、札幌市への人材輩出が順調に進んでいる点や〔資料1-30 6. 卒業生の就職状況調〕、第1期生をはじめとする卒業生が就職先の要職に着任するようになり、本学部への求人やキャリア教育に対する循環的な効果が出始めている点も特筆できる。

## &lt;3&gt; デザイン研究科

平成26（2014）年度修了時の教育評価アンケート〔資料1-29〕において、本研究科の理念・目的を踏まえて策定したディプロマ・ポリシーに関連する4つの能力（課題解決能力、創造力、企画調整能力、実践能力）が、修了研究の学びを通して「向上した」「大きく向上した」（5段階評価の4・5に該当）と全員が回答している。また、平成24（2012）年度に博士後期課程第1期生として入学した学生4名のうち、3名が平成27（2015）年度までに博士号を取得・修了している。これらは、本研究科の理念・目的に沿った教育の成果である。

## &lt;4&gt; 看護学部

本学部が行っている客観的臨床能力試験（OSCE）は、理念・目的を具体化した取組であり、学年別の学修到達目標を明確にし、教育方法及び客観的な評価方法をシステム化したプログラムとして、平成20（2008）年度に文部科学省の「質の高い大学教育（教育 GP）」に採択された。また、模擬患者による市民参画型の演習授業の実践についても、OSCEと同様に理念・目的に合致した取組の成果として特筆できる。

## &lt;5&gt; 助産学専攻科

助産学専攻科説明会の参加者に対し実施したアンケートの結果について〔資料1-16〕、参考になった割合が「説明内容」96%、「個別相談」89%であった。これらにより、同説明会は本学の理念及び本専攻科の目的等を直接伝達する場として、有効に機能している。

#### <6>看護学研究科

理念・目的は、社会人の割合が80%以上を占める本研究科においてキャリア支援の視座からも応答性が高く、評価できる。定期検証により効果が得られた点は、本研究科の開設年度から評価体制を稼働させ PDCA サイクルによる検証を継続していること、授業評価アンケート [資料1-27] 及び博士前期課程修了時の教育評価アンケート [資料1-29] を導入し定着させたことである。

#### ② 改善すべき事項

##### <3>デザイン研究科

博士前期課程は入学時と修了時に本研究科の理念・目的を学生・教員相互で確認・検証する仕組みを取り入れているが、博士後期課程は入学時に説明するだけで、その後は確認・検証する仕組みがない。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科博士前期課程修了時の教育評価アンケート [資料1-29] は設問項目が多く、一部の項目が短期評価に適していない可能性がある。また、デザイン研究科の同アンケートと内容・様式が異なっているため、統一様式や全体量の調整について検討を行い、改善を目指すことが今後の課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

今後も理念・目的の実現に向けた教育・研究活動を充実させ、その成果を学外に広報する活動にも重点を置く。文部科学省の「地（知）の拠点整備事業」、更に学外との幅広いネットワークによる連携協力のもと、「知と創造の拠点」の形成となる活動を引き続き推進する。また、教育・研究等の活動の進展・蓄積とともに、本学の理念・目的の適切性についての検証を引き続き行う。

##### <2>デザイン学部

卒業生が引き続き活躍できるよう、同窓会等の協力を得ながら組織的にキャリア教育を行うとともに、デザイン関連業界との連携を図る。

##### <3>デザイン研究科

引き続き、教授会や新入生ガイダンスなどを通して大学構成員（教職員及び学生）へ本研究科の理念・目的を周知するとともに、本研究科博士前期課程での学びが修了時の学生の肯定的自己評価に結びつくよう、理念・目的を踏まえた教育・研究指導を推進する。また、今後もコンスタントに博士号取得者を輩出できるよう、引き続き、理念・目的を踏まえた博

士後期課程での教育・研究指導を推進する。

#### <4>看護学部

OSCE や模擬患者参画型演習は本学部の重要な教育の取組として、理念・目的を踏まえながら教務委員会を中心に運営を継続していく。更にカリキュラムの変更に伴い、学年ごとの到達目標を見直し、教育効果の形成的評価と総括評価を組み合わせた評価体制を強化する。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の説明会が受験生により身近なものとなり、本学を理解した上での受験となるよう、在学生・修了生の協力を得て企画・運営していく。

#### <6>看護学研究科

次年度以降数年間にわたって、定年退職を迎える大学院担当教授が多い。これに伴い、新採用となる教授に対して本研究科の理念・目的の周知を図る必要がある。副学長・看護学研究科長が中心となって、新採用時のガイダンスに当該事項を含めることを企画する。

### ② 改善すべき事項

#### <3>デザイン研究科

博士後期課程1年次の研究計画書審査会、2年次の第1回公開発表会、3年次の博士論文審査会などに理念・目的を確認・検証する仕組みを導入することについて、平成29（2017）年度中にデザイン研究科教務・学生支援委員会で原案を作成、研究科教授会で審議し、平成30（2018）年度から実施する。

#### <6>看護学研究科

修了時の教育評価アンケート[資料1-29]について、看護学研究科教務・学生支援委員会及び研究科教務・学生連絡会議が実施・検証を継続し、次期中期計画に向けて改善策をまとめる。

## 4. 根拠資料

- ・資料1-1 札幌市立大学設置認可申請書
- ・資料1-2 札幌市立大学学則
- ・資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・資料1-6 札幌市立大学大学院設置認可申請書
- ・資料1-7 研究科課程変更認可申請書
- ・資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則

- ・資料1-9 公式ウェブサイト（理念・目的・特長）  
<http://www.scu.ac.jp/about/outline/feature/>
- ・資料1-10 大学案内（平成28（2016）年度）
- ・資料1-11-① シラバス 履修の手引き（平成28（2016）年度）
  - ② シラバス 授業計画（平成28（2016）年度）
  - ③ シラバス 助産学専攻科（平成28（2016）年度）
  - ④ シラバス デザイン研究科（平成28（2016）年度）
  - ⑤ シラバス 看護学研究科（平成28（2016）年度）
- ・資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・資料1-13 学生募集要項（平成28（2016）年度）
- ・資料1-14 公式ウェブサイト（資料請求）  
<http://www.scu.ac.jp/contacts/inquiry/>
- ・資料1-15 公式ウェブサイト（シラバス）  
<http://www.scu.ac.jp/department/syllabus/>
- ・資料1-16 助産学専攻科説明アンケート集計結果（平成22（2010）～27（2015）年度）
- ・資料1-17 大学基礎データ
- ・資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・資料1-24 札幌市立大学大学院デザイン研究科博士前期課程 修了研究における教育・研究上の理念の達成に関する自己申告票
- ・資料1-25 札幌市立大学大学院博士前期課程 デザイン研究科 修了研究 審査基準
- ・資料1-26-① 札幌市立大学大学院設置に係る設置計画履行状況報告書（博士前期課程）
  - ② 札幌市立大学大学院設置に係る設置計画履行状況報告書（デザイン研究科博士後期課程）
  - ③ 札幌市立大学大学院設置に係る設置計画履行状況報告書（看護学研究科博士後期課程）
- ・資料1-27 授業評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・資料1-28 卒業時の教育評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・資料1-29 修了時の教育評価アンケート（平成26（2014）～27（2015）年度）
- ・資料1-30 公立大学実態調査表 抜粋（平成27（2015）年度）

## 第2章 教育研究組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は平成18（2006）年4月に開学して以降、少子高齢社会、情報化の進展、国際化、経済環境の変化等に対応し、有意な教育・研究を行うべく、本学の理念・目的を踏まえ、主な教育研究組織を以下のように編制している。

学部については、デザイン学部デザイン学科、看護学部看護学科で組織し、両学部ともに1学科で構成している。

専攻科については、平成22（2010）年4月に助産学専攻科を開設し、助産学教育を行っている。助産学専攻科は看護学部に基づいている。

大学院については、平成22（2010）年4月にデザイン研究科デザイン専攻（修士課程）と看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設した。デザイン研究科、看護学研究科ともに1専攻で構成し、それぞれデザイン学部、看護学部に基づいている。更に高度な教育研究が実現できるよう、平成24（2012）年4月に両大学院研究科専攻に博士後期課程を開設し、同時に修士課程を博士前期課程と改称した。

また、教育・研究を柔軟かつ機動的に実施するため、学部の教務・学生連絡会議と研究科の教務・学生連絡会議を設置し、共通教育、連携教育・研究、学生支援等についてデザインと看護の間の連絡調整を行っている。

附属研究所・センター等としては、「研究活動、地域貢献及び国内外のネットワーク形成の推進を図ることを目的とする〔資料2-1 第3条〕」地域連携研究センター〔資料2-2〕を平成19（2007）年4月に設置し、地域社会への積極的な貢献という本学の理念・目的を踏まえ、教育・研究の発展のために、地元企業や地方自治体などとの連携事業を行っている。これらのほか、平成26（2014）年4月には、本学の教育・研究理念に基づき、文部科学省等の公的機関が実施する補助事業に関わるプロジェクトを円滑に実施することを目的とした教育支援プロジェクトセンターを設置し、地域社会で活躍する人材育成に取り組んでいる〔資料2-3〕。

以上のように、本学の教育研究組織は、本学の理念・目的に照らして適切に設置している。

#### (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCA サイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。

本学は、札幌市から提示された中期目標〔資料1-20〕を踏まえて中期計画〔資料1-19〕及び各年度の計画〔資料1-4〕を定め、実行している。自己点検・評価委員会では、年度計画の取組状況について教育研究組織の適切性と併せて半期ごと（一部の取組は四半期ごと）に点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議

会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。なお、部局長は同委員会に陪席者として出席し、ヒアリングを受けるとともに、教育研究組織の適切性を含めた様々な意見交換を行う。その後、評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、次年度以降の組織のあり方の検討や取組に生かしている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準2の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

- ① 効果が上がっている事項  
特筆すべき事項はない。
- ② 改善すべき事項  
特筆すべき事項はない。

## 3. 将来に向けた発展方策

- ① 効果が上がっている事項  
特筆すべき事項はない。
- ② 改善すべき事項  
特筆すべき事項はない。

## 4. 根拠資料

- ・資料2-1 公立大学法人札幌市立大学附属研究所規則
- ・資料2-2 公式ウェブサイト（地域連携研究センター）  
<http://www.scu.ac.jp/campus/crc/>
- ・資料2-3 公立大学法人札幌市立大学教育支援プロジェクトセンター規則
- ・〔既出〕資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・〔既出〕資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・〔既出〕資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・〔既出〕資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）

- ・ [既出] 資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・ [既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・ [既出] 資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）

## 第3章 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

##### <1>大学全体

本学が求める教員像は、「人間重視を根幹とした人材の育成」と「地域社会への積極的な貢献」という本学の理念を実現するため、教育者、研究者として自己の崇高な使命と役割を自覚し、深く専門の学芸を教授研究し、その職責の遂行に努める人物である。教員は、教授会〔資料3-1〕〔資料3-2〕や全学FD研修会、自己点検・評価委員会を中心に各学内委員会等が行う自己点検・評価活動などで理念・目的を再確認する際に、本学が求める教員像について意識の共有に努めている。

学部における教員組織の編制方針は、学科目制により各専門領域に関する教育研究に必要な専任教員を配置し、近い領域を担当する教員同士の連携や、担当する領域が異なる教員の横断的な取組を促すことで、柔軟かつ機動的な教育研究の展開を実現することとしている。この編制方針は、大学設置認可申請書〔資料1-1〕に明記しており、現在も変更はない。平成18(2006)年4月の開学以来、本方針に基づいて柔軟かつ機動的な教育研究を継続して展開していることから、本方針が教職員で共有され、方針と教員組織の編制実態は整合性が取れていると判断している。

大学院博士前期課程における教員組織の編制方針は、それぞれの教育・研究分野における教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルを有する専任教員を配置することを基本としている。また、個々の教員の配置に当たっては、学位のほか、それぞれの専門分野における十分な教育実績、研究業績、実務経験などと担当授業科目の適合性について検討を行い、担当教員を配置することとしている。この編制方針は、大学院設置認可申請書〔資料1-6〕に明記しており、現在も変更はない。平成22(2010)年4月の大学院デザイン研究科・看護学研究科(修士課程)の開設以来、専任教員を配置する際には、本方針に基づいて募集を行い、専任教員の教育実績、研究業績、実務経験などと担当授業科目の適合性を人事委員会で審査していることから、本方針が教職員で共有され、方針と教員組織の編制実態は整合性が取れていると判断している。

大学院博士後期課程における教員組織の編制方針は、学位のほか、それぞれの専門分野(領域)に関する教育実績、研究業績、実務経験に秀でた人材を配置することはもとより、分野(領域)を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで学生指導が行える体制とすることとしている。また、本課程における授業や学生指導に当たっては、専門分野(領域)に関する極めて高度な教育・研究業績や指導能力を有する教員が必要となるため、基本的に全ての科目に専任教員を充てることとしている。この編制方針は、大学院設置認可申請書〔資料1-7〕に明記しており、現在も変更はない。平成24(2012)年4月の大学院デザイン研究科・看護学研究科博士後期課程の開設以来、専任教員を配置する際には、本方針に基づいて募集を行い、学位、教育実績、研究業績、実務経験等を人事委員会で審査している。また、本方針に基づいて分野(領域)を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで学生指導が行える体制を継続して整えていること及び全ての科目に専任教員を充てていることから、本方針が教職員で共有され、方針と教員組織の編制実態は整合性が取れていると判断している。



教員に求める能力・資質等は、教員選考基準第4条において〔資料3-3〕、大学設置基準第14条から第17条に準拠して、教授から助教・助手までそれぞれの職位の選考基準を明確に定めており、教員選考基準で学部担当教員に求める能力、資質等を明らかにするとともに、教員選考基準をイントラサイトで明示している。また、大学院博士前期・後期課程の研究指導教員等の資格認定審査は、各研究科の教員組織の編制方針を踏まえ、大学院設置基準第9条に則り、各研究科が定めた研究指導教員等の資格認定に関する内規〔資料3-4〕に基づいて研究科教授会の代議員会で行っており、同内規で大学院担当教員に求める能力、資質等を明らかにするとともにイントラサイトで明示している。

教員構成は、第二期中期計画〔資料1-19〕において、教職員の配置・定員の適正化に関する目標を達成するための措置として「教職員の定員計画を策定し、適切な教職員組織を実現する」こととしており、博士後期課程が完成する平成25（2013）年3月以降の定員計画について人事委員会で審議し、平成26（2014）年度以降の人事計画〔資料3-5〕を定め、それに基づいて平成26（2014）年度以降の教員の定年退職等を見据えながら年度ごとの教員配置を明確にしている。

教員の組織的な連携体制として、デザイン学部と看護学部の連携に関する事項等を取り扱う教務・学生連絡会議を設置している〔資料3-6〕。ここでは、両学部の教員が連携して授業を担当する「学部連携演習」に関する事項や共通教育に関する事項、授業改善、成績評価、学生指導に係る事項等について協議している。同様に、大学院においては研究科教務・学生連絡会議を設置しており〔資料3-7〕、デザイン研究科と看護学研究科の連携教育や研究指導に関する事項等について協議している。また、大学全体の組織的な連携体制を協議する場として部局長会議があり〔資料1-21〕、ここでは、各学部・研究科教務で審議された事項、教務・学生連絡会議や研究科教務・学生連絡会議で審議された事項等について確認（又は協議）し、全学的な連絡及び調整も行うこととしている。以上のように、規定を整備の上、教員の組織的な連携体制を明確化している。

教育研究に係る責任の所在については、大学学則第7条で学部には学部長を置くことを定め〔資料1-2〕、同第14条で教授会の設置、教授会の構成員、審議事項等を定めている。同様に、大学院学則第6条で研究科に研究科長を置くことを定め〔資料1-3〕、同第8条で研究科教務の設置、研究科教務の構成員、審議事項等を定めており、組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしている。実際、教育研究に係る重要事項は、学部においては各学部の教授会、大学院においては各研究科教務で審議し、学長に上申しており、教育研究に係る責任の所在を明確にしている証左と言える。

以上のように、本学は、理念・目的と併せて大学として求める教員像について意識の醸成に努めている。また、教員組織の編制方針を明確に定めている。ただし、現状において教員像を明文化していないため、今後、明文化に取り組むことが課題である。

## <2>デザイン学部

デザイン学部における教員組織の編制方針は、学科目制により各専門領域に関する教育研究に必要な専任教員を配置し、近い領域を担当する教員同士の連携や、担当する領域が異なる教員の横断的な取組を促すことで、柔軟かつ機動的な教育研究の展開を実現することとしている。実際、デザインの基盤となる造形表現力を学ぶ「表現基礎（描画）」「表現

基礎（製図）」「表現基礎（構成）」やコンピュータを活用した表現技術を学ぶ「3DCG 実習」「CAD 実習」「時間表現理論／演習」の科目群では、近い領域の教員同士や領域が異なる教員同士が担当するように配置し、教員同士の連携や横断的な取組を促すとともに学生へのきめ細かい対応ができるようにしている。

また、専任教員一人当たりの在籍学生数は11.4人であり、高い専門性を持つ学問分野として必要な少人数の教育が可能な条件を実現している。

教員の組織的な連携体制については、学部全体や専門コース間の連携、デザイン学部とデザイン研究科の連携を調整する場として、学部長と各専門コースを代表する教授及び研究科長で構成する学部運営会議を定期的に行い、学部教員の組織的な連携を図っている。また、＜1＞大学全体で述べたように、デザイン学部と看護学部の組織的な連携を協議する場として教務・学生連絡会議〔資料3-6〕を設置し、組織的な連携体制を明確化している。

#### ＜3＞デザイン研究科

デザイン研究科博士前期課程における教員組織の編制方針は、それぞれの教育・研究分野における教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルを有する専任教員を配置することを基本としている〔資料1-6〕。また、個々の教員の配置に当たっては、学位のほか、それぞれの専門分野における十分な教育実績、研究業績、実務経験などと担当授業科目の適合性について検討を行い、担当教員を配置することとしている。実際、平成22（2010）年4月の大学院デザイン研究科（修士課程）の開設以来、専任教員を配置する際には、本方針に基づいて専任教員の教育実績、研究業績、実務経験などと担当授業科目の適合性を人事委員会で審査している。また、博士前期課程の研究指導教員一人当たりの在籍学生数は2.1人であり、高い専門性を持つ学問分野として必要な少人数の教育・研究指導が可能な条件を実現している。

デザイン研究科博士後期課程における教員組織の編制方針は、学位のほか、それぞれの専門分野に関する教育・研究分野に関する教育実績、研究業績、実務経験に秀でた人材を配置することはもとより、領域間の垣根を低くして、領域を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで学生指導を行うことができる体制とすることとしている〔資料1-7〕。

教員の組織的な連携体制については、研究科全体や専門分野間の連携、デザイン研究科とデザイン学部の連携を調整する場として、研究科長と各専門分野を代表する教授及び学部長で構成する研究科運営会議を定期的に行い、研究科教員の組織的な連携を図っている。また、＜1＞大学全体で述べたように、デザイン研究科と看護学研究科の組織的な連携を協議する場として研究科教務・学生連絡会議〔資料3-7〕を設置し、組織的な連携体制を明確化している。

#### ＜4＞看護学部

看護学部の教員組織の編制方針は、学科目制により看護学の教育・研究に必要な専任教員を配置すること、関連領域を担当する教員間の連携や担当が異なる領域の横断的な取組を促し、柔軟で機動的な教育研究組織体制を構築すること、更に看護を実践的に教育するために専門職としての実務経験、助教以上の職位には修士以上又はこれらに準じた業績を有することとしている。教育目標を達成するために個々の教員の資質向上を図るとともに、

教員全体の教育研究業績を把握した上で、必要に応じて教員を採用している。また、専任教員一人当たりの在籍学生数は7.6人と、高い専門性を持つ学問分野として必要な少人数の教育が可能な条件を実現している。

教員の組織的な連携体制の明確化については、両学部の教員が連携して授業を担当する「学部連携演習」等、大学の共通教育に関する事項、授業改善・成績評価・学生指導等に係る事項等について両学部長を含む教務・学生連絡会議〔資料3-6〕において協議している。この他に学部の教務、学生支援、キャリア支援のそれぞれの委員長が定期的に情報共有し、学部教員の連携体制を円滑に行っている。

教員の組織的な連携体制については、＜1＞大学全体で述べたように、デザイン学部と看護学部の組織的な連携を協議する場として教務・学生連絡会議を設置し、組織的な連携体制を明確化している。このほか、看護学部長と看護学部の教務委員長、学生支援委員長、キャリア支援委員長が定期的に情報共有する場を設けており、学部教員の組織的な連携を円滑に行っている。

#### ＜5＞助産学専攻科

助産学専攻科は、看護学を基盤に助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育むため、助産の専門領域において教育、研究、実践に対する十分な業績や経験を有する教員を配置し、きめ細やかな講義・演習及び実習指導が可能な組織体制を構築することを目指すこととしている。本専攻科の教員組織編制の基本方針は、助産学の専門領域において教育実績、研究実績、実務経験を有する教員を配置し、看護学部と兼務することとしている。教員一人当たりの学生数は平均1.4名（専攻科入学定員10名）である。

教員組織については看護学部長と助産学専攻科長の責任と指導のもと、看護学部教授会等で情報共有しながら合意形成を行っている。

#### ＜6＞看護学研究科

看護学研究科博士前期課程における教員組織の編制方針は、看護学専門領域における教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルを有する専任教員を配置することを基本としている〔資料1-6〕。教員については、学位のほか、各々の専門領域における教育実績、研究業績、臨床実務経験と担当授業科目の整合性を検討し配置することとしている。特に十分な水準及び数の専任教員を確保し、きめ細やかな教育・研究指導が可能な組織体制を構築することを目指している。本研究科においては長期履修生が多いため、専任教員一人当たりの在籍学生数を定数から求めると、博士前期課程が1.6人、博士後期課程が0.75人であり、高い専門性を有する教員による少人数の教育体制が整っている。

看護学研究科博士後期課程における教員組織の編制方針は、学位のほか、それぞれの専門領域に関する教育・研究、教育実績、研究業績、実務経験に秀でた人材を配置することはもとより、領域を超えた担当教員の相互連携・協力のもとで学生指導を行うことができる体制とすることとしている〔資料1-7〕。

教員の組織的な連携体制については、＜1＞大学全体で述べたように、看護学研究科とデザイン研究科の組織的な連携を協議する場として研究科教務・学生連絡会議〔資料3-7〕を設置し、組織的な連携体制を明確化している。また、看護学研究科長と看護学研究科教務・

学生支援委員長が定期的に情報共有する場を設けており、研究科教員の組織的な連携を図っている。

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### <1>大学全体

本学では、学部、研究科それぞれが教員組織の編制方針に基づき、以下に示すように大学設置基準、大学院設置基準で定められた必要数を上回る数の専任教員で構成する教員組織を整備している。

平成28(2016)年5月1日現在、デザイン学部は、大学設置基準で定められた専任教員数10名(うち教授5名)に対して、専任教員数32名(うち教授14名)を擁し、4つの専門コース(平成28(2016)年度以降の入学生に対しては、2つの専門コース)の教育研究を行っている。なお、この中にはデザイン学部と看護学部と共通する共通教育科目を担当する教員3名を含んでいる。看護学部は、大学設置基準で定められた専任教員数12名(うち教授6名)に対して、専任教員数41名(うち教授11名)を擁し、9つの専門領域の教育研究を行っている。学部の各コース(領域)及び共通教育科目の担当には責任者となる教授を配置し、必要な調整を通して、コース(領域)内、コース(領域)間での連携や各学部の専門教育と共通教育との連携が円滑に行える組織体制を構築している。

デザイン研究科博士前期課程は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数5名(うち教授4名)及び研究指導補助教員数3名の計8名に対して、研究指導教員数15名(うち教授11名)、研究指導補助教員数3名の計18名を擁し、3つの専門分野の教育及び研究指導を行っている。同様に、デザイン研究科博士後期課程は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数5名(うち教授4名)及び研究指導補助教員数3名の計8名に対して、研究指導教員11名(うち教授8名)、基本科目担当教員数1名の計12名を擁し、2つの専門分野の教育及び研究指導を行っている。

看護学研究科博士前期課程は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数6名(うち教授4名)及び研究指導補助教員数6名の計12名に対して、研究指導教員数15名(うち教授11名)、研究指導補助教員数8名の計23名を擁し、9つの専門分野の教育及び研究指導を行っている。同様に、看護学研究科博士後期課程は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数6名(うち教授4名)及び研究指導補助教員数6名の計12名に対して、研究指導教員数9名(うち教授8名)、研究指導補助教員数3名の計12名を擁し、9つの専門分野の教育及び研究指導を行っている。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについて、教員採用公募の手続きを具体例として述べる。教員採用公募に当たっては、当該学部の学部長・研究科長の連名で「教員配置要望書」を人事委員会委員長に提出する。この要望書には、学部及び研究科での担当授業科目、研究分野とともに「研究科において研究指導教員または研究指導補助教員を担当可能な教育・研究実績を要すること」などの採用条件を記載する。更に「教員配置要望書」とともに提出する「教員選考発議書」には、教員採用公募者の書類選考及び面接を担当する選考委員会の委員名簿を記載する。人事委員会はこれを受けて、選考委員会の編成について審議する。審議に当たっては、当該学部のコース(分野・領域)の教育研究に最も精通し

た教授や近隣分野・領域の教授が選考委員に含まれているか、学部間と研究科間の連携教育の視点や客観的な観点から選考委員を務める他学部の教授が2名含まれているかなどを確認している。人事委員会の審議を経て編成した選考委員会では、応募者の学位、専門職資格（看護師、保健師、助産師など）、教育実績、研究業績、実務実績などを詳細に精査し、厳選の上、書類選考合格者（面接審査対象者）を決定する。面接では教育実績、研究業績、実務実績などについて当該対象者に説明を求め、授業科目の適合性、学生指導、研究指導、大学運営などの多様な観点から試問し、採用予定候補者を厳格に判定している。その後、選考委員長は人事委員会委員長に選考結果報告書を提出するとともに採用予定候補者と判定した理由を説明する。これを受け、人事委員会において、当該候補者について審議している。人事委員会で承認した当該候補者については、教育研究審議会の議に基づき学長が採用を決定している。更に採用後、教授、准教授、講師については、当該研究科の教員組織の編制方針を踏まえ、博士前期・後期課程の研究指導教員等の資格認定審査を行って、研究指導教員又は研究指導補助教員の認定及び担当授業科目の可否を判定している。以上のように、本学では学部、研究科ともに授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みを適切に整備し運営している。

大学院研究科担当教員の資格と配置については、(1)に記載したように各研究科の教員組織の編制方針を踏まえ、大学院設置基準第9条に則り、各研究科が定めた研究指導教員等の資格認定に関する内規〔資料3-4〕に基づいて研究科教授会の代議員会で博士前期・後期課程の研究指導教員等の資格認定審査を行っており、研究科担当教員を適正に配置している。また、資格認定に関する内規で研究科担当教員の資格を明らかにするとともに内規をイントラサイトで公開している。なお、研究科は大学院設置基準第14条による昼夜開講、土曜日開講を行っていることから、教員の教育活動実績は、担当授業時間について昼夜複数開講は2、18時以降の授業及び土曜開講は1.3の係数を乗じて重み付けを行うなど、適切な評価に努めている。

教員の年齢構成については、教授25名の平均年齢は60.2歳、准教授19名の平均年齢は50.6歳、講師19名の平均年齢は45.6歳、助教10名の平均年齢は38.5歳であり、特定の年齢層への著しい偏りはなく、全体として年齢のバランスが保たれていると言える。

以上のように、本学では各学部、研究科がそれぞれの教育課程に相応しい教員組織を整備している。

なお、教員組織の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCAサイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。本学は、札幌市から提示された中期目標〔資料1-20〕を踏まえて中期計画〔資料1-19〕及び各年度の計画〔資料1-4〕を定め、実行している。自己点検・評価委員会では、年度計画の取組状況について教員組織の適切性と併せて半期ごと（一部の取組は四半期ごと）に点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。なお、部局長は同委員会に陪席者として出席し、ヒアリングを受けるとともに、教員組織の適切性を含めた様々な意見交

換を行う。その後、評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、次年度以降の組織のあり方の検討や取組に生かしている。

#### <2>デザイン学部

教員組織については、大学設置基準で定められた専任教員数10名（うち教授5名）に対して、教授14名、准教授8名、講師8名、助教2名の計32名を擁し、4つの専門コース（平成28（2016）年度以降の入学生に対しては、2つの専門コース）の教育研究を行っており、大学設置基準で定められた必要数を上回る数の専任教員で構成する教員組織を編制方針に沿って整備している。なお、この中にはデザイン学部と看護学部に通ずる共通教育科目を担当する教員3名が含まれている。

教員の年齢構成については、本学部教授14名の平均年齢は60.6歳、准教授8名の平均年齢は47.6歳、講師8名の平均年齢は40.9歳、助教2名の平均年齢は31.5歳であり、特定の年齢層への著しい偏りはなく、全体として年齢のバランスが保たれていると言える。

#### <3>デザイン研究科

博士前期課程の教員組織は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数5名（うち教授4名）及び研究指導補助教員数3名の計8名に対して、研究指導教員15名（教授11名、准教授4名）、研究指導補助教員3名（教授1名、講師2名）の計18名を擁し、3つの専門分野の教育及び研究指導を行っている。同様に、博士後期課程の教員組織は、大学院設置基準で定められた研究指導教員数5名（うち教授4名）及び研究指導補助教員数3名の計8名に対して、研究指導教員11名（教授8名、准教授3名）、基本科目担当教員1名（教授1名）の計12名を擁し、2つの専門分野の教育及び研究指導を行っており、博士前期・後期課程ともに大学院設置基準で定められた必要数を上回る数の研究指導教員で構成する教員組織を編制方針に沿って整備している。

教員の年齢構成については、博士前期課程の研究指導教員15名の平均年齢は55.7歳、研究指導補助教員3名の平均年齢は46.7歳である。同様に、博士後期課程の研究指導教員11名の平均年齢は54.6歳であり、特定の年齢層への著しい偏りはなく、全体として年齢のバランスが保たれていると言える。

#### <4>看護学部

教員組織は、編制方針に沿って、看護学の専門領域を大きく9領域（基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護学、地域看護学、看護管理学）に区分し、相応の教育経験、教育研究業績、実務経験等を有する教授11名、准教授11名、講師11名、助教8名に加え、助手4名を適切に配置している。全員が看護師免許を有している。本学部の教員組織は、学科目制により教育研究に必要な専任教員を配置しているほか、関連領域を担当する教員同士の連携や、担当する領域が異なる教員の横断的な取組を促すことで、柔軟かつ機動的な教育研究を展開している。また、専門科目の多くは専任教員が担当している。一部の専門科目は専門的な実務家を非常勤講師としており、最新の医療現場に対応した教育を実施している。

教員の年齢構成については、教授11名の平均年齢は58.7歳、准教授11名の平均年齢は

52.7歳、講師11名の平均年齢は49.1歳、助教8名の平均年齢は40.3歳、助手4名の平均年齢は35.5歳であり、特定の年齢層への著しい偏りはなく、全体として年齢のバランスが保たれていると言える。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の担当教員は看護学部にも所属する7名（教授1、准教授1、講師3、助教1、助手1）を配置しており、全員が助産師の免許を有し、助産学専門領域の教育実績、研究業績、実務経験を有している。本専攻科のコア科目は専任教員が担当し、実習科目等は専任教員が担当するほか、実習施設に臨地実習指導者を置いて指導を行っている。なお、助産学臨地実習が妊産婦の出産等に合わせて土日や正課時間外に行われることが多いことから、教員の教育活動実績については、学部の臨地実習時間の1.3の係数を乗じて重み付けを行うなど、適切な評価に努めている。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程の教員組織は、研究指導教員が特任1名を含む教授11名、准教授4名、研究指導補助教員が准教授6名、講師3名で、専門科目をはじめとして各科目を展開している。このほか科目のみを担当する教員が1名いる。同様に、博士後期課程の教員組織は、研究指導教員が特任1名を含む教授8名、准教授1名、研究指導補助教員が教授1名、准教授2名、計12名（27%）である。看護学専門領域の教育実績、研究業績、実務経験について高いレベルを有する教員を配置している。本研究科の設置基準上の必要専任教員数（研究指導教員6名（うち教授4名）、研究指導補助教員6名）を上回る25名を配置し、編制方針に沿ってきめ細やかな教育・研究指導を行うことのできる教員組織体制を整備している。このうち13名が博士の学位を有している。

教員の年齢構成については、博士前期課程の研究指導教員15名の平均年齢は58.3歳、研究指導補助教員9名の平均年齢は50.8歳である。同様に、博士後期課程の研究指導教員9名の平均年齢は60.6歳であり、特定の年齢層への著しい偏りはなく、全体として年齢のバランスが保たれていると言える。

### （3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### <1>大学全体

教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きは、教員の採用及び昇任に関する規程〔資料3-8〕、教員選考基準〔資料3-3〕、教員選考細則〔資料3-9〕を整備し、以下のように手続きを明確化している。すなわち、教員の採用及び昇任に関する規程第1条で「教員の採用及び昇任の選考は、教育研究審議会の議に基づき学長が行う」と定め、同規程第2条で「教員の配置及び選考の審議を行うときは、学長は、教育研究審議会の定める基準により行う」と定めている。また、教育研究審議会が定めた教員選考基準の第4条で「教員の採用及び昇任の選考は、学歴、教歴、研究員歴（高等教育機関、研究機関等における研究員の経歴をいう。）その他の職歴、研究業績又は作品、技能、人格及び健康を基準として行う」と定めている。更に教員選考細則では、①教員の配置及び選考等は人事委員会において審議

すること、②教員の配置に当たっては、学部長等が教員配置要望書を人事委員会に提出しなければならないこと、③教員の選考については、学部長等が選考委員会を組織して行うこと、④選考委員は、教員6名以内とし、そのうち2名は他学部の教員をあてること及び選考委員長は委員の互選によること、⑤選考委員会を編成する際には、学部長等は教員選考発議書をもって、人事委員会の承認を得ること、⑥選考委員会における教員の選考結果については、選考結果報告書をもって人事委員会に報告し、人事委員会で審議すること、⑦人事委員会の審議を受け、学長は、選考結果を教育研究審議会に報告し、その議に付すること、などの手続きを詳細に定めている。なお、本学では専任教員は全て5年任期で採用している。

教員人事については、教員採用公募を行う場合を例に説明する。教員選考細則に基づき、当該学部の学部長・研究科長は連名で人事委員会に教員配置要望書を提出する。人事委員会は、職位、学部及び研究科における担当予定授業科目、研究分野、配置を必要とする理由、採用条件（例えば、「研究科において研究指導教員または研究指導補助教員を担当可能な教育・研究実績を要すること」）など、教員の採用に関する事項を審議している。また、当該学部の学部長・研究科長は、応募者の書類選考及び面接を担当する選考委員会の委員名簿に記載された教員選考発議書を教員配置要望書とともに人事委員会に提出し、人事委員会は、当該学部のコース（分野・領域）の教育研究に最も精通した教授や近隣分野・領域の教授が選考委員に含まれているか、学部間・研究科間の連携教育の視点や客観的な観点から選考委員を務める他学部の教授が2名含まれているかなどを審議している。選考委員会では、応募者の学歴（学位）、専門職資格（看護師、保健師、助産師など）、教歴（教育実績）、研究業績、その他の職歴（実務実績）などを詳細に精査し、厳選の上、書類選考合格者（面接審査対象者）を決定し、面接では教歴（教育実績）、研究業績、その他の職歴（実務実績）などについて当該対象者に説明を求め、担当予定授業科目との適合性、学生指導、研究指導、大学運営などの多様な観点から試問し、採用予定候補者を厳格に判定している。その後、選考委員長は人事委員会に選考結果報告書を提出するとともに採用予定候補者と判定した理由を説明し、審議を経て人事委員会として当該候補者を承認している。教員の採用及び昇任に関する規程第1条に基づき、学長はこの採用予定者を教育研究審議会の議を経て採用を決定している。教員の昇任についても候補者を学内公募し、昇任決定までの審査手続きは教員採用公募の場合と同じである。

教員の教育研究活動の業績評価については、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項及び第2項並びに公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則〔資料3-10〕第12条の規定に基づき、教員人事の活性化を図ることを目的として、教員の任期に関する規程〔資料3-11〕及び教員の再任に関する細則〔資料3-12〕を定めている。再任に関する細則では、再任審査について規定し、審査項目の一つとして4つの教員評価項目（教育活動・研究活動・大学運営・社会貢献に関する事項）を定めており、それに基づき専任教員は年度ごとに教員活動実績申告書を提出している。教員評価委員会は、教員活動実績申告書に記入された4つの教員評価項目の内容を精査し、評価点を確定させ、それを基に人事委員会は評価を決定し、年度ごとの評価結果を理事長が各教員に文書で伝達している。また、教員活動実績の評価結果は、教員の昇任審査や任期更新審査にも使用している。任期更新審査では、5年間の教育活動実績の評価結果を基に人事委員会で当該教員の再任審査を行い、教育研究審議会の議を経て再任の可否を決定している。このように本学では教員の教育研



究活動の業績を適切に評価し、教育研究活動の活性化に努めている。

以上のように、本学では規程等に従って教員の募集・採用・昇格等の教員人事を適切に行っている。

#### <2>デザイン学部

デザイン学部教員の募集・採用・昇格等に関する手続きは、<1>大学全体で述べたように、教員の採用及び昇任に関する規程〔資料3-8〕、教員選考基準〔資料3-3〕、教員選考細則〔資料3-9〕に基づいて、手続きを明確に行っている。また、これらの規程類はイントラサイトで明示している。

教員人事については、教員の昇格人事（学内公募）を例に説明する。人事委員会が所掌している教員定員計画〔資料3-13〕に基づいて、教員の昇格人事が見込める状況になった場合は、デザイン学部長及びデザイン研究科長は連名で人事委員会に教員配置要望書及び教員選考発議書を提出し、デザイン学部教員の昇格人事について承認を求めている。人事委員会の承認が得られた後、学内公募要領をイントラサイトで公開し、公募対象者となる教員に電子メールで通知するとともに学部長が教授会で学内公募について報告している。教員からの応募書類が提出された後の選考・審議手続きについては、<1>大学全体で詳細に記述したので説明を省略する。

#### <3>デザイン研究科

デザイン研究科は、教員の募集・採用・昇格等を独自に行っていない。本研究科の教員はデザイン学部所属であり、教員の募集・採用・昇格等については、<1>大学全体及び<2>デザイン学部を参照されたい。

#### <4>看護学部

看護学部教員の募集・採用・昇格等に関する手続きは、<1>大学全体で述べたように、教員の採用及び昇任に関する規程〔資料3-8〕、教員選考基準〔資料3-3〕、教員選考細則〔資料3-9〕に基づいて、手続きを明確に行っている。また、これらの規程類はイントラサイトで教員に公開している。

教員人事は、デザイン学部と同様に教員定員計画〔資料3-13〕に基づいて、教員の昇格人事が見込める状況になった場合は、看護学部長及び研究科長名で人事委員会に教員配置要望書及び教員選考発議書を提出し、教員の昇格人事について承認を求めている。人事委員会の承認が得られた後、学内公募要領をイントラサイトで公開し、公募対象者となる教員に電子メールで通知するとともに学部長が教授会で学内公募について報告している。教員からの応募書類が提出された後の選考・審議手続きについては、<1>大学全体で詳細に記述したので説明を省略する。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科は、独自に教員の募集・採用・昇格等を行っていない。本専攻科の教員は看護学部所属であり、教員の採用等については、<1>大学全体及び<4>看護学部を参照されたい。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科は、教員の募集・採用・昇格等を独自に行っていない。本研究科の教員は看護学部所属であり、教員の採用等については、<1>大学全体及び<4>看護学部を参照されたい。

#### (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

##### <1>大学全体

教員の教育研究活動等の評価は、教員活動評価実績申告書〔資料3-14〕による活動評価と、前期・後期授業評価アンケート〔資料1-27〕に基づく授業評価所見の公開により実施している。

前者の教員活動評価実績申告書は、教員の教育、研究、大学運営、社会貢献の4領域の活動実績を示す評価項目で構成される。教員自身は、教員評価委員会の作成による評価基準に基づき、同申告書に記載し自己申告する。なお、この形は平成22（2010）年度から実施している。評価結果は、理事長名で教員個々にフィードバックし、異議ある場合には一定の期間内にその申し出が可能となっている。

後者の授業評価アンケートに基づく授業評価は、科目責任者が最終授業時に学生へ説明し、同意を得た上で実施している（平均回答率74.6%）。この結果は、科目責任者へフィードバックされる。同責任者はこれを基に、授業改善の取組について授業評価アンケート集計結果に関する所見を作成する。この所見は、イントラサイトにて学生及び教職員に公開している。アンケート結果及び所見は、学士課程、助産学専攻科、大学院博士前期・後期課程に相応しい教育内容の提供及び教育方法・指導の適切性に反映している。このように、授業評価アンケートの実施は、教員個々の教育内容や教育方法を客観的に見直す一つの機会となっており、教員自身の資質の維持・向上に有用である。

ファカルティ・ディベロプメント（FD）については、社会の動向や学生のニーズ、更に本学に期待される教育需要に応えるべく、教員の資質の維持・向上及び教育方法の改善に向け、FD委員会を中心に計画的かつ組織的に取り組んでいる〔資料3-15〕。平成24（2012）年度からのFDは、その全体像の俯瞰可能なFD実績マップ〔資料3-16〕を作成し、策定した8項目（教育制度、カリキュラム、教育方法、教育評価、研究、社会貢献、就職・学生支援、その他）に則り、偏りがないよう年間計画を立案し実施している。具体例として、地域志向性や学部連携等のカリキュラムに関する研修、教育活動の効果・効率・魅力を高めるインストラクショナルデザイン等の教育方法に関する研修、学修評価の基礎知識とルーブリック作成等の教育評価に関する研修、学内研究交流会・研究における倫理等の研究に関する研修等、ソーシャルメディアに関するリスクマネジメント等の学生支援に関する研修等である。

また、本学では、授業参観を通じて得られた知見をもとに授業内容や方法等について、教員間で情報を共有し、個々の教員が今後の授業内容や方法の改善に生かすとともに、全学的な教育活動の質的向上に資することを目的として、教員相互の授業参観を行っている。平成26（2014）年度から他学部の授業参観も計画的に実施し、その参加教員数は57名である。

これらの結果、平成22（2010）～28（2016）年5月まで実施した全学FD研修会は、計70回と活発に開催している。また、FD研修会終了時には、当該FDに関するアンケート調査を実施し〔資料3-17〕、その結果は教員の資質の維持・向上及び教育方法の改善に向けた今後の企画・運営に活用している。

これら学内FDに加え、北海道地区FD・SD 推進活動に幹事校として参画し、更に北海道大学高等教育推進機構高等教育研修センターの共同利用運営委員として学外の大学とも積極的に連携し、効果的なFD研修の企画に取り組んでいる。また、平成22（2010）～27（2015）年度の学外FD研修会への参加者は延べ22名（開催回数11回）〔資料3-18〕である。これらの研修内容には、新任教員セミナー、FDフォーラム、大学教育研究フォーラム等が含まれ、教員の様々な経験に対応し得るものであり、教員の資質の維持・向上及び教育方法の改善の機会として有用である。

### <2>デザイン学部

デザイン学部における教員の教育研究活動等の評価の実施については、<1>大学全体に準じて実施している。教育研究活動実績を自己申告し、その結果が教員評価として各自にフィードバックされるという教育研究活動評価の仕組みが浸透している。教員自身の教育研究活動の4領域のバランスを自己評価することができ、次年度の活動目標や具体的取組を検討する機会となっている。授業評価アンケートに基づいた授業評価については、学生に対し授業の最終講で授業評価アンケートを実施している。教員は、この授業評価を基に授業評価改善の取組について授業評価所見を作成し、イントラサイトにて学生及び教職員に公開している。

ファカルティ・ディベロプメント（FD）については、新カリキュラム導入に向けたデザイン学部教員ワークショップといったカリキュラムに関する研修、教員相互の授業参観といった教育方法に関する研修、学生のメンタルヘルスに関する研修や模擬面接担当官から見た SCU 学生の特徴・傾向といった学生支援に関する研修などを実施している。年度ごとの実施回数は学部単独で、平成22（2010）年度に2回、平成23（2011）年度に2回行っている。また、平成24（2012）年度以降はデザイン研究科と合同で行い、平成24（2012）年度4回、平成25（2013）年度12回、平成26（2014）年度4回実施してきた〔資料3-19 平成22～27年度 年報「FD・SD 活動」〕。この中でも、コースプレゼンテーションは前期と後期にそれぞれ実施しており、コース間連携を図るとともに教員自身の専門分野外の資質向上にもつながっている。このほか、学外の FD フォーラムや大学教育研究フォーラムにも積極的に参加している。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科における教員の教育研究活動等の評価の実施については、<1>大学全体に準じており、教育研究活動評価の仕組みが定着している。学生による授業評価アンケートも履修者が5名以上いる科目は実施し、<1>大学全体の方法に準じ公開している。

ファカルティ・ディベロプメント（FD）についてはデザイン学部と合同で実施しているが、本研究科においては、TA に関する研修やメンタルヘルスに配慮した学生指導といった学生支援に関する研修を実施している。本研究科では TA を担う学生が多いことから、TA の

心構えの研修は継続して実施している。また、統計解析の応用といった研究指導に関する研修も実施している [資料3-19 平成22～27年度 年報「FD・SD活動」]。

#### <4>看護学部

看護学部における教員の教育研究活動等の評価の実施については、<1>大学全体に準じて実施している。前年度の教育研究活動実績を自己申告し、その結果が教員評価として各自にフィードバックされるという教育研究活動評価の仕組みが定着している。評価項目である教育、研究、大学運営、社会貢献の4領域の教育活動実績を自己申告することを通して、教員自身の教育研究活動の4領域のバランスを自己評価することができ、次年度の活動目標や具体的取組を検討する機会となっている。授業評価アンケートに基づいた授業評価については、学生に対し授業の最終講で授業評価アンケートを実施している。教員はこの授業評価を基に授業評価改善の取組について授業評価所見を作成し、イントラサイトにて学生及び教職員に公開する。自分以外の授業評価所見を閲覧できるため、授業改善の取組の参考にすることも出来る。

ファカルティ・ディベロプメント (FD) については、本学部では特にシミュレーション学習に関する研修、模擬患者参加型演習と OSCE (Object Structured Clinical Examination: 客観的臨床能力試験) の振り返り、模擬患者と大学との協働といった教育方法に関するワークショップ型研修、ラーニングポートフォリオの活用や就業力育成における SCU 看護キャリアデータベースの活用といった学生支援に関する研修、看護学研究科との合同企画による質的研究の研究プロセスや卒業研究の進め方と倫理審査といった研究に関する研修会などを実施している。このように、本学部では、平成22 (2010) 年度7回、平成23 (2011) 年度5回、平成24 (2012) 年度6回、平成25 (2013) 年度6回、平成26 (2014) 年度5回、平成27 (2015) 年度4回の研修を実施している [資料3-19 平成22～27年度 年報「FD・SD活動」]。臨地実習指導や地域貢献活動などで FD 研修会への参加が難しいなど、研修のスケジュール調整が課題であったが、現在では年度初めに年間スケジュールを調整し、開催時期や時間を工夫して計画的に研修会を実施することができている。これらのほか、学修評価の基礎知識とループリック作成、少人数演習型授業のためのコースデザインワークショップなど、学外の FD 研修にも積極的に参加している。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科における教員の教育研究活動等の評価は、<1>大学全体に準じている。前年度の教育研究活動実績を自己申告した結果は、教員評価としてフィードバックされるという評価の仕組みが定着している。評価項目である教育、研究、大学運営、社会貢献の4領域の教育活動実績の自己申告を通して、教員自身が教育研究活動の4領域のバランスを自己評価でき、次年度の活動目標や具体的取組を検討する機会となっている。

また、学生に依頼する授業評価アンケートは、科目責任者が最終授業時に学生へ説明し、同意を得た上で実施している。教員は、この評価を基に授業改善の取組について授業評価所見を作成し、イントラサイトにて学生及び教職員に公開する。これにより他者の授業評価所見を閲覧できるため、授業改善の取組の参考にすることも出来る。

本専攻科のファカルティ・ディベロプメント (FD) は、看護学部の FD 研修と合同で実施

している。臨地実習期間が長期に及び研修会参加が難しい状況もあったが、現在では年間スケジュールの調整により参加しやすい体制となった。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科における教員の教育研究活動等の評価の実施については、<1>大学全体に準じており、教育研究活動評価の仕組みが定着している。学生による授業評価アンケートも5名以上受講者がいる場合は実施し、<1>大学全体の方法に準じ公開している。

ファカルティ・ディベロプメント (FD) については看護学部と合同で実施しているほか、質的研究のプロセスの指導ポイントといった研究指導に関する研修や倫理に関する研修なども実施している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準3の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、本学が求める教員像の明文化に課題はあるものの、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

各学部、研究科ともに教員組織の編制方針に基づき、大学設置基準や大学院設置基準で定められた必要数を上回る数の専任教員で構成する教員組織を整備している。

教員の教育研究活動の業績を適切に評価している。

FDマップを活用し、教育研究活動を活性化している。

#### ② 改善すべき事項

##### <1>大学全体

本学が求める教員像について明文化し、大学構成員及び社会に対して改めて周知を図る必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

今後、教員の定年退職や転職などで欠員が生じる場合には、各学部、研究科の教員組織の編制方針に基づき教員人事を行い、大学設置基準、大学院設置基準で定められた必要数を上回る教員組織を引き続き維持する。

教育研究活動評価の仕組みが定着しているが、定期的に評価項目を見直し、適切な評価を行う。また、授業評価所見を学生及び教職員に公開しており授業改善の一助になっている。

るが、学修者の背景も多様になっていることを鑑み、評価が低い項目については教授法など授業改善に向けての取組をFD研修と絡めて計画する。

FDマップで策定した8項目にしたがって今後も計画的に実施する。更に教員の参加を促す方策として、短時間のショートFDなどを企画する。

## ② 改善すべき事項

### <1>大学全体

人事委員会が責任主体となり、平成29(2017)年度中に本学が求める教員像を明文化し、文案を部局長会議に提示する。文案が、人事委員会規程や教員の採用及び承認に関する規程等の改正を必要とする場合には、部局長会議の協議を経て、教育研究審議会、経営審議会、役員会等で審議し、関係規程を改正する。

## 4. 根拠資料

- ・資料3-1 公立大学法人札幌市立大学教授会規則
- ・資料3-2 公立大学法人札幌市立大学大学院研究科教授会規則
- ・[既出] 資料1-1 札幌市立大学設置認可申請書
- ・[既出] 資料1-6 札幌市立大学大学院設置認可申請書
- ・[既出] 資料1-7 研究科課程変更認可申請書
- ・資料3-3 公立大学法人札幌市立大学教員選考基準
- ・資料3-4 研究指導教員等の資格認定に関する内規
- ・[既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・資料3-5 人事計画(平成26(2014)～29(2017)年度)
- ・資料3-6 公立大学法人札幌市立大学教務・学生連絡会議規程
- ・資料3-7 公立大学法人札幌市立大学大学院研究科教務・学生連絡会議規程
- ・[既出] 資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・[既出] 資料1-2 札幌市立大学学則
- ・[既出] 資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・[既出] 資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・[既出] 資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・[既出] 資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画(平成28(2016)年度)
- ・[既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・[既出] 資料1-5 業務の実績に関する報告書(平成27(2015)年度)
- ・[既出] 資料1-23 業務の実績に関する評価結果(平成27(2015)年度)
- ・資料3-8 公立大学法人札幌市立大学教員の採用及び昇任に関する規程
- ・資料3-9 公立大学法人札幌市立大学教員選考細則
- ・資料3-10 公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則
- ・資料3-11 公立大学法人札幌市立大学教員の任期に関する規程
- ・資料3-12 公立大学法人札幌市立大学教員の再任に関する細則

- ・資料3-13 教員定員計画（平成26（2014）年度策定）
- ・資料3-14 教員活動評価実績申告書（平成27（2015）年度実績）
- ・〔既出〕資料1-27 授業評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・資料3-15 公立大学法人札幌市立大学FD委員会規程
- ・資料3-16 FD実績マップ（平成24（2012）～27（2015）年度）
- ・資料3-17 FD研修会アンケート集計結果（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・資料3-18 FD委員会活動実績（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・資料3-19 札幌市立大学年報（平成22（2010）～27（2015）年度）

※FD・SD活動、教員業績一覧を含む。

## 第4章 教育内容・方法・成果

### I 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### <1>大学全体

本学では、理念・目的を踏まえて大学学則第2条〔資料1-2〕、大学院学則第4条〔資料1-3〕及び助産学専攻科規則第2条〔資料1-8〕で学部、大学院、専攻科それぞれの教育研究上の目的（教育目標）を定めている。また、大学学則第47条に大学の卒業を、大学院学則第42条に大学院の修了を、助産学専攻科規則第16条に専攻科の修了を規定している。大学の卒業については、定められた在学すべき年数以上在学し、所定の単位数以上の単位を修得した者に対し、学長が、当該学部の教授会に意見を求めた上で、卒業を認定すると定めている。大学院の修了については、定められた在学すべき年数以上在学し、所定の単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う修士論文（博士論文）の審査及び試験に合格した者に対し、学長が、研究科教授会に意見を求めた上で、当該課程の修了を認定すると定めている。専攻科の修了については、定められた在学すべき年数以上在学し、所定の単位を修得した者に対し、学長が、看護学部教授会に意見を求めた上で、修了を認定すると定めている。

本学では、各課程の卒業・修了に当たって修得しておくべき学習成果を「育成する人材像」として定義し、その達成のための卒業・修了要件を各学部・研究科の履修等に関する規則〔資料4(1)-1〕〔資料4(1)-2〕〔資料4(1)-3〕及び助産学専攻科規則で定めている。

以上のように、理念・目的を踏まえ、教育目標及び卒業・修了規定に基づき、各学部、専攻科、研究科では、それぞれの卒業・修了要件を規定するとともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、シラバス〔資料1-11〕、公式ウェブサイト〔資料4(1)-4〕等に明示している。

以下、学部、専攻科、研究科の現状について、各課程の教育目標の明示、教育目標と学位授与方針との整合性、修得すべき学習成果の明示について述べる。

###### <2>デザイン学部

デザイン学部では、大学学則第2条第2項で教育研究上の目的（教育目標）を「幅広いデザイン能力を持った職業人の育成を目指し、産業、芸術・文化等の振興、都市機能・都市景観の向上などへの貢献を果たす。」と規定している〔資料1-2〕。また、同第47条で卒業の認定に係る要件を規定しており、それらに基づき、学位授与方針を以下のように定めている。

4年間での「講義」「演習」「実習」での学びや卒業研究を通して、所定の単位を修め、以下に挙げる能力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

- 1 多様なコミュニケーション能力
- 2 課題探求能力と問題解決能力
- 3 デザインの基礎となる表現力
- 4 人間や環境に配慮したデザイン思考能力



- 5 新たな価値を発見する柔軟な発想力
- 6 企画力や管理・運営能力

このように、学位授与方針には、卒業要件単位を満たし、修得すべき学習成果として、本学でデザインを学んだ学生が身につけるべき6つの能力を、卒業時に必要な能力としてシラバス [資料1-11-① 序文]、公式ウェブサイト [資料4(1)-5] 等に明示している。

また、本学部が育成する人材像は、学位授与方針を踏まえ、以下のように定め、シラバスに明示している [資料1-11-① p.29]。

教育目的を達成するために、次の能力を備えた人材を育成する。

- 1 多様なコミュニケーション能力
- 2 課題探求能力と問題解決能力
- 3 デザインの基礎となる表現力
- 4 人間や環境に配慮したデザイン思考能力
- 5 新たな価値を発見する柔軟な発想力
- 6 企画力や管理・運営能力

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、大学院学則第4条第2項で教育研究上の目的（教育目標）を規定し、同第42条で博士前期課程及び博士後期課程の修了の認定に係る要件を規定しており [資料1-3]、それらに基づき、学位授与方針を以下のように定め、シラバス [資料1-11-④ 序文]、公式ウェブサイト [資料4(1)-6] 等に明示している。

#### 〈博士前期課程〉

本課程では、学士又はそれに相当する基礎的な発想力、創作表現力、多様なコミュニケーション能力を基盤としてデザインに関連する課題や研究に取り組み、所定の単位を修めた上で修了研究の審査に合格し、以下の能力を備えた者に修士の学位を授与する。

- 1 複合的かつ複雑な課題・問題を解決する「課題解決能力」
- 2 デザインを通じて新たな価値を見出す「創造力」
- 3 課題・問題の発見、分析から具体的事業化までを一貫したデザインプロセスとしてまとめる「企画調整能力」
- 4 一連のデザインプロセスを具体化する「実践能力」

#### 〈博士後期課程〉

本課程では、デザイン分野における学術の理論及び技能の高度化を追究し、自立した研究者として、デザインに関連する課題や研究に取り組み、所定の単位を修めた上で博士論文の審査に合格し、以下の能力を備えた者に博士の学位を授与する。

- 1 自身の専攻分野の専門的知識・技能を中心としつつ、関連近隣分野の基礎的素養をも修得し、幅広い見識から事象の本質を捉える「課題発見・分析・解決能力」
- 2 デザインの視点を通じて自主的・自立的に研究や調査、分析等を実践できる「研究遂行能力」
- 3 国内外の専門家や研究者とのコミュニケーションを図りながら、広く社会全体

を俯瞰し、「リーダーシップ」を発揮できる確かな「調整力」及び「指導力」

また、育成する人材像を以下のように定め、シラバスに明示している[資料1-11-④ p.15、p.99]。

〈博士前期課程〉

- 1 屋内外の様々な空間を対象とする空間デザイン分野において、人間の生活や自然環境に配慮しつつ、建築デザインや環境デザインに関する高度なデザイン能力を有する人材
- 2 人間生活に欠かせない多様な製品並びにそれを支えるインタフェース（操作性）について、人間中心の生活システムとしての製品やそのインタフェースをデザインできる高度なデザイン能力を有する人材
- 3 人々の豊かなコミュニケーション活動を支えるコンテンツの制作と、多様なコンテンツのメディア展開を企画・構築し、運営に至るプロセスをプロデュースできる高度なデザイン能力を有する人材

〈博士後期課程〉

- 1 デザインを通じた組織構築や質改善のためのシステム開発を実践し、組織において指導的立場となり得る高度専門職業人の育成
- 2 自立して研究活動を行い、デザインの学問的体系を構築できる研究者・教育者の育成

#### <4>看護学部

看護学部の教育研究上の目的（教育目標）は、大学学則第2条第2項に、「医療の高度化に対応する知識・技術に加え、問題解決能力を有し、他職種と連携できる職業人の育成を目指し、少子高齢社会における地域看護の充実、看護職への学習機会の提供などを通じて、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。」と明示している[資料1-2]。また、同第47条に卒業を定めている。

本課程は、教育目標との整合性を踏まえ、平成25（2013）年度に学位授与方針を次のとおり定め、シラバス[資料1-11-① 序文]及び公式ウェブサイト[資料4(1)-7]等に明示している。

- 1 豊かな感性をもって、多様な対象の人間性を尊重した対人関係を築くことができる
- 2 様々な健康状態や環境に置かれた人々の権利を擁護し、倫理観をもったヒューマンケアが提供できる
- 3 多様な健康課題の解決に必要な根拠に基づいた判断ができ、基礎的な看護が実践できる
- 4 保健・医療・福祉や関係機関と横断的に連携・協同し、健康課題の解決に必要とされるマネジメントの基礎を理解できる
- 5 多様な地域社会のニーズに対応した提案ができる
- 6 看護専門職としての自己課題を明確にし、自己研鑽を継続できる

また、本学部において修得すべき学習成果を育成する人材像として具体的に表現し、シ

ラバス [資料1-11-① p.37] に明示している。

- 1 対人関係形成能力
- 2 権利擁護・安全なケア提供能力
- 3 的確な判断能力と問題解決能力に基づく看護実践技術力
- 4 医療従事者間における調整・指導のための基礎的能力
- 5 課題解決力を高めるための自己研鑽能力

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の目的（教育目標）は、看護学部の教育研究上の目的（大学学則第2条第2項 [資料1-2]）を基礎とし、「看護学を基盤に、助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を育み、地域社会における母子保健の向上に貢献できる、人間性豊かな助産師の育成」である [資料1-8 第2条]。

この教育目標と修了認定方針との整合性については、平成26（2014）年度に修了認定方針を下記5点定め、シラバス [資料1-11-③ 序文] 及び公式ウェブサイト [資料4(1)-8] に明示している。

- 1 助産に関する幅広い高度な知識を修得し、助産実践に活用できる
- 2 助産に特有な各種技術を修得し、助産実践に活用できる
- 3 助産師としての倫理的判断ができる
- 4 母子保健の現状を視野に入れ、その課題発見および解決に貢献できる
- 5 専門職として自己の課題を常に認識し、自己研鑽が継続できる

本専攻科において修得すべき学習成果は、人材育成の目標となる。それは、教育目標から派生する下記3点であり、シラバス [資料1-11-③ p.2] に明示している。

- 1 助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を有する助産師
- 2 地域社会における母子保健の向上に貢献できる助産師
- 3 人間性豊かな助産師

なお、本専攻科は、専攻科であるため学位は授与しないが、教育課程修了時点で「助産師国家試験受験資格」を取得する。これらは、大学案内 [資料1-10]、公式ウェブサイト [4(1)-9] に明示している。

#### <6>看護学研究科

##### 〈博士前期課程〉

大学院学則第4条第2項(3)に定めた博士前期課程の教育研究上の目的（教育目標）は、「保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組む高度な看護実践能力を有する看護職及び総合的な調整能力を有する看護管理者の育成を目指し、市民の健康の保持増進への貢献を果たす。」である。その修了要件は、同第42条第1項に「本学大学院博士前期課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し（中略；別に定める）単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う修士論文の審査及び試験に合格」と規定している [資料1-3]。

〈博士後期課程〉

大学院学則第4条第2項(4)に定めた博士後期課程の教育研究上の目的(教育目標)は、「自立した研究者として、様々な看護現象に対して深く研究に取り組み、看護の枠組みの再構築やシステム開発、技術開発などを行い、看護分野における学術理論及び技能の高度化の追求を通じて、社会への貢献を果たす。」である。その修了要件は同第42条第2項に「本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し(中略;別に定める)単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格」と規定している。

教育研究上の目的(教育目標)に基づき、本研究科は平成25(2013)年度に学位授与方針を以下のように定め、シラバス[資料1-11-⑤ 序文]及び公式ウェブサイト[資料4(1)-10]等に明示している。

〈博士前期課程〉

博士前期課程では、所定の授業科目を履修し、必要単位を修得するとともに当該専攻、分野および領域等の専門性に応じて求められる下記の能力を有し、修士論文等の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

- 1 高度な臨床看護実践を展開し、リーダーシップを発揮する能力
- 2 倫理的判断に基づき行動し、評価する能力
- 3 看護学の将来を展望し、実践に活用可能な研究を遂行する能力
- 4 地域特性を活かし、課題解決を導く能力

〈博士後期課程〉

博士後期課程では、所定の授業科目を履修し、必要単位を修得するとともに当該専攻、分野の専門性に応じて求められる下記の能力を有し、博士論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

- 1 看護の将来展望に基づく技術開発やシステム開発を行う能力
- 2 高度な倫理観に基づく卓越したマネジメント能力
- 3 実践科学である看護学研究を自立して推進し、真理を探究し続ける能力

また、修得すべき学習成果を育成する人材像(人材育成の目標)として具体的に表現し、シラバスに明示している[資料1-11-⑤ pp.6-7、p.131]。

〈博士前期課程〉

- 1 保健・医療の中核を担う高度臨床看護実践者の育成
- 2 総合的に看護ケアをマネジメントする看護管理者の育成
- 3 地域や在宅において健康な生活と福祉の向上に率先して貢献する看護職の育成
- 4 看護の未来を創造・開拓する看護研究者・看護教育者の育成
- 5 看護技術の開発及び評価能力を備える人材の育成
- 6 幅広い視野のもとで新しい看護システムや制度の開発に資する人材の育成

〈博士後期課程〉

- 1 高度な専門知識・技術の修得はもとより、他職種との協働・連携を円滑に行える人間性とともに関係力や調整能力、更にはイノベーション力等を推進できる高度専

### 門職業人を育成

- 2 健康問題や社会の動向をグローバルに捉え、高度な専門知識と豊かな臨床経験の両面から、エビデンスに基づく基礎研究や応用研究を自立的に推進して的確な分析・評価等を行い、地域や保健医療機関等が抱える課題解決に真摯に向き合う研究者を育成
- 3 大学等の高等教育機関において、次世代を担う看護職に高度な教育・研究の成果とその方法論、指導論等をより高い倫理観や職業観を持って教授できる教育能力を有する教育者を育成

## (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

### <1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが教育研究上の目的（教育目標）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、シラバス [資料1-11] 及び公式ウェブサイト [資料4(1)-4] に明示している。

科目区分、授業科目名、必修・選択の別、単位数等については、シラバス及び学生生活ハンドブック [資料1-12] に授業科目一覧として明示している。また、順次性を持った教育課程の編成をより明確にするため、平成28(2016)年度から全ての科目にコードを付し、科目ナンバリングとして授業科目一覧に明示している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針等の適切性を検証した上で、専門コース（分野）を再編する場合やそれに伴う科目区分、授業科目名、必修・選択の別、単位数等の変更を行う場合は、当該学部又は研究科教授会の議を経て、部局長会議に諮り、最終的に教育研究審議会の議を経て、大学学則 [資料1-2] 又は大学院学則 [資料1-3]、履修等に関する規則 [資料4(1)-1] [資料4(1)-2] [資料4(1)-3] を改正し、次年度のシラバス及び学生生活ハンドブックに反映させるとともに学期始めのガイダンス等で学生に周知している。

なお、デザイン学部では、平成18(2006)年度の開学以来、「空間デザイン」「製品デザイン」「コンテンツデザイン」「メディアデザイン」の4コースで専門教育を展開してきたが、平成27(2015)年度に4コースから2コースへの再編とそれに伴う科目区分、授業科目名、必修・選択の別、単位数等の変更を上記の審議過程を経て決定し、平成28(2016)年度から「人間空間デザイン」「人間情報デザイン」の2コースで専門教育を展開している。

以下、学部、専攻科、研究科の現状について、教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示、科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示について述べる。

### <2>デザイン学部

デザイン学部では、教育目標、学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を以下のように定め、シラバス [資料1-11-① 序文] 及び公式ウェブサイト [資料4(1)-5] に明示している。

デザイン学部では、幅広いデザイン能力と、人間中心の視点に立ったデザイン能力を備え、地域社会に貢献できる人材を養成するために、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- 1 幅広い職業人を育成するため、教育課程を「共通教育科目」と「専門教育科目」に区分し、それぞれの教育が有機的に連携し、体系的に学修できるように編成する。
- 2 「共通教育科目」は、主体的な問題解決能力、ならびに人間・社会・文化に対する理解力やコミュニケーション能力を養えるように科目を配置する。
- 3 「専門教育科目」は、1年次にデザインの基礎となる科目を学び、2年次以降、段階的に専門性を学修する科目を配置する。
- 4 「共通教育科目」と「専門教育科目」では、札幌市を題材に、デザイン学部と看護学部の学生が連携・協同して地域課題の解決に積極的に取り組むための連携科目を配置する。
- 5 デザイン学部は、ディプロマ・ポリシーを実現するため、幅広いデザイン能力・人間中心の視点に立ったデザイン能力・地域社会貢献と履修科目の関係を教育課程概念図に表し、カリキュラム編成の方針を示す。

なお、科目区分については、共通教育科目と専門教育科目に大分し、専門教育科目については基本科目、展開科目、発展科目の細区分で構成することを学則別表2として定めている[資料1-2]。更にこの科目区分に基づいた科目一覧表は、シラバスでも明示している[資料1-11-① pp. 54-59]。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、教育目標、学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を以下のように定め、シラバス[資料1-11-④ 序文]及び公式ウェブサイト[資料4(1)-6]に明示している。

#### 〈博士前期課程〉

- 1 基礎的知識から各分野に特化した専門的知識までを一貫して修得するために、講義等を段階的・効率的に設定し、組織的に展開する教育課程とする。
- 2 空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の3つの分野を設け、「課題解決能力」「創造力」「企画調整能力」「実践能力」といった高度で専門的なデザイン遂行力を育む授業科目を配置する。
- 3 地域社会に内在する様々な課題を発見・解決するために、デザインの視点に加え、看護学との連携によって進める研究科連携科目、および、地域をフィールドにして専門知識・技術を具体的に実践する実践科目を配置する。
- 4 『修士論文』『修了制作及び修了制作報告書』あるいは『特定課題研究報告書』のいずれかの成果を導き出す方法論の修得ができる教育課程とする。

#### 〈博士後期課程〉

- 1 体系的・組織的な教育研究指導を意図した教育課程とする。
- 2 人間空間デザイン分野、人間情報デザイン分野の2つの分野を設け、「課題発見・分析・解決能力」「研究遂行能力」「調整力」「指導力」といったデザイン学研究

- を自律的に推し進める総合能力を修得する授業科目を配置する。
- 3 地域社会に内在する様々な課題をデザインの視点から発見・解決するために、コースワークがリサーチワークの基礎となるようデザインの学術的・社会的意義を追求し、地域課題の先駆的事例をテーマとした横断的実践教育を通して幅広い視野でものごとを探求する能力を養う教育課程とする。
  - 4 専門分野における新規性のある知見を導きだし、『博士論文』としてまとめられる人材育成を目指した教育課程とする

#### 〈博士前期課程〉

本課程では、研究科連携科目として、デザイン研究科及び看護学研究科の学生が、地域の抱える課題等を解決に導くプロジェクトを行い、その成果をまとめる「連携プロジェクト演習」を設けている。また、専門教育科目として、デザイン分野を履修・研究していく上で必要となる基本の知識・技術を身につけるための基本科目、学生の研究課題の内容に応じて選択し履修する展開科目、履修した基本科目及び展開科目を具体的に実践し、デザインの実践能力を身につける実践科目、研究課題を設定して研究に取り組み、最終的成果物として修了研究を設置している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示については、展開科目を空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の3分野を設けて教育課程を編成し、更にそれぞれの分野に特論と演習を設け履修モデルを示している。社会人学生に対しては、積極的な受け入れを図ることを目的に長期履修学生制度及び昼夜開講制を導入している。

修了要件として、研究科連携科目から4単位以上、基本科目から4単位以上（必修2単位を含む。）、展開科目から12単位以上（必修2単位を含む。）、実践科目から4単位以上（必修2単位を含む。）、特別研究を6単位、合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文又は特定課題研究の成果の審査及び最終試験に合格することとしている〔資料1-11-④ p. 22、p. 165、p. 169〕。

#### 〈博士後期課程〉

本課程では、基本科目、展開科目、研究指導科目の3つの科目区分を設け、必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成し、研究指導を体系的・組織的に展開する教育・研究環境を整備している。教育課程の編成に当たっては、専門分野に関する高度な専門知識及び能力を修得させるとともに、関連する分野の教育を行っている。

課程制大学院のコースワークを意識し、各科目の単位数と併せて修了要件単位数を設定している。学生に対して履修モデルを明示し、3年間を通じた体系的・組織的な学修スケジュールを提供している。研究指導科目についても、「博士特別研究Ⅰ」「博士特別研究Ⅱ」「博士特別研究Ⅲ」として、3年間の通年開講科目と位置づけ、単位数（必修8単位）を定めている。

基本科目には、学生が自身の研究課題に基づき研究を進めていく際に、その研究テーマを問わず、デザイン分野として共通に求められる調査方法、分析方法、評価方法等を修得することを目的とした基本的な科目「人間空間デザイン研究法」2単位及び「人

間情報デザイン研究法」2単位を設けている。また、専攻するデザイン分野の知識修得のみならず、異分野に対する理解を深め、社会を俯瞰する広い視野や研究に対する複眼的思考能力を養う観点から、「横断型連携特別演習」を設けている。展開科目には、学生が本課程に相応しいデザイン研究の遂行に必要な知識・技術を修得するために支えとなる中心的科目を配置し、博士論文作成につながる教育を展開する。展開科目に属する授業科目として、特講科目である「人間空間デザイン特講」2単位と「人間情報デザイン特講」2単位の2科目のほか、「博士デザイン特別演習」2単位の計3科目を開講している。研究指導科目は、「博士特別研究Ⅰ」2単位、「博士特別研究Ⅱ」2単位、「博士特別研究Ⅲ」4単位の合計8単位とし、3年間の通年履修を義務づける必修科目である。当該特別研究では、学生が研究指導教員等の助言・指導等のもと決定する研究テーマについて、3年間を通じて研究に取り組み、最終的にその集大成となる博士論文を取りまとめる。3年間の研究計画を立案・実行することにより、専門知識の涵養と併せて自己のマネジメント能力を研鑽する。基本科目から4単位以上(必修2単位を含む。)、展開科目から4単位以上(必修2単位を含む。)、研究指導科目から8単位、合計16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある [資料1-11-④ p.108、p.16、p.169]。

#### <4>看護学部

教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針を踏まえて平成26(2014)年度に以下のよう  
に定め、シラバス [資料1-11-① 序文] 及び公式ウェブサイト [資料4(1)-7] に明示  
している。

看護学部では、的確な実践力と人間性を尊重した対人関係形成能力を備え、地域社会に  
貢献できる看護職を養成するために、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成する。

- 1 幅広い職業人を育成するため、教育課程を「共通教育科目」と「専門教育科目」に  
区分し、それぞれの教育が有機的に連携し、体系的に学修できるように編成する。
- 2 「共通教育科目」は、主体的な問題解決能力、ならびに人間・社会・文化に対する  
理解力やコミュニケーション能力を養えるように科目を配置する。
- 3 「専門教育科目」は、人間の生涯発達、健康と健康障害、個から集団の3つの側面で  
構成され、専門知識と高度な技術を系統的、かつ段階的に学修できるよう、講義・演  
習・実習科目を体系的に配置する。
- 4 「共通教育科目」と「専門教育科目」は、札幌市を題材に、看護学部とデザイン学  
部の学生が連携・協同して地域課題の解決に積極的に取り組むための連携科目を配置  
する。
- 5 看護学部は、ディプロマ・ポリシーを実現するために、目標とする的確な実践力・  
対人関係形成能力・地域社会貢献と履修科目の関係を教育課程概念図に表し、カリキ  
ュラムの方針を示す。

なお、平成24(2012)年度以降の入学生から保健師コースの選択制を導入した [資料  
1-11-① p.40]。



### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の教育目標・修了認定方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針は、平成26（2014）年度に以下のように定め、シラバス〔資料1-11-③ 序文〕及び公式ウェブサイト〔資料4(1)-8〕に明示している。これは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条及び別表2により編成・実施している。

- 1 授業科目は「基礎助産学」、「実践助産学」および「統合助産学」の3つから構成する。
- 2 「基礎助産学」は、助産の意義や助産師の責任・役割に関する知識、母子の健康支援に向けた助産診断技術を体系的に学修できるように、6つの授業科目を配置する
- 3 「実践助産学」は、幅広く助産師活動に必要な地域や施設における多様な母子への助産支援および助産管理を、講義・演習・実習を通して学修できるように、9つの授業科目を配置する。
- 4 「統合助産学」は、各種事例を多角的・研究的視点で分析し、助産実践に応用する能力および研究論文を作成する能力の育成に向け、2つの授業科目を配置する。

科目区分は教育課程の編成・実施方針に示すとおり、基礎助産学、実践助産学及び統合助産学の3つである。

授業科目・単位数は、基礎助産学（6科目10単位）、実践助産学（9科目16単位）、統合助産学（2科目4単位）であり、計17授業科目30単位全て必修である。

### <6>看護学研究科

看護学研究科は、教育目標及び学位授与方針を踏まえ、平成26（2014）年度に教育課程の編成・実施方針を以下のように定め、シラバス〔資料1-11-⑤ 序文〕及び公式ウェブサイト〔資料4(1)-10〕に明示している。

#### 〈博士前期課程〉

- 1 課程制大学院の趣旨に沿い、教育目的を達成するため必要な授業科目を体系化するとともに、組織的に展開する教育課程とする。
- 2 実践看護学分野と看護マネジメント学分野の2つの分野を設け、卓越した実践能力や統合的な調整能力を育む授業科目を配置する。
- 3 段階的・効率的な学修が可能な配当年次を設定し、基礎的知識から各領域に特化した専門的知識までを一貫して修得できる教育課程とする。
- 4 専門看護師コースを設け、専門看護師の育成を目的とする授業科目を配置する。

#### 〈博士後期課程〉

- 1 課程制大学院の趣旨に沿い、教育目的を達成するため必要な授業科目を配置し、コースワークがリサーチワークの基礎となるようその内容を設定する。
- 2 授業科目の目的に応じた科目区分を設け、単位取得による修了要件を明確化し、体系的・組織的な教育研究指導を意図した教育課程とする。
- 3 専門分野に関する深遠な知識及び能力の修得とともに、他分野との横断的・多角的な連携による学修の機会を設け、新たな知見の創出に資する教育課程とする。

次に、本研究科は、科目区分、必修・選択の別、単位数等を以下のように設定している  
[資料1-11-⑤ pp. 5-11、pp. 129-137]。

〈博士前期課程〉

科目区分は、研究科連携科目と専門教育科目の2つである。専門教育科目は、更に専門基礎科目と専門科目に区分している。専門基礎科目のうち必修科目は2科目(4単位)、それ以外は選択科目である。修了要件は30単位以上、ただし専門看護師の認定者は34単位以上の修得が必要となる。

〈博士後期課程〉

科目区分は、博士後期連携科目、博士後期専門科目、博士後期研究指導科目の3区分で構成している。博士後期専門科目のうち「看護技術学特別演習」、「実践看護学特別演習」、「機能看護学特別演習」は選択必修科目、それ以外は全て必修科目である。特に、中核的な必修科目である博士後期研究指導科目は、「後期特別研究Ⅰ」2単位、「後期特別研究Ⅱ」2単位、「後期特別研究Ⅲ」4単位の合計8単位を3年間通年により履修する。修了要件として、博士後期連携科目を2単位、博士後期専門科目を4単位以上、博士後期研究指導科目を8単位修得しなければならない。

### (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが教育研究上の目的（教育目標）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）をシラバス [資料1-11] に明示し、大学構成員に周知するとともに、公式ウェブサイト [資料4(1)-4] に掲載し広く社会に公表している。

教職員については、教授会・教員会議、事務局会議、オープンキャンパス、高校教員向け説明会、教職員の高校訪問等が教育目標や上記方針を周知・確認する機会となっている。また、学生に対しては、学期始めのガイダンスが周知の機会となっている。

学部のオープンキャンパスでは、学生による大学での学びのプレゼンテーションを実施しており、本学を志望する高校生にとって学生生活のみならず、本学の理念や教育目標をより実感を伴って理解する貴重な機会となっている。同様に、大学院説明会は、大学院への進学を希望する社会人や学部学生に教育目標や上記方針を公表する機会となっている。

以下、学部、専攻科、研究科の現状について、大学構成員への周知方法、社会への公表方法について述べる。

<2>デザイン学部

デザイン学部の教育研究上の目的（教育目標）、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、シラバス [資料1-11-①] と学生生活ハンドブック [資料1-12] に明示しており、毎年教職員及び学生に配布し周知している。新任教員には着任時ガイダンスで学部長から説明を行うことを徹底し、本学部の教育内容・方法について十分に理解する機会を設けている。学生に対しても各学期開始時のガイダンスにおいて、教務委員から必要事

項を繰り返し説明し周知している。また、学位授与方針は、デザイン学部教務委員会で検討を重ね、理念・目的に適合する内容で策定したものである。この検討課程である平成25（2013）年度の教授会において審議・報告を行いながら策定に至っており、全教員が参画していることから、既着任教員は十分に理解している。

社会に対しては、公式ウェブサイト〔資料4(1)-5〕や大学案内〔資料1-10〕において広く公表しており、本学部がいかなる人材育成を行っているかを社会に明示している。大学案内は、北海道内外の高校や予備校、高等専門学校、編入学を見込んだ短期大学などに配布している。また、進学相談会等において、主として北海道内の高校生や教職員に本学の教育について具体的に説明し、相談会や出前授業を実施することで周知を図っているが、道外についても東北各県の高校を毎年訪問し、大学の説明を行っている〔資料4(1)-11〕。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、教育研究上の目的（教育目標）、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針をシラバスに明示し〔資料1-11-④〕、大学構成員に周知している。特に学生に対しては、新生ガイダンスにおいて教育目標、博士前期課程・博士後期課程における修了要件、カリキュラム構成及び履修方法等について詳細に説明している。

社会への公表については、公式ウェブサイトにて教育研究上の目的（教育目標）〔資料4(1)-12〕、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針〔資料4(1)-6〕を掲載し、広く社会に公表している。また、シラバスは公式ウェブサイトからダウンロードできるようにしている。

### <4>看護学部

大学構成員への周知方法として、シラバス〔資料1-11-①〕と学生生活ハンドブック〔資料1-12〕を毎年学生と教職員に配布し、学生にはガイダンス時に教務委員から必要事項を周知徹底している。シラバスには、教育研究上の目的（教育目標）と育成する人材像、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示している。

社会一般に対しては、公式ウェブサイト、大学案内〔資料1-10〕、進学相談会等において公表している。公式ウェブサイトには、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等を掲載し公表〔資料4(1)-7〕している。大学案内には、教育研究上の目的（教育目標）、育成する人材像、4年間の教育課程の内容等について紹介している。大学案内は、北海道内外の高校や予備校、高等専門学校、編入学を見込んだ短期大学などに配布している。進学相談会等は、北海道内の高校生及び教職員に、本学の教育について具体的に説明し、相談会や出前授業を実施し周知を図っている〔資料4(1)-11〕。

### <5>助産学専攻科

大学構成員（教職員及び学生）については、教授会・教員会議、大学案内〔資料1-10〕、公式ウェブサイト、看護学部ガイダンス、助産学専攻科説明会等において、教育目標、教育課程の編成・実施方針及び取得資格の周知を図っている。なお、本専攻科の修了により、学位は授与されないが、ディプロマ・ポリシーとして修了認定要件を公式ウェブサイト〔資

料4(1)-8] に明示している。

これらの社会への公表は、公式ウェブサイト、大学案内、助産学専攻科説明会によって行っている。

#### <6>看護学研究科

教育研究上の目的（教育目標）、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を大学教職員・学生に周知するための公的刊行物として、毎年度シラバス [資料1-11-⑤] 及び学生生活ハンドブック [資料1-12] を配布している。

社会一般に対しては、公式ウェブサイト [資料4(1)-12] [資料4(1)-10] や大学案内 [資料1-10] 以外に、アドミッションセンター主催による看護学研究科説明会、大学院事前相談、キャリア支援センター主催による看護学部3年次生を対象に行うキャリアガイダンス等の事業において教育研究上の目的（教育目標）、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を紹介している。ほぼ毎年、参加者・相談者から多くの受験者が得られていることを把握し、次年度の事業改善に反映させている。

### (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

#### <1>大学全体

本学では、教育研究上の目的（教育目標）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性について、全学的な検証体制としては自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCAサイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している [資料1-18 第3条]。本学の設置団体である札幌市が定める中期目標（6か年） [資料1-20]、中期目標を踏まえて本学が定める中期計画（6か年） [資料1-19]、中期計画に基づく年度計画 [資料1-4]、年度計画の実施結果について自己点検・評価委員会が点検・評価の上で作成する業務の実績に関する報告書 [資料1-5]、同報告書に基づいて札幌市地方独立行政法人評価委員会が年度評価・中間評価を行い、本学の取組等について意見・指摘することとなっており [資料1-23]、取組等と併せて上記方針の適切性を定期的に検証する仕組みを構築している。

各学部、専攻科、研究科では、学生による授業評価アンケートの実施 [資料1-27]、同アンケート集計結果に基づく次年度の授業改善へ向けた所見を踏まえたシラバス [資料1-11] の内容の見直し、卒業時・修了時の教育評価アンケートの実施 [資料1-28] [資料1-29]、同アンケート集計結果の当該教授会での確認、自己点検・評価委員会への報告、その点検・評価結果を踏まえた授業改善等のFD研修会の実施など、これらの検証過程において併せて上記方針を定期的に検証し、適切に改善するプロセスを構築している。

上記方針の適切性を検証した上で、専門コース（分野）を再編することとなった場合やそれに伴う科目区分、授業科目名、必修・選択の別、単位数等の変更を行う場合は、当該学部又は研究科教授会の議を経て部局長会議に諮り、教育研究審議会、役員会の議を経て、大学学則 [資料1-2] 又は大学院学則 [資料1-3]、履修等に関する規則 [資料4(1)-1] [資

料4(1)-2] [資料4(1)-3] を改正し、それを次年度のシラバス及び学生生活ハンドブック [資料1-12] に反映させるとともに学期始めのガイダンス等で学生に周知することとしている。

#### <2>デザイン学部

デザイン学部では、平成26（2014）～27（2015）年度にデザイン学部教務委員会を中心とするワーキンググループが新カリキュラムの策定及びコース再編を計画し、教授会審議を繰り返しながら平成28（2016）年度に実施に至っている。この過程において学位授与方針の見直しを含めた検討を重ねており、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関性を改めて確認している。また、教育課程の編成・実施方針については、平成19（2007）年度から毎年実施している卒業時の教育評価アンケート [資料1-28] に基づき、適切性を検証した上で計画したものである。同アンケートは、学位授与方針に基づき、修得すべき学習成果を測定する内容としており、カリキュラムでどのような教育内容を強化すべきかを判断する材料とすることができた。

以上のように、PDCA サイクルを機能させることによって、本学部は教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を定期的に検証し、次年度以降の改善に役立っている。

#### <3>デザイン研究科

デザイン研究科教務・学生支援委員会が実施主体となり、平成26（2014）年度から博士前期課程の修了生を対象として、修了時の教育評価アンケートを実施している [資料1-29]。同アンケートでは、学位授与方針に関連する4つの能力（課題解決能力、創造力、企画調整能力、実践能力）が修了研究や専門教育科目・研究科連携科目等の学びを通して向上したかについて修了生に質問し、集計結果を研究科教授会で確認している。同様に、博士後期課程「横断型連携特別演習」公開発表会において、教育課程の編成・実施方針に関連づけて学生の発表を教員・当該学生がそれぞれ評価し、集計結果を研究科教授会で確認している [資料4(1)-13]。また、これらの集計結果は自己点検・評価委員会に報告し、札幌市地方独立行政法人評価委員会の評価を受けている。

以上のように、本研究科は、①研究科教授会での確認、②自己点検・評価委員会への報告、③札幌市地方独立行政法人評価委員会の評価を通してPDCA サイクルを機能させることによって、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を定期的に検証し、次年度以降の改善に役立っている。

#### <4>看護学部

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、第二期中期計画 [資料1-19] に基づく年度計画 [資料1-4] の取組状況、卒業時の教育評価アンケート [資料1-28] や授業評価アンケート [資料1-27] により定期的に検証している。

まず、第二期中期計画に基づく年度計画とその検証については、毎年度教務・学生連絡会議において計画に基づき評価を行っている。卒業時の教育評価アンケートは、教務委員会が実施主体となって卒業時の目標の到達度を確認している。また、授業評価アンケートでは、授業科目に関する評価を行っている。

このほか、平成23（2011）年に公布された保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布に基づき、教育課程の見直しを行った結果、平成24（2012）年度入学生から、保健師国家試験受験資格希望者の選択制（30名程度）を導入し、看護学部の卒業要件を126単位（保健師コース選択者は136単位）に変更した〔資料1-11-① pp. 40-41〕。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科は、<4>看護学部と同様に、教育目標、修了認定方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証している。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科教務・学生支援委員会が実施主体となり、平成26（2014）年度から博士前期課程の修了生を対象として、学位授与方針に基づく学修の自己評価に関する修了時の教育評価アンケートを実施している〔資料1-29〕。設問は、学位授与方針に明示された4つの能力の獲得に科目区分別の学びが役立ったかを問う内容である。過去2年度の結果について、「十分獲得できた」「やや獲得できた」の合計値をみると、科目区分別の差異は小さかった。全体的な傾向として、「倫理的判断に基づき行動し評価する能力」「看護学の将来を展望し実践に活用可能な研究を遂行する能力」の達成度は80%以上と高く、「高度な臨床看護実践を展開し、リーダーシップを発揮する能力」「地域特性を活かし、課題解決を導く能力」の達成度は60～70%であった。

これらの結果は、研究科教授会において審議した後、研究科教務・学生連絡会議への報告を経て、自己点検・評価委員会に報告し点検を受けるとともに、札幌市地方独立行政法人評価委員会の評価を受けている。以上のように、本研究科は、PDCAサイクルを機能させることによって、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を定期的に検証し、次年度以降の改善に役立てている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

本学では、平成25（2013）年度に学部、専攻科、研究科それぞれの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を明文化し、同様に、平成26（2014）年度に教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明文化、平成27（2015）年度には入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を改訂した。平成28（2016）年度からは学部、専攻科、研究科それぞれのシラバスの序文に当該3ポリシーを明記し〔資料1-11〕、同時に公式ウェブサイト

[資料4(1)-4]に掲載することで、大学構成員への周知が容易となり、広く社会へ公表している。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証する全学的な体制を構築しており、それが実質的に機能している。

#### <2>デザイン学部

平成24(2012)年度より毎年実施している卒業時の教育評価アンケートでは、学位授与方針に関連する6つの能力の向上状況を尋ねる設問を設けている[資料1-28]。本学部で学んだ教育が、能力の向上にどの程度寄与したかを5段階で自己評価する内容に対し、ほぼ全ての項目で3(向上した)から5(大きく向上した)までの回答者が70%以上いることから、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が一貫して学修に役立っており、効果が上がっていると判断できる。

#### <3>デザイン研究科

平成26(2014)年度修了時の教育評価アンケート(博士前期課程)において、学位授与方針に関連する4つの能力が修了研究や専門教育科目、研究科連携科目等の学びを通して向上したと全員が肯定的に回答している[資料1-29]。

#### <4>看護学部

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を作成し、その後、入学者受入方針との整合性について再度見直したことは評価できる。2つのポリシーの作成によって、教育研究上の理念を踏まえた体系的で組織的な教育の展開につながった。進学相談会や大学説明会等において、教職員が受験生や社会に対し教育目標や方針を明確に、一貫した説明・周知ができるようになった。

#### <5>助産学専攻科

本専攻科は開設以来、助産師国家試験の合格率が100%である。また、修了時の学生面談は、教育課程の編成・実施方針に関する意見聴取の機会となっており、次年度以降の教育、学修環境整備等に反映できている。

### ② 改善すべき事項

#### <1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を定め、シラバス[資料1-11]に明記し、公式ウェブサイト[資料4(1)-4]で公表しているが、大学全体としての3ポリシーがない。

また、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針をシラバスの序文に明記しているが、学生生活ハンドブックにはない。

#### <2>デザイン学部

学位授与方針の学生認知度を更に向上させる工夫が必要である。また、同方針と教育課程の編成・実施方針を踏まえて実施している授業との関係性について、学生の理解を更に深めることも重要である。

#### <4>看護学部

学生に対して、学位授与方針についての認知度や到達度を把握していない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針を今後も継続してシラバスに明記するとともに公式ウェブサイトに掲載する。

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を今後も全学的に継続して実施する。

##### <2>デザイン学部

今後も教育目標に沿った学位授与方針を明示し、適切に運用することによって、学生の順調な学位取得を支援する。また、卒業時の教育評価アンケートを継続して行い、結果の分析と検証を持続することで、教育改善に役立てる。

##### <3>デザイン研究科

今後も修了時の教育評価アンケート（博士前期課程）や、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を継続して実施し、データの蓄積を図り、中長期的な評価につなげ、教育改善に役立てる。

##### <4>看護学部

学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の連関性を踏まえ、今後も継続して授業評価アンケートや卒業時の教育評価アンケートを分析し、教育内容の充実を図る。

##### <5>助産学専攻科

修了時の学生面談は、教育課程の編成・実施方針に関する意見聴取の機会となるため、継続して実施する。

#### ② 改善すべき事項

##### <1>大学全体

今後、大学全体としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針を平成29（2017）年度までに部局長会議で協議・決定する。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針を平成30（2018）年度から学生生活ハンドブ



ックにも記載する。

#### <2>デザイン学部

学部長及び教務委員会の主導で、全教員が、各セメスターの最初の授業において各々の授業が学位授与方針、教育課程の編成・実施方針といかなる関連を持つかについて説明する。

#### <4>看護学部

学位授与方針についての認知度や到達度に関する内容を平成28（2016）年度の卒業時の教育評価アンケートに加え、教務委員会を中心に分析する。

### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-2 札幌市立大学学則
- ・ [既出] 資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・ [既出] 資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則
- ・ 資料4(1)-1 公立大学法人札幌市立大学履修等に関する規則
- ・ 資料4(1)-2 公立大学法人札幌市立大学大学院デザイン研究科履修等に関する規則
- ・ 資料4(1)-3 公立大学法人札幌市立大学大学院看護学研究科履修等に関する規則
- ・ [既出] 資料1-11-① シラバス 履修の手引き（平成28（2016）年度）
  - ② シラバス 授業計画（平成28（2016）年度）
  - ③ シラバス 助産学専攻科（平成28（2016）年度）
  - ④ シラバス デザイン研究科（平成28（2016）年度）
  - ⑤ シラバス 看護学研究科（平成28（2016）年度）
- ・ 資料4(1)-4 公式ウェブサイト（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/education\\_information/policy-2/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/education_information/policy-2/)
- ・ 資料4(1)-5 公式ウェブサイト（デザイン学部ポリシー）  
<http://www.scu.ac.jp/department/design/departments/policy/>
- ・ 資料4(1)-6 公式ウェブサイト（デザイン研究科博士前期課程ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/department/design/graduate\\_school/masters/policy/](http://www.scu.ac.jp/department/design/graduate_school/masters/policy/)  
公式ウェブサイト（デザイン研究科博士後期課程ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/department/design/graduate\\_school/doctors/policy/](http://www.scu.ac.jp/department/design/graduate_school/doctors/policy/)
- ・ 資料4(1)-7 公式ウェブサイト（看護学部ポリシー）  
<http://www.scu.ac.jp/department/nursing/nursing/policy/>
- ・ 資料4(1)-8 公式ウェブサイト（助産学専攻科ポリシー）  
<http://www.scu.ac.jp/department/nursing/midwifery/policy/>
- ・ [既出] 資料1-10 大学案内（平成28（2016）年度）
- ・ 資料4(1)-9 公式ウェブサイト（助産学専攻科カリキュラム）

- ・ <http://www.scu.ac.jp/department/nursing/midwifery/curriculum/>
- ・ 資料4(1)-10 公式ウェブサイト（看護学研究科博士前期課程ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/department/nursing/graduate\\_school/masters/policy/](http://www.scu.ac.jp/department/nursing/graduate_school/masters/policy/)  
公式ウェブサイト（看護学研究科博士後期課程ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/department/nursing/graduate\\_school/doctors/policy/](http://www.scu.ac.jp/department/nursing/graduate_school/doctors/policy/)
- ・ [既出] 資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・ 資料4(1)-11 進学相談会等一覧（平成27（2015）年度）
- ・ 資料4(1)-12 公式ウェブサイト（教育研究上の目的）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/education\\_information/purpose/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/education_information/purpose/)
- ・ [既出] 資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・ [既出] 資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・ [既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・ [既出] 資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-27 授業評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-28 卒業時の教育評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-29 修了時の教育評価アンケート（平成26（2014）～27（2015）年度）
- ・ 資料4(1)-13 札幌市立大学大学院デザイン研究科 2015「横断型連携特別演習」公開発表会 評価表 集計結果

## 第4章 教育内容・方法・成果

### Ⅱ 教育課程・教育内容

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1> 大学全体

《ことわり：用語表記の統一について》

本学学部の教育課程は、札幌市立大学設置認可申請書の「教育課程の編成の基本方針」に基づいて編成している〔資料1-1〕。同様に、大学院の教育課程は、札幌市立大学大学院設置認可申請書に記した「教育課程編成の基本方針」に基づいて編成している〔資料1-6〕。また、学部、研究科それぞれの「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」は、上記の各基本方針を学生が理解しやすい平易な言葉で表現し直し、平成26（2014）年度に策定したものである〔資料1-11〕。そこで、本報告書では、これらを「教育課程の編成・実施方針」に統一して、点検を進めることとする。

必要な授業科目の開設状況について、本学では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学部の教育課程を共通教育科目と専門教育科目の2つに大きく区分している。

共通教育科目は、デザイン学部と看護学部共通の教育課程であり、導入科目、教養科目、コミュニケーション科目の3つに区分している〔資料1-11-① p. 58、p. 66〕。導入科目は、大学における心構えや履修方法、基本的な学修技術等について入学直後に新入生全員が共同で学ぶ必修科目であり、「スタートアップ演習」がその授業科目である。教養科目は、文化に対する理解、人間に対する理解、社会に対する理解の3区分で編成し、本学の教育研究上の目的（教育目標）である「まちづくり全体に、より大きな価値を生み出す『知と創造の拠点』の形成」に強く関連するとともに、「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」という目的の基盤となる。特に「札幌を学ぶ」「ボランティア活動」等の授業科目は、前者の達成に関わる科目である。コミュニケーション科目は、外国語科目とコミュニケーション・情報技術の科目を開講している。

専門教育科目は、各学部の専門分野に特化して体系化している。平成28（2016）年5月現在、デザイン学部の専門教育科目は、基本科目、展開科目、発展科目の3つに区分している〔資料1-11-① pp. 58-59〕。基本科目はデザイン理論とデザイン基盤に細区分し、同様に、展開科目は人間空間デザインコースと人間情報デザインコースに細区分、発展科目は連携、総合実習、卒業研究、キャリア教育に細区分し、区分ごとの授業科目を開設している。デザイン学部では、専門教育科目、共通教育科目のほか、自由科目区分を設け、学芸員課程関連の授業科目を開設している。看護学部の専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目の2つに区分している〔資料1-11-① pp. 66-67〕。専門基礎科目は人間と命、健康と健康障害と予防、保健と医療と福祉に細区分し、同様に、専門科目は看護の基盤となるもの、健康レベルに応じて生活を援助するもの、コミュニケアに関するもの、発展・統合に関するもの、学部連携に細区分している。そのうち、看護の基盤となるものは、更にヒューマンケアの基本と看護の基本的展開の2つに細区分し、同様に、健康レベルに応じて生活を

援助するものは、小児、母性、成人、老年、精神、在宅、健康問題への対応の7つに細区分し、区分ごとの授業科目を開設している。

授業科目の順次性と体系的配置としては、1、2年次に共通教育科目を配置し、専門教育科目と自由科目は3、4年次を中心に配置することで、順次性を持たせている。更に専門教育科目の中でも、専門の基礎・基本となる科目に続いて専門及び展開・発展科目を配置するなど、1年次から専門科目を履修させるくさび型カリキュラムを導入して体系的配置を行っている。

本学では、学部、専攻科、研究科ともに順次性のある授業科目の体系的配置を可視化するために、シラバスにおいて全科目に科目ナンバリング及び配当年次を明示している〔資料1-11〕。

学部の教育課程における順次性と体系性を表す典型的な科目に、1年次の「スタートアップ演習」と3年次の「学部連携演習」がある。「スタートアップ演習」は、両学部の学生が合同で演習を行い、基本的な学修技術を習得するとともに、異なる分野を目指す学生がお互いの発想に触れ、広い視点を持つことができるように授業設計を行っている。「スタートアップ演習」を受講した学生は、その後自身の学部で専門教育を学び、3年次に「学部連携演習」で再度、両学部合同の演習を行うことになる。ここでは、専門教育を理解した上で相互の専門に触れ、専門性の拡大、異分野との連携を目指す。

本学で行っている教養教育（共通教育科目）と専門教育（専門教育科目）は、教育目標を達成するために設定している。共通教育科目と専門科目の卒業要件単位に占める単位数は平成28（2016）年5月現在で、共通教育科目は両学部とも26単位であり、専門科目はデザイン学部98単位、看護学部は100単位である〔資料1-2 別表2〕。

助産学専攻科における授業科目（演習、実習を含む。）は、基礎助産学に6科目10単位、実践助産学に9科目16単位、統合助産学に2科目4単位を体系的に配置している〔資料1-8 別表〕。また、科目の配列は学生の修得状況を考慮し、基礎助産学、実践助産学の演習・実習、総合助産学の演習の順としている。

大学院の各教育課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、科目区分を定めている。

大学院博士前期課程の教育課程は、研究科連携科目と専門教育科目の2つに大きく区分している〔資料1-11-④ p.22〕〔資料1-11-⑤ p.15〕。研究科連携科目は、デザイン研究科と看護学研究科の学生が合同で学ぶ科目であり、デザインと看護に共通する関連領域の基礎的素養を涵養するための授業科目を開設している。

専門教育科目は、各研究科の専門分野に特化して体系化しており、デザイン研究科の専門教育科目は、基本科目、展開科目、実践科目、修了研究の4つに区分し、区分ごとの授業科目を開設している。看護学研究科の専門教育科目は、専門基礎科目と専門科目の2つに区分し、更に専門科目は実践看護学分野、看護マネジメント学分野、研究に区分している。実践看護学分野は地域生活看護学領域、母子看護学領域、成人看護学領域、精神看護学領域、看護技術学領域を設け、同様に、看護マネジメント学分野は看護教育・管理学領域を設けて授業科目を開設している。デザイン研究科、看護学研究科ともコースワークがリサーチワークに円滑に結びつくよう、両者のバランスに配慮した教育課程を編成している。

大学院博士後期課程の教育課程は、デザイン研究科では基本科目、展開科目、研究指導科目に区分〔資料1-11-④ p.108〕し、同様に、看護学研究科では、博士後期連携科目、

博士後期専門科目、博士後期研究指導科目に区分〔資料1-11-⑤ p.137〕して授業科目を開設しており、コースワークがリサーチワークに円滑に結びつくよう、両者のバランスに配慮した教育課程を編成している。

以上のように、本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

以下、学部、専攻科、研究科の必要な授業科目の開設状況、順次性のある授業科目の体系的配置について述べる。

### <2>デザイン学部

デザイン学部における必要な授業科目の開設状況について説明する。本学部の教育課程は、大きく共通教育科目と専門教育科目に区分して授業科目を開設している。共通教育科目は、主体的な問題解決能力、人間・社会・文化の理解やコミュニケーションを養えるように導入科目、教養科目、コミュニケーション科目を設定している。専門教育科目は、専門性を学ぶ前提や基礎となる基本科目、デザインの専門的知識・技術を学ぶ展開科目、デザインの応用や他専門分野との連携を培う発展科目を設け、高い専門能力につながる構成としている〔資料1-11-① pp.54-57〕。

順次性のある授業科目の体系的配置については、専門教育科目をデザインの基礎的な理論や技術から、より専門性の高い知識や技術、実践的・発展的な知識やデザインの方法までを体系的に理解できるよう、1年次から共通教育科目とともに、デザインの基礎となる基本科目を開講し、2年次後期から開講する展開科目に円滑に移行できるよう配慮している〔資料1-11-① p.31、p.35〕。なお、発展科目には、コースの特徴を生かしたインターンシップによる就業体験や、本学の教育研究上の特長であるデザイン学部と看護学部の連携による科目も必修科目として設定している。具体的には、3年次の「学部連携演習」において、学部間の有機的な連携による授業を展開するとともに、「寒冷地デザイン論」「地場産業振興論」など、地域をテーマとした科目を充実させている。

なお、自由科目（学芸員課程関連科目）は、以上の共通教育科目及び専門教育科目とは独立した選択制で、学芸員の資格取得を目指す学生が履修することになっている。

### <3>デザイン研究科

まず、博士前期課程における研究科連携科目と専門教育科目の科目区別に必要な授業科目の開設状況について述べる。研究科連携科目は、幅広い視野を身につけるため、デザインと看護に共通する関連領域の基礎的素養を涵養する内容であり、看護学研究科と合同で学ぶ7科目を開設している。専門教育科目は、基本科目、展開科目、実践科目、修了研究の4つに細区分している〔資料1-11-④ p.22〕。基本科目は、デザイン分野を履修・研究していく上で共通に必要な基本の知識・技術を身につけるための科目であり、3科目を開設している。展開科目は、特定のデザイン分野を専門的に学ぶ科目であり、23科目を開設している。展開科目は専門的な理論・知識を学ぶ特論と実践的な技術・技法を修得する演習で構成しており、特論については、空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の科目群を配置している。また、演習については、「デザイン特別演習」を必修科目として配置している。実践科目は、履修した基本科目及び展開科目

を具体的に実践し、デザインの実践能力を身につける科目であり、5科目を開設している。修士研究は「特別研究」の1科目を開設している。特別研究は、修士論文と特定課題研究の2つで構成しており、特定課題研究は、デザインの制作研究とビジネスプラン等の特定の課題をテーマにその策定等を行う研究で構成している。本課程では、上記の科目群の配当年次・配当学期を定めることにより順次性のある授業科目を体系的に配置している。なお、空間デザイン分野の「建築デザイン」履修モデルとして、一級建築士受験の実務経験1年とみなすために必要な指定科目を配置している〔資料1-11-④ p.22〕。

博士後期課程の授業科目は、基本科目、展開科目、研究指導科目の3つに区分している〔資料1-11-④ p.108〕。基本科目は、人間空間デザイン分野と人間情報デザイン分野に求められる調査方法、分析方法、評価方法等を修得するための科目であり、3科目を開設している。展開科目は、本課程に相応しいデザイン研究の遂行に必要な知識・技術を修得する中心的科目であり、3科目を開設している。以上がコースワークである。リサーチワークである研究指導科目は、「博士特別研究Ⅰ」2単位、「博士特別研究Ⅱ」2単位、「博士特別研究Ⅲ」4単位であり、学生はこれら3科目を標準修業の3年間にわたって順次、通年履修する。上記の科目群は配当年次・配当学期が定められており、本課程では順次性のある授業科目を体系的に配置している。

コースワークとリサーチワークのバランスについて、博士前期課程では、30単位（13科目）以上としている修了要件単位数に対し、84単位39科目の授業を3分野にバランス良く設定し、必要十分な授業科目を開設している〔資料1-11-④ p.22〕。そのうちリサーチワークは「特別研究」6単位のみで、それ以外はコースワークであり、両者をバランス良く組み合わせた教育を適切に行っている。

博士後期課程では、16単位7科目以上としている修了要件単位数に対し、20単位9科目を2分野に均等に設定し、必要十分な授業科目を開設している〔資料1-11-④ p.108〕。そのうちリサーチワークは「博士特別研究Ⅰ」「博士特別研究Ⅱ」「博士特別研究Ⅲ」の合計8単位3科目で、それ以外はコースワークであり、両者をバランス良く組み合わせた教育を適切に行っている。

以上のように、本研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性のある授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

#### <4>看護学部

必要な授業科目の開設状況について説明する。教育課程を共通教育科目と専門教育科目に区分して、授業科目を開設している。共通教育科目は、主体的な問題解決能力、人間・社会・文化の理解やコミュニケーションを養えるように導入科目、教養科目、コミュニケーション科目を設定している。専門教育科目は、専門科目を学ぶ前提や基礎となる専門基礎科目と看護の専門的知識・技術を学ぶ専門科目で構成している〔資料1-11-① pp.60-67〕。専門科目は、人間の生涯発達、健康と健康障害、個から集団の3つの側面で構成している。

次に、順次性のある授業科目の体系的配置について説明する。学年進行に応じて、共通教育科目と専門教育科目のそれぞれの教育が有機的に連携し、体系的に学修できるように授業科目を編成している〔資料1-11-① p.39〕。また、専門科目は、専門知識と高度な技術を体系的に学修できるように、全ての看護学領域で、それぞれの概論、援助論を学修した後

に技術論を学び、臨地実習に臨むことで、より確実な実践力を養うように授業科目を配置している。なお、こうした教育課程の編成は、学校教育法第52条及び大学設置基準第19条から第23条までに規定する要件を満たしている。

教養教育・専門教育の位置づけについては、共通教育と専門教育を体系的に履修し、卒業に必要な単位数を126単位以上としている。平成24（2012）年度から導入した保健師課程（選択制）では、136単位以上を取得すると保健師国家試験受験資格を取得することができる〔資料1-11-① pp.40-41〕。本学部の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が定める教育内容を包括している。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の必要な授業科目の開設は、教育課程の編成・実施方針に基づき、基礎助産学、実践助産学及び統合助産学の3つに区分している。基礎助産学には「助産学総論」講義2単位、「周産期医学論」講義2単位、「乳幼児支援論」講義2単位、「妊娠期助産診断・技術学」演習1単位、「分娩期助産診断・技術学」演習2単位、「産褥期助産診断・技術学」演習1単位、実践助産学には「助産学フィールド演習」演習1単位、「周産期ハイリスク援助論」演習1単位、「地域母子保健論」講義1単位、「助産管理論」講義1単位、「助産学実習Ⅰ－Ⅴ」12単位、統合助産学には「助産学演習」演習2単位、「助産学課題研究」演習2単位である〔資料1-11-③〕。これらの授業科目開設により、本教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が定める教育内容を包括している。

順次性のある授業科目の体系的配置は、基本的に基礎助産学、実践助産学の演習・実習、統合助産学の演習の順である。具体的には、各授業科目は実践助産学の実習と統合助産学の演習は、一部並行する形で配列し、日常的に知識と技術の統合と集積を図っている。これにより、講義・演習による成果は臨地実習で発揮・確認し、実習後の演習・研究で再確認できる形である

#### <6>看護学研究科

博士前期課程における研究科連携科目と専門教育科目の科目区別に授業科目の開設状況について述べる。研究科連携科目は、幅広い視野を身につけるため看護とデザインに共通する関連領域の基礎的素養を涵養する内容であり、7つの授業科目を開設し、デザイン研究科と合同で行っている。専門教育科目は看護分野の高度専門職業人、研究者又は教育者として専門的に学ぶ内容であり、専門基礎科目と専門科目に細区分している〔資料1-11-⑤ p.15〕。専門基礎科目は、本課程において履修・研究する上で必要な能力や方法を身につける内容であり、10の授業科目がある。専門科目は、看護学の各専門分野・領域における専門知識・技術、研究方法を修得する内容であり、学生が専攻する分野・領域・コースに応じて必要な選択科目を設けている。また、専門科目の授業科目に特別研究と課題研究を位置づけている。

順次性のある授業科目の体系的配置を可視化するために、シラバスにおいて全科目に科目ナンバリング及び配当年次を明示している〔資料1-11-⑤ p.15〕。博士前期課程の修了要件単位数は30単位以上であるが、そのうちリサーチワークは特別研究の8単位（ただし、専門看護師コースにおいては課題研究の4単位）である。それ以外はコースワークであり、

リサーチワークの偏重はなく、バランスは取れている。

次に、博士後期課程の科目区分は博士後期連携科目、博士後期専門科目、博士後期研究指導科目の3つである〔資料1-11-⑤ p.137〕。博士後期連携科目である「横断型連携特別演習」は、本学の教育研究上の理念に合致する看護とデザイン等との連携を具現化した授業科目であり、基盤となる地域を含めた他分野との連携、統合、新しい知見の創出に向けた横断・多角的視野を培う。博士後期専門科目では、看護における起業家や指導者の人材育成を意識した「看護学特講」と、看護学の発展に係わる諸課題を研究へと発展させるための方策を修得する「看護技術学特別演習」「実践看護学特別演習」「機能看護学特別演習」を開設している。以上がコースワークである。リサーチワークである博士後期研究指導科目は、「後期特別研究Ⅰ」2単位、「後期特別研究Ⅱ」2単位、「後期特別研究Ⅲ」4単位の合計8単位を3年間通年により履修する〔資料1-11-⑤ p.137〕。コースワークとリサーチワークの複合的な教育を意図し、コースワークがリサーチワークの基礎となるよう授業科目の順次性を設定している。

以上のように、博士後期課程においても、教育課程の編成・実施方針に基づき科目区分及び授業科目を明確化し、体系的かつコースバランスよく編成している。

## (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### <1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが第4章\_Iの(1)で明記した教育課程の編成・実施方針に基づき、以下に示すような各課程に相応しい教育内容を提供している。

学部の教育課程は、大学設置基準19条2により、一般教養の授業科目区分に相当するものとして共通教育科目を設け、更に導入科目、教養科目、コミュニケーション科目に細区分している。導入科目は「スタートアップ演習」、教養科目は文化に対する理解5科目、人間に対する理解5科目、社会に対する理解6科目からなる。共通教育科目は、26単位以上の修得を課し、学生が身につけるべき対象に分けて教養科目を配置して、総合的な判断力、豊かな創造性と人間性を培うことを目指している〔資料1-11-① pp.58-59、 pp.66-67〕。専門教育では、デザイン学部は人間空間デザインと人間情報デザインの2コースに分かれて98単位以上(平成27(2015)年度までは4コースに分かれて96単位以上)、看護学部は看護師国家試験受験資格要件を満たす100単位以上(保健師国家試験受験資格は136単位以上)の修得を課している〔資料1-11-① p.36、p.41〕。その中で技能修得を目指す科目については、段階的に学修できるような配慮を行い、開講している。助産学専攻科については、その専門分野に特化した必修の授業科目(講義・演習・実習)を体系的に配置している。授業科目は全て必修で、修了には30単位の修得が必要である〔資料1-11-③ p.8〕。なお、平成28(2016)年度にデザイン学部の行ったコース再編は、デザイン学部教務委員会が実施している卒業時の教育評価アンケート〔資料1-28〕や卒業生の就職先の動向などを踏まえ、デザイン学部教授会で審議を重ね、実施に至った。本学の立地や時代に相即した人材育成を行うため、適切なPDCAサイクルを機能させている。



大学院博士前期課程の研究科連携科目（7科目14単位）は、デザインと看護に共通する関連領域の基礎的素養を涵養するため、デザイン研究科と看護学研究科の学生が合同で学ぶ科目である〔資料1-11-④ p.22〕〔資料1-11-⑤ p.15〕。ここでは、学部教育のデザインと看護の連携を発展・充実させ、地域課題を取り上げながら専門分野の高度化に対応した教育内容をも提供している。特に、「連携プロジェクト演習」（選択2単位）では、両研究科の教員と学生それぞれからなる4名程度の少人数グループによるプロジェクト課題を通して、学生が地域社会の課題や問題をデザインと看護の視点から捉え、解決策等を提案するとともにリサーチワークに結びつく調査・分析手法を修得している。

デザイン研究科の専門教育科目の「デザイン特別演習」（必修2単位）や「地域プロジェクト演習」（必修2単位）、同様に看護学研究科の実践看護学分野及び看護マネジメント学分野における演習・実習科目は、専門分野の高度化に対応した理論と実際との架橋を図る実践型教育内容を提供している。

博士後期課程では、デザイン研究科、看護学研究科ともに「横断型連携特別演習」（必修2単位）を開設し、「博士特別研究Ⅰ～Ⅲ（後期特別研究Ⅰ～Ⅲ）」につながる実践型教育内容を提供している〔資料1-11-④ p.108〕〔資料1-11-⑤ p.137〕。

## <2>デザイン学部

デザイン学部では、学士課程教育に相応しい教育内容を提供するため、専門教育科目を、基本科目、展開科目、発展科目で構成している。基本科目には、デザインの基礎的な知識や技術を習得することを目的としたデザイン基礎、デザインの基礎となる造形力を身につける造形基礎、高度にコンピュータを活用する能力を習得する情報基礎という科目群を設けている。展開科目には、デザインの基礎を学んだ学生がより専門性の高い知識や能力を身につけることを目的とした科目群を設定し、デザインの対象別に人間空間デザインコースと人間情報デザインコースの2つに区分している。ただし、平成27（2015）年度入学生までは空間デザイン系、製品デザイン系、コンテンツデザイン系、メディアデザイン系の4つの系に区分している。新カリキュラムのねらいは、2コース化による教育内容の再編である。カリキュラム策定で行った検討では、開学10年を経て社会が変化したことで、従前の4つの系で行っていた教育に内容や目標の重複が多く観察できたことから、デザインの成果をコース名にするのではなく、成果に至るプロセスを社会科学と人間科学に大別し、それぞれを人間空間デザイン及び人間情報デザインと命名した。

初年次教育・高大連携に配慮した教育内容については、多様化する学生の資質・学力に対応して共通教育科目を充実・強化するとともに、平成21（2009）年度より「リメディアル教育（補修授業）」を導入した。具体的には、札幌市内の市立高等学校の理数系の科目担当教諭を招聘し、本学の1、2年次の学生を対象として希望者に実施している。本学部の共通教育科目と専門教育科目の橋渡し科目となる、英語、理科（物理、化学、生物）、数学などの理数系科目を中心に始めたが、平成27（2015）年度からは、その一部を本学教員が担い、より効果の高いリメディアル教育に取り組んだ。デザイン学部教務委員会では、これらの初年時教育の実施や効果を踏まえ、平成28（2016）年度開始の新カリキュラムにおいて、基本科目に「デザインと数学」や「デザイン工学」の科目新設を行い、その内容を正規科目として取り込み高大を連携させた科目を開講している。

### <3>デザイン研究科

博士前期課程では、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するために専門教育科目を基本科目、展開科目、実践科目、修了研究の4つに細区分し、空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の3つの専門分野に対応した科目群を開設している〔資料1-11-④ p.22〕。基本科目は、デザイン分野を履修・研究していく上で共通に必要な基本の知識・技術を身につけるための科目区分であり、デザイン全体を俯瞰する「デザイン特論」のほか、学生の研究課題や修了後の進路を見据え、デザインの研究方法を修得する「デザイン研究法」と経営的な知識を修得する「デザインマネジメント特論」を開講している。展開科目は、専攻するデザイン分野ごとの高度な教育内容を学ぶ科目区分であり、空間デザイン分野は「建築計画特論」「建築構造デザイン特論」などの建築デザインに関する科目と、「景観デザイン特論」「環境共生デザイン特論」などの環境デザインに関する科目を開講している。製品デザイン分野は「製品造形特論」「製品評価特論」のプロダクトデザインに関する科目と、「メカトロニクス特論」「インタフェースデザイン特論」などのインタフェースデザインに関する科目を開講している。コンテンツ・メディアデザイン分野は「インタラクションデザイン特論」「ビジュアルデザイン特論」などのコンテンツ制作に関する科目や、「メディアプロデュース特論」「地域ブランド構築特論」などのメディア展開の企画等に関する科目を開講している。実践科目は、基本科目と展開科目で修得した専門知識・技術を具体的に実践し、デザインの実践能力を身につける科目区分であり、産学官の具体的なプロジェクトに参画することにより、実践能力を身につける「地域プロジェクト演習」を必修科目として開講している。また、街づくりとデザインを題材に行政機関や産業界の専門家等をゲストスピーカーとして招き、具体的なデザイン課題についてディスカッションを行い、地域創成に資する実践的なデザイン手法等を身につける「地域創成デザイン特別セミナーA」、同様に、産業振興とデザインを題材に実践的なデザイン手法等を身につける「地域創成デザイン特別セミナーB」を開講している。更に基本科目及び展開科目で修得した理論と応用を社会における実務の実習を通して、実体化、総合化する「インターンシップⅠ」を開講している。修了研究は、基本科目、展開科目、実践科目で修得したデザイン理論・技術や実践力を総合化し、各専門分野における研究課題の発見から調査・分析、実証実験、模型製作、デザイン作品制作などの一連の研究活動を通してその成果を修士論文、修了制作又は特定課題研究報告書にまとめる科目区分であり、「特別研究」の1科目を開講している。

各専門分野の教育内容の提供をより確実にするため、上記の科目群を受講する際の履修モデルとして、空間デザイン分野は建築デザインと環境デザインを、同様に、製品デザイン分野はプロダクトデザインとインタフェースデザインを、コンテンツ・メディアデザイン分野はコンテンツ制作とメディア展開の受講を推奨している。特に、空間デザイン分野は、一級建築士受験の実務経験1年とみなすために必要な指定科目（8科目18単位から「インターンシップⅡ」を含む16単位以上の履修）を履修モデルの建築デザインで推奨している〔資料1-11-④ p.22〕。

博士後期課程では、専門教育科目を基本科目、展開科目、研究指導科目の3つに区分し、人間空間デザイン分野、人間情報デザイン分野の2つの専門分野に対応した科目群を開設

している〔資料1-11-④ p.108〕。基本科目は、デザイン分野として共通に求められる調査・分析方法、評価方法等を修得するための科目区分であり、「人間空間デザイン研究法」及び「人間情報デザイン研究法」を開講している。また、専攻するデザイン分野の知識修得のみならず、異分野に対する理解を深め、社会を俯瞰する広い視野や研究に対する複眼的思考能力を養う観点から、「横断型連携特別演習」を開講している。展開科目は、本課程に相応しいデザイン研究の遂行に必要な知識・技術を修得するため科目区分であり、「人間空間デザイン特講」、「人間情報デザイン特講」「博士デザイン特別演習」の3科目を開講している。研究指導科目は、各専門分野における研究課題について標準修業の3年間にわたって研究に取り組み、最終的にその集大成となる博士論文をまとめるための科目区分であり、「博士特別研究Ⅰ」、「博士特別研究Ⅱ」「博士特別研究Ⅲ」の3科目を開講している。本課程では分野ごとに研究テーマに沿った履修モデルを設定し、履修モデルに沿った科目の受講を推奨することで専門分野の高度化に対応した教育内容の提供をより確実にしている。

以上のように、本研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。

#### <4>看護学部

学士課程に相応しい教育内容については、共通教育科目と専門教育科目の体系性を考慮しながら、早期から専門教育を履修する教育課程を編成している。専門教育科目は、基礎看護、看護管理、小児看護、母性看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、地域看護の9つの専門領域を設定し、看護学の専門的知識・技術を深め、主体的・創造的に実践を行う看護職を育成する内容で構成している。また、学士課程教育においてコアとなる看護実践能力についての卒業時の到達目標の達成を目指した教育内容を提供している。

初年次教育・高大連携に配慮した教育内容については、初年次教育として、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための導入科目として「スタートアップ演習」を配置している。本演習は、看護学部とデザイン学部学生が連携してプロジェクト活動に取り組むことで、主体性を培い、学生生活への展望が持てる教育内容にしている。高大連携では、平成18(2006)年度から札幌市内の高校との間で高大連携に関する協定書を締結し、看護学部における専門科目の講義を公開している。高校生が高度な教育に触れる機会を設け、能力・適性の伸長を図るとともに大学における教育の検証を実施している。平成27(2015)年度は、5科目の講義を公開し、6校25名の生徒が受講した。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科に相応しい教育内容については、基礎助産学、実践助産学、統合助産学の3区分を考慮し、修得の進捗状況を踏まえ体系化している。平成26(2014)年度から実施中の入学前教育は、入学後の教育展開において、看護学の基盤修得に欠く点があり、看護学の上に助産学を円滑に積み上げられない現状から実施に至った。実施に際し、入学時点における学生の看護学の修得状況(看護過程・看護基礎技術)を確認し、教育内容を検討している。この成果の助産学の授業・演習・実習への反映は、担当教員や臨床指導者が確認している。

また、修了時の学生面談で口頭により確認し、その後の入学前教育に反映している。

なお、本教育課程は専門性の高い助産学に特化しているため、選択科目の配置はない。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程では、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するために、以下の2つの看護学分野を設け、専攻分野における高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻に関連する分野の基礎的素養の涵養に努めている。コースワークがリサーチワークの基礎となるよう科目の順序性を設定している。

##### 1 実践看護学分野

現代の高度に複雑化した医療・看護においては、深い学識を基盤とした卓越した実践能力が求められる。そこで、実践看護学分野は、地域生活看護学領域、母子看護学領域、成人看護学領域、精神看護学領域及び看護技術学領域の5領域から構成し、各領域の専門性や特殊性を履修課題とする授業科目を設けている。また、母子看護学領域、成人看護学領域及び精神看護学領域においては、小児看護、急性・重症患者看護、がん看護及び精神看護分野の専門看護師（CNS）コースを設置し、日本看護系大学協議会の認定を受けた授業科目を設定している [資料1-11-⑤ p. 11]。

##### 2 看護マネジメント学分野

高度・専門医療の現場又は在宅・地域において、看護の専門性を的確に発揮するとともに、専門性を向上させる統合的な調整能力を有する看護管理者の存在が不可欠である。また、看護基礎教育と看護継続教育等においては、教育学、看護教育の基盤を修得した高い教育的機能が求められている。そのため、看護教育・管理学領域を設けて看護全体をマネジメントし、リーダーシップを発揮できる人材や教育に携わる基礎を培う教育内容を提供している。

博士後期課程では、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供するために、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育（平成17（2005）年9月5日）」を踏まえ、本課程には「看護学分野」を設け、以下の取組を特色とした教育課程を編成している。

##### 1 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程・研究指導

コースワークとリサーチワークの複合的な教育を行い、コースワークがリサーチワークの基礎となるよう科目を構成している [資料1-11-⑤ p. 132]。

##### 2 オムニバス科目による効果的な教育の実施

学生が、専攻する領域を問わず、博士後期課程において看護学を学ぶ上で共通に求められる基盤的知識や研究手法、分析手法、教育方法等の最新情報を修得できるよう、様々な領域の専門家を含めたオムニバス形式による授業科目を設定している。

##### 3 単位取得による修了要件の明確化

課程制大学院のコースワークを意識し、目的に応じて必要な能力を修得するための授業科目を設置し、各単位数を明示している。また、研究指導科目を「後期特別研究Ⅰ」「後期特別研究Ⅱ」「後期特別研究Ⅲ」に分割し、単位数を明示している [資料1-11-⑤ p. 137]。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

平成28(2016)年度から学部、専攻科、研究科の全ての科目にコードを付し、科目ナンバリングとしてシラバスの授業科目一覧に明示し、順次性を持った教育課程の編成をより明確にしている〔資料1-11〕。

学部、専攻科、研究科それぞれが教育課程の編成・実施方針に基づき設定した全ての授業科目を継続して開講し、各課程に相応しい教育内容を提供し続けている。

##### <2>デザイン学部

教育課程・教育内容の評価・検証を経て、コース再編を行ったことは評価できる。

##### <3>デザイン研究科

博士前期課程における研究科連携科目「連携プロジェクト演習」及び専門教育科目（実践科目）「地域プロジェクト演習」、博士後期課程における基本科目「横断型連携特別演習」の最終成果発表会（公開発表会）での効果検証アンケート調査結果は、コースワークが有効に機能していることを示しており、コースワークとリサーチワークのバランスが適切である〔資料4(1)-13〕。

##### <5>助産学専攻科

平成26(2014)年度から実施している入学前教育は、助産学の導入学修として効果があり、入学後の学修につながっている点は評価できる。

##### <6>看護学研究科

専門分野の高度化に対応した教育課程、教育内容を備えており、コースワークとリサーチワークのバランスが適切である。

#### ② 改善すべき事項

##### <3>デザイン研究科

博士前期課程は空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野の3分野であるため、学部からの接続性及び博士後期課程との一体性の観点から博士前期課程の分野を体系的に再編する必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

引き続き、科目ナンバリングをシラバスの授業科目一覧に明示し、順次性を持った教育課程の編成を明確にしていく。

学部、専攻科、研究科それぞれが教育課程の編成・実施方針に基づき、引き続き各課程に相応しい教育内容を提供していく。

##### <2>デザイン学部

コース再編に伴うカリキュラムの運用を適切に行う。

##### <3>デザイン研究科

引き続き、「連携プロジェクト演習」「地域プロジェクト演習」「横断型連携特別演習」などの内容を充実させるとともに、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した教育内容を提供していく。

##### <5>助産学専攻科

入学前教育の評価方法を検討し、系統的な評価を確立する。

##### <6>看護学研究科

引き続き、専門分野の高度化に対応した科目について、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮した教育内容を提供していく。

#### ② 改善すべき事項

##### <3>デザイン研究科

学部から博士後期課程までを一貫して、人間空間デザイン、人間情報デザインの2分野（コース）に明瞭に区分し体系的に学修できるよう、平成31（2019）年度から博士前期課程を人間空間デザイン、人間情報デザインの2分野に再編する。

### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-1 札幌市立大学設置認可申請書
- ・ [既出] 資料1-6 札幌市立大学大学院設置認可申請書
- ・ [既出] 資料1-11-① シラバス 履修の手引き（平成28（2016）年度）
  - ② シラバス 授業計画（平成28（2016）年度）
  - ③ シラバス 助産学専攻科（平成28（2016）年度）
  - ④ シラバス デザイン研究科（平成28（2016）年度）
  - ⑤ シラバス 看護学研究科（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-2 札幌市立大学学則

- ・ [既出] 資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則
- ・ [既出] 資料1-28 卒業時の教育評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料4(1)-13 札幌市立大学大学院デザイン研究科 2015「横断型連携特別演習」公開発表会 評価表 集計結果

## 第4章 教育内容・方法・成果

### Ⅲ 教育方法

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育方法および学習指導は適切か。

###### <1> 大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが第4章\_Ⅱの(1)で記載した教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき科目区分を定め、科目区分ごとに授業科目を設定している。各授業科目については、学則[資料1-2]又は大学院学則[資料1-3]に定める授業形態、単位数、必修・選択・自由の別、卒業要件等に基づき、適切な教育方法をとっている。教育目標を達成するために必要となる授業の形態は学則第31条、大学院学則第25条及び第26条で定めており、その主な授業形態は、講義、演習、講義+演習、実習である。また、単位の計算方法は学則第33条及び大学院学則第27条で定めており、学部の共通教育科目では、講義が15時間の授業をもって1単位、演習が30時間、実習が45時間の授業で1単位である。

デザイン学部の専門教育科目では、講義及び演習がそれぞれ15時間の授業をもって1単位、実習が45時間の授業で1単位である。

看護学部の専門教育科目及び助産学専攻科の授業科目では、講義が15時間の授業をもって1単位、演習が30時間、実習が45時間の授業で1単位である。

大学院博士前期課程の研究科連携科目では、講義及び演習が共に15時間の授業をもって1単位である。

デザイン研究科の博士前期・後期課程の専門教育科目では、講義及び演習が共に15時間の授業をもって1単位である。

看護学研究科の博士前期・後期課程の専門教育科目では、講義が15時間の授業をもって1単位、演習が30時間、実習が45時間の授業で1単位である。

1年間又は1学期に履修登録できる単位数の上限は学則第32条で規定しており、履修等に関する規則第9条で「学則第32条第1項に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限は、学生が1年間の履修科目として登録する場合にあつては、46単位とする。ただし、1年次においては、前期23単位及び後期23単位を上限とする。」と明確に規定している[資料4(1)-1]。また、学則第32条第2項では、「学長は、前項の規定により単位数の上限を定めた場合であっても、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生に対しては、次の年次又は学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を行うことを認めることができる。」と規定しており、優秀な成績を修めた学生が自主的・積極的に学修できるよう例外規定を設けて支援している。実際、2年次以上の成績優秀者に対し、1年間に54単位までの履修登録を認めている。平成28(2016)年度の場合、デザイン学部学生の約8%、看護学部学生の約16%が履修単位数上限緩和措置の対象者となっている。

本学は1学年の入学定員がデザイン学部85名、看護学部80名の小規模大学である。この特長を生かし、学部の学修指導体制としては、共通教育科目の約8割、デザイン学部専門教育科目の7割弱、看護学部専門教育科目の3割弱の授業が1クラス40名以下の少人数授業である。また、デザイン学部は幅広いデザイン能力を持った職業人の育成、看護学部は医療の



高度化に対応する知識・技術を持った職業人の育成という教育目標を達成するため、「演習」「実習」などの授業形態も多いが、複数の教員が一緒に担当することや大学院生をTAとして配置するなど、一人ひとりに目の行き届いた細やかな学修指導体制をとっている。更にこれらの授業では、学生の能動的・主体的な学習参加を促すべく、課題発見・問題解決学習、体験学習、調査学習や、教室内でのグループ・ディスカッション、グループ・ワーク、プレゼンテーション等、様々な手法で授業を行っている。

大学院では、標準修業年限の学生及び長期履修学生向けにそれぞれ定められた研究指導計画をシラバスに掲載し〔資料1-11-④〕〔資料1-11-⑤〕、入学時のガイダンスで学生に周知するとともに指導計画に基づいて研究指導、学位論文作成指導を以下のように行っている。

博士前期課程では、まず、学生の希望に基づいて1年次4月に研究科教授会で研究指導教員を決定している。研究指導教員は研究課題の設定について学生を指導する。学生と研究指導教員は1年次5月までに研究課題を決定し、研究科教授会に報告することとしている。次に、研究指導教員は研究計画の立案を指導し、学生は各研究科が定めたスケジュールに沿って研究計画書を提出する。その後、研究指導教員の指導に基づいて学生は研究を実施していく。ただし、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究、その他の倫理的な配慮の必要な研究の場合は、研究実施の前に学生は当該研究科倫理審査会に倫理審査申請書を提出し、審査を経た後に研究を実施することとしている。

デザイン研究科及び看護学研究科は、それぞれが定めた研究計画スケジュールに沿って中間発表会（第1回公開発表会）を開催し、それまでの研究成果を確認するとともに発表内容に係る問題点等の指摘を受け、解決方法等について研究指導教員が学生を指導している。その後、学生は修士論文等を作成し、当該年度1月の修士論文等の提出、最終試験、当該年度2月の修了研究公開発表会（第2回公開発表会）、最終論文の提出に臨むこととなる。これらの経過の中で、研究指導教員が学生を適宜指導している。

博士後期課程では、まず、学生の希望に基づいて1年次4月に博士後期課程会議（研究科教授会の代議員会）で研究指導教員を決定している。研究指導教員は研究課題の設定について学生を指導する。学生と研究指導教員は1年次5月までに研究課題を決定し、研究科教授会に報告することとしている。次に、研究指導教員は研究計画の立案を指導し、学生は各研究科が定めたスケジュールに沿って研究計画書を提出する。その間、研究指導教員の指導に基づいて学生は先行研究の調査や研究方法を吟味し、研究計画の完成を目指すこととしている。

デザイン研究科及び看護学研究科は、それぞれが定めた研究計画スケジュールに沿って博士特別研究（看護学研究科の場合は後期特別研究）研究計画書審査会を開催し、3名の研究指導教員（D マル合教員）が研究計画書を審査している。審査の視点は、①研究内容が新規性に富み、学術的価値があるか、②先行研究を吟味するとともに、研究背景を十分に示しているか、③研究のテーマ、目的、意義が明確か、④研究内容や方法について、十分な吟味と説明がされているか、⑤研究計画に含まれる内容に関する倫理的問題は考慮されているか、などである。研究計画書の審査結果は、学生に伝達し助言を行っている。その後、研究指導教員の指導に基づいて研究を実施し、2年次へ研究を継続していく。ただし、博士前期課程の場合と同様、倫理的配慮の必要な研究の場合は、研究実施前に学生は当該

研究科倫理審査会に倫理審査申請書を提出し、審査を経た後に研究を実施することとしている。

博士後期課程の標準修業年限の2年次（長期履修4年の場合の2年次～3年次、長期履修5年の場合の2年次～4年次）では、学生は研究を更に発展させ、データ等を分析・考察し、研究手法の有効性を確認している。また、研究指導教員は当該分野の学術雑誌への論文投稿を指導している。更に各研究科が定めた研究計画スケジュールに沿って第1回公開発表会（中間発表）を開催し、研究計画と進捗状況を確認するとともに研究内容に対する問題点の指摘、改善指導を行っている。

博士後期課程の最終年次では、学生は博士論文等を作成し、当該年度の博士論文予備審査、博士論文本審査、第2回公開発表会、最終博士論文の提出に臨むこととなるが、研究指導教員が学生を適宜指導している。

以上のように、本学では、学部、専攻科、研究科それぞれが教育課程の編成・実施方針に基づき適切な教育方法をとっており、学部・専攻科生の学修指導を行っている。また、大学院生に対しては、研究指導計画に基づいて研究指導、学位論文の作成指導を行っている。

## <2>デザイン学部

デザイン学部では、教育目標の達成に向けた授業形態を以下のように採用している。共通教育科目においては、幅広い視野を持つための知識獲得を目指し、学士としての基本的教養を看護学部の学生と共に学ぶ環境を、講義や演習の形態で整えている。また、「プレゼンテーション」では、クリティカル・シンキングの訓練を実習形式で行うとともに、「統計の世界」では講義を通して統計学的なものの見方や考え方が修学の基礎力となるよう必須科目に設定している。専門教育科目は、基本科目、展開科目、発展科目で構成する。基本科目には、デザイン基礎や造形基礎、情報基礎といった細区分の科目群を配し、1年次から2年次にデザインの基礎となる表現力を実習形式で学ぶことのできる構成としている。展開科目には、空間デザイン、製品デザイン、コンテンツデザイン、メディアデザインの4つの系を用意し（平成27（2015）年度まで）、2年次後半から開始するコース専門教育に必要な学修を講義や演習で深化できる構成としており、各々の学生が所属するコースに応じてコース必須科目を用意している。なお、展開科目は上記のコース必須科目のほか、他の系からも科目を選択して履修することとなっており、専門性に極度な偏りが生じないように配慮している。発展科目は、各セメスターで4つの系ごとに行う「デザイン総合実習」を基盤に、実習形式で段階的にデザイン能力の向上を図り、就職や進学に有用な実践的な科目群を設定している。履修指導は、全学年の前期・後期ガイダンスで行っている。なお、<1>大学全体で述べたように、学生が1年間で履修できる科目の単位数には上限を設けている。更に半期ごとのGPAが1.5未満の学生にはデザイン学部教務委員が個別に履修指導を行うなど、学生の向学心を維持する指導を行っている。

学生の主体的参加を促す授業方法として、学生の予習・復習への配慮から、シラバスに全講義15回の講義内容の記載と、参考文献を提示している〔資料1-11-②〕。また、デザイン系の就職においては、ポートフォリオによる書類審査が関門となるため、3年次後期の

完成を目標に、各コースにおいてポートフォリオ制作の指導を重点的に行っており、各々の就職希望に応じた主体的な学修を行う授業を行っている。

また、eラーニングシステムの活用、教員独自の講義用ウェブサイトの構築、両キャンパスから接続可能なサーバー、無線LANのアクセスポイントの増設等により、デザインと看護の連携教育において、学生がITを活用した学修ができるよう環境の充実を図っている。

### <3>デザイン研究科

4月の前期ガイダンスにおいて、博士前期課程及び博士後期課程1年次学生を対象に、シラバス〔資料1-11-④〕を基に科目区分の構成、選択・必修の区別、修了要件単位数、各学年次の開講科目、成績評価、研究指導計画・研究スケジュール・指導体制などを説明している。更に研究指導教員による個別指導及び事務職員による履修手続き指導を行い、学修指導の充実を図っている。

教育目標の達成に向けた授業形態として、博士前期課程では、「連携プロジェクト演習」において、地域社会に内在する保健・医療・福祉分野の様々な課題に対して、デザイン研究科と看護学研究科の教員・学生で構成する小グループごとに研究テーマを設定し、調査・分析、考察を行い、新規デザイン制作を実施し、行政、地域社会及び産業界に提言するプロジェクト研究型授業を展開している。

また、教育目標を達成するため、基本科目では、基本の知識・技術・研究手法を習得する科目を設定し、展開科目では、特定のデザイン分野を専門的・理論的に学ぶ特論科目及び演習課題を通して理論を深く理解させ、修了研究につなげることを主眼とする「デザイン特別演習」などを設定している。実践科目では、履修した基本科目、展開科目を実地に行う「地域プロジェクト演習」など、デザインの実践力を身につける科目を設定している。ここでは、学生の主体的な参加を促すために、グループ討論や学生自らが民間企業や官公庁などの外部提携先との企画調整を行うなどの授業方法を活用している。

博士後期課程においては、体系的に科目を履修し、研究指導が受けられるよう配当年次を設定している。基本科目として、デザインの基本的な研究法を身につける「人間空間デザイン研究法」及び「人間情報デザイン研究法」は、1年前期に開講している。同じく「基本科目」である「横断型連携特別演習」は、1年の通年科目として開講している。「展開科目」の「人間空間デザイン特講」及び「人間情報デザイン特講」は、上記の基本科目を学修した後に履修できるよう1年後期に開講している。また、1年次に学んだ理論や方法論を実践的に展開、深化させることを狙いとして、「博士デザイン特別演習」を2年前期に開講している。

研究指導科目として「博士特別研究Ⅰ」「博士特別研究Ⅱ」「博士特別研究Ⅲ」を設け、研究指導教員が学生の理解度、進行度等を評価しながら指導を行っている。博士論文の研究テーマは、研究指導教員及び関連分野の教員の指導のもとで決定し、研究指導計画に基づいて学生は定期的に指導、助言を受けながら学位論文の完成を目指している。ここでは、学生の主体的な参加を促すために、グループ討論、ピア・レビュー等の授業方法を活用している。

### <4>看護学部

看護学部の教育目標の達成に向けた授業形態として、看護を実践的に学べるように各専門領域の授業展開は、概論、援助論、技術論、実習という構成にしている。実習については、平成24（2012）年度に臨地教授等制度を導入し、学内教育と臨地教育との連携を強化し、実習内容の充実を図っている〔資料4(3)-1〕。

学修指導については、全学年の前期・後期のガイダンスで履修指導を行っている。シラバスにおいて具体的な履修モデルを示し〔資料1-11-①〕、必要な科目を履修できるように指導している。更に半期ごとのGPAが2.0未満の学生に対し個別に履修指導をするなど、学生の向学心を維持する指導を行っている。

学生の主体的参加を促す授業方法については、科目担当教員が中心となって工夫している。本学では全国に先駆けて、市民である模擬患者を導入した演習と客観的臨床能力試験（OSCE）を行っている。OSCEは修得すべき看護技術の到達度を学生自身が確認する機会となっている。演習や実習で経験した看護実践レベルを自己確認できるデータベースシステムやeラーニングの活用、ポートフォリオの導入、実技指導インストラクターによる看護技術のフォローアップなど、学生の自主学修の機会の設定やルーブリック評価の活用により適切に教育を行っている。

#### <5>助産学専攻科

教育目標の達成に向けた授業形態は、適切と考える講義・演習・実習の3つを選択・併用したものである。ここで獲得した知識・技術・態度は演習において第一の統合を経て、臨地実習において最終的な統合に至る。この方法は、学生の学修準備性の程度に合致し、学生指導の充実にもつながっている。また、助産技術の修得には反復する自己学修が必須である。そのため、授業時間以外（土・日曜日を含む。）も実習室での学修が可能な環境を整え、担当教員が適宜指導に当たる体制を整備している。このような教育方法は、学びに対する学生の主体的な参加を促すものである。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科では教育目標の達成に向けた授業形態を以下のように採用している。

博士前期課程の科目区分は、研究科連携科目、専門基礎科目、専門科目である。研究科連携科目は、幅広い視野と知識を修得するとともに看護とデザインの視点を共有することをねらいとした科目群で、授業形態は講義又は演習である。専門基礎科目は、「看護理論特論」「看護研究法特論」など看護専門分野を深めるための中核となる科目群で、授業形態は講義とし、看護現象を的確に捉えた研究活動の展開や高度な看護実践の理解に役立っている。専門科目は、学生の専攻分野における専門知識・能力・技法を修得するための科目群と研究から構成され、授業形態は講義・演習である。また、本研究科が有する4つの専門看護師コースの学生は、実習Ⅰ及び実習Ⅱ（授業形態：実習）を履修する〔資料1-11-⑤ p.15〕。

博士後期課程では、科目区分として博士後期連携科目（授業形態：演習）、博士後期専門科目（授業形態：講義又は演習）、博士後期研究指導科目（授業形態：演習）を設けている。前2者はコースワーク、後者はリサーチワークである。博士後期研究指導科目は「特別研究Ⅰ」2単位、同Ⅱ2単位、同Ⅲ4単位と定め、単位取得による修了要件を明確にしている〔資料1-11-⑤ p.137〕。

大学院ガイダンスは前期及び後期の2回、学年別に実施している。前期ガイダンスは、全学年の共通内容としてシラバスを基に科目区分の構成、選択又は必修の区別、修了要件単位数、当該年次の開講科目、成績評価、研究スケジュールと研究指導計画、院生研究支援費の適正な執行、倫理審査及び研究指導などにおけるハラスメントの防止やメンタルヘルスカケア等について説明している。博士前期課程及博士後期課程の各1年次の学生に対しては、更に履修モデルの提示、履修登録方法、図書館利用方法、既修得単位の認定、長期履修制度などについて説明を加えている〔資料1-11-⑤ pp. 3-31、pp. 137-146〕。後期ガイダンスも全学年に対して行うが、特に最終年次の学生に対して研究論文の申請スケジュールと審査基準及び論文の作成要領の確認を行うとともに〔資料1-11-⑤ pp. 122-128、pp. 172-180〕、研究指導におけるハラスメントの防止やメンタルヘルスカケアに関する再度の説明を行っている。

本研究科は在籍者の約80%が社会人学生であり、約60%が長期履修制度を利用している。そこで、学修の充実を図るために昼夜開講制を採用している。昼夜開講により選択科目の授業規模は比較的少人数となるが、他方、学修の準備性や既学修内容に個人差の大きい社会人学生にとっては個別的指導を受けやすい授業環境となっている。学生の主体的参加を促すために、科目の履修主題により、グループ討論、クリティカル・シンキング・トレーニング、ピア・レビュー等の授業方法を活用している。研究指導・学位論文作成指導は研究指導計画に基づいて実施している。具体的には、研究指導スケジュールをシラバスに掲載し、研究計画立案、倫理審査受審、中間発表、論文作成、論文審査及び最終試験、研究（最終）発表の目安となる時期を明示し、研究指導・学位論文作成指導の進捗管理に役立っている〔資料1-11-⑤ pp. 28-31、pp. 143-144〕。

## （2）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### <1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科で開講される全ての授業科目について、以下に示すように、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間（又は半期）の授業計画、成績評価方法・基準等を定め、統一した書式のそれぞれのシラバスを作成し、学生に公表している〔資料1-11〕。

シラバスの作成と内容については、各科目の説明に、授業科目名（日本語表記）、必修・選択・自由の区別、開講年次、科目区分、単位、講義時間、科目のねらい、到達目標、授業計画・内容、成績評価と方法等の項目を設けて、明示している。これらの内容を学生に周知していることから、学生は1回ごとの講義内容を確認し、事前学修できる状態にある。また、履修登録の方法などの基本事項は、シラバスの冒頭に記載している。

平成28（2016）年5月1日現在で、全ての授業計画に関わる記載を電子化し、公式ウェブサイトやイントラサイトから閲覧可能である。また、この場合も本学の理念や目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、履修登録方法など、重要度の高い記載内容に関しては、履修の手引き（冊子）として毎年度新学期に配布している〔資料1-11-①〕。

授業内容・方法とシラバスの整合性については、学生による授業評価アンケートに「授業はシラバス通りに実施されましたか」の質問項目があり、学生と担当教員相互で確認し

ている〔資料1-27〕。また、本学では、FD活動の一つとして教員間で相互に授業参観を行っており、これは授業内容・方法とシラバスとの整合性のチェック及び授業内容の重複の回避に役立っている。シラバス作成に当たっては、マニュアル「シラバスの作成について」を毎年更新し〔資料4(3)-2〕、教員に配布、周知することで各科目のシラバスを作成している。更に全授業科目について担当教員ごとにシラバス内容の見直しを行っており、授業の充実への取組を継続している。科目担当者は、学生による授業評価アンケートに対する所見（授業評価アンケート集計結果に関する所見）を作成し、FD委員会に提出することを義務づけており、次年度の授業改善へフィードバックされる仕組みが機能しているとともに、これらの所見は学生にも公開している。

次に、学部、専攻科、研究科の現状について、シラバスの作成と内容の充実、授業内容・方法とシラバスとの整合性という2つの事項を説明する。

#### <2>デザイン学部

デザイン学部のシラバスの作成と内容の充実について説明する〔資料1-11-①〕〔資料1-11-②〕。シラバスは、統一の書式を用いて科目責任者が作成し、履修登録前に学生に公表するものである。また、各コースにおける月1回のミーティングでは、専門教育における開講中の授業の情報交換を行っており、シラバスに基づいて各々の教員が他の授業の進捗を把握できる状態にある。シラバスの内容変更は、コース内で行っている教育の順序性に影響することから、基本的にミーティングで協議する体制にある。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、平成18（2006）年度から授業評価アンケートにより確認している〔資料1-27〕。「授業はシラバス通り実施されたか」という項目を設定し、5件法で質問している。平成27（2015）年度は、「おおいにそう思う」「どちらかといえばそう思う」が前期62.0%、後期65.4%と約6割の学生がシラバスどおりに授業が実施されていると評価している。

#### <3>デザイン研究科

シラバスの作成と内容の充実について、シラバスは、科目責任者が本学所定の様式を用いて作成し、学生が授業選択、科目進行の確認、到達目標の達成確認を行うことができるよう、科目のねらい、到達目標、担当教員、授業計画（半期15回、各回の内容の見出しを明記、複数人担当の場合は、各回の担当者を明示）、教科書・参考文献、成績評価基準と方法、関連科目とその接続性、学生へのメッセージ・履修上の留意点などを明示している〔資料1-11-④〕。学生はシラバスを参考に受講科目を選択しており、シラバスは履修の手引きとして有効に利用されている。また、次年度のシラバスの改善を通してシラバス内容の充実を図っている。

授業内容とシラバスの整合性については、学生による授業評価アンケート（研究科連携科目と基本科目を対象とし、5人以上の受講者がいる場合）の自由記載や講義レポートでの意見・感想などを踏まえ、科目責任者が整合性を確認している〔資料1-27〕。

#### <4>看護学部

シラバスの作成と内容の充実については、科目責任者が本学部の教育課程を理解し

た上で、担当科目のシラバスを作成できるようにFDを実施し、シラバスの内容の充実を図ってきた〔資料1-11-①〕〔資料1-11-②〕。シラバスは、統一した書式を用いて科目責任者が作成し、履修登録期間前に学生に公表している。シラバスには、科目のねらい、到達目標、授業計画・内容、教科書・参考文献、成績評価基準と方法、関連科目を記載している。また、選択・必修の別、開講年次、科目区分、単位数、講義時間も記載している。最後に、学生へのメッセージ・履修上の留意点を記載するその他の欄を設け、授業科目に対する理解や関心が高まるように工夫している。成績評価基準と方法については、評価方法を具体的に示し、到達目標と評価基準・評価割合を表で示し、成績評価基準を学生に明示している。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、平成18（2006）年度から授業評価アンケートにより評価している〔資料1-27〕。「授業はシラバス通り実施されたか」という項目を設定し、5件法で質問している。平成27（2015）年度は、「おおいに思う」「どちらかといえば思う」が前期79.4%、後期82.3%と約8割の学生がシラバスどおりに授業が実施されていると評価している。

#### <5>助産学専攻科

シラバスは、科目責任者である教員により、科目のねらい、到達目標、授業計画・内容、成績評価基準・評価方法、教科書・参考書、関連科目、学生へのメッセージ、履修上の留意点の各項目を統一書式に基づき作成している〔資料1-11-③〕。非常勤講師の担当科目については、各講師との面談を重ねその内容を確認し、シラバスに反映している。また、その内容の充実に向け、授業評価アンケート結果を活用している〔資料1-27〕。

授業内容・方法とシラバスとの整合性は、同アンケートにより行っている。平成27(2015)年度の同アンケート「授業はシラバス通りに実施されたか」の結果、「おおいに思う」は前期70.5%、後期73.5%であり、概ねシラバスどおりの授業展開であったことを確認できた。

#### <6>看護学研究科

シラバスは、科目責任者が本学所定の様式を用いて作成し、学生が授業選択、科目進行の確認、到達目標の達成確認を行うことができるよう、科目のねらい、到達目標、担当教員、授業計画・履修内容、教科書・参考文献、成績評価基準と方法、関連科目とその接続性、学生へのメッセージ、履修上の留意点を明示している〔資料1-11-⑤〕。毎年4月の前期ガイダンスにおいて全学生へ冊子体のシラバスを配布している。

授業内容・方法とシラバスとの整合性については、科目責任者が成績評価の点検を行い、教育課程の編成・実施方針に対する達成状況を確認している。また、学生による授業評価アンケート（研究科連携科目と専門基礎科目を対象とし、5人以上の受講者がいる場合）を実施している〔資料1-27〕。

### （3）成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### <1>大学全体

本学では、学部、専攻科、研究科の成績評価については、学則第35条〔資料1-2〕及び履修等に関する規則第12条〔資料4(1)-1〕、専攻科規則第18条〔資料1-8〕、大学院学則第27条〔資料1-3〕及び各研究科の履修等に関する規則第14条〔資料4(1)-2〕〔資料4(1)-3〕で規定しており、「試験の成績、平常の学習参加の態度、授業への出席状況等を総合的に評価することにより行うものとする。」と定めている。また、「成績の評価の方法は、学生に対して配布する授業の計画（シラバス）に記載された方法によるものとする。」と定めている。各授業科目のシラバスには、「成績評価基準と方法」の項目を設けており、評価方法の詳細項目と到達目標との対応関係を一覧表に記載するとともに詳細項目ごとの評価基準と評価割合（%）を明記している〔資料1-11〕。

また、上記の学則及び履修等に関する規則では、成績評価の評語（A～D、F）と評点（100点満点）を定めており、平成23（2011）年度以前の入学生及び平成25（2013）年度以前の編入学生に対しては、A（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点～0点）の4段階評価、厳格な成績評価の観点から、平成24（2012）年度以降の入学生及び平成26（2014）年度以降の編入学生に対しては、A（100点～90点）、B（89点～80点）、C（79点～70点）、D（69点～60点）、F（59点～0点）の5段階評価としている。

履修等に関する規則第13条では再試験について規定しており、「成績の評価がFであった授業科目については、当該授業科目を履修した学生からの申出があった場合には、再試験を行うことができる。」と定めている。また、「前項の試験の結果、成績の評価がFであった授業科目を合格とする場合の評点は、60点とする。」と定めている。成績の評価がFとなった授業科目を翌年度に再履修する場合については、年間履修単位上限数46単位とは別に8単位を上限として再度履修登録できることとしている。

学生の成績を客観的に評価する指標としてGPA（Grade Point Average：1単位当たりの平均評価得点）を導入しており、一定以上のGPAとなった学生については、各学年で履修可能な単位数上限を上回る履修登録をすることができる奨学の制度を設けている〔資料1-2 第32条第2項〕。GPAによる履修条件の緩和措置は、学修意欲のある学生にとって向学心を高める刺激となっている。

単位制度については、学則第33条及び大学院学則第27条で規定しており、「授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する」と定めており、1単位当たり45時間の学修を必要とする旨の単位制度の趣旨を学期初めのガイダンスで学生に周知し、学生と教員で単位制度の認識を共有するとともに適切に運用している。既修得単位認定については、学則第36条で他の大学等における授業科目の履修により修得した単位に関して、同第37条で大学以外の教育施設等における学修により修得した単位に関して、同第38条で入学前の既修得単位等の認定に関して、それぞれ規定している。いずれの場合も既修得単位の認定は60単位を超えないものとしている。同様に、大学院学則第29条で他の大学院における授業科目の履修により修得した単位に関して、大学院学則第31条で入学前の既修得単位の認定に関して、それぞれ規定しており、いずれの場合も既修得単位の認定は10単位を超えないものとしている。

成績評価に対する異議について、成績評価やそれに対する説明は科目責任者が行うことになっている。成績公表後、1週間の申立て期間を学生に周知し、学生から事務局に問合せがあれば、科目責任者に連絡し、科目責任者が対応している。



以下、学部、専攻科、研究科の現状について、成績評価、単位認定、既修得単位認定という3つの事項を説明する。

#### <2>デザイン学部

デザイン学部の成績評価、単位認定、既修得単位認定については、<1>大学全体で述べたとおり、厳格に行っている。

平成27(2015)年度以前に入学した学生については、空間デザインコースを選択し、国土交通大臣の指定する建築に関する指定科目を修めて卒業することで、一級建築士試験受験資格(卒業後実務経験を要する。)又は二級建築士試験受験資格、木造建築士試験受験資格を取得可能である。平成28(2016)年度以降の入学生については、同様の措置を人間空間デザインコースで施している。学芸員の資格取得は、自由科目に設定した全ての学芸員課程関連科目と「教育を考える」の修得により得られる。

既修得単位認定については、申請があった場合にはデザイン学部教務委員会と科目担当教員との連携でその作業を行うこととしており、デザイン学部教授会での議を経て、学長が認定することとしている。特に編入学生の単位認定については上記の作業を綿密に行い、一括認定は行わず、申請科目ごとの整合性を精査の上で教授会審議を行うことで、厳格かつ透明性をもって実施している[資料4(3)-3]。

#### <3>デザイン研究科

デザイン研究科における成績評価、単位認定、既修得単位認定については、<1>大学全体で述べたとおり、厳格に行っている。

本研究科では、大学院学則[資料1-3]及び履修等に関する規則[資料4(1)-2]等で成績評価方法・評価基準及び既習得単位の認定について明確に規定し、学生に示すとともに、それに基づいて厳格に成績評価し、単位認定を適切に行っている。

#### <4>看護学部

看護学部の成績評価、単位認定、既修得単位認定については、<1>大学全体で述べたとおり、厳格に行っている。

平成23(2011)年度入学生(編入生は平成25(2013)年度)までは、看護師と保健師の国家試験受験資格を得ることができる。平成24(2012)年度以降の入学生(編入生は平成26(2014)年度)は、卒業生全員に看護師国家試験受験資格、保健師コース選択者に保健師国家試験受験資格が与えられる。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の成績評価、単位認定、既修得単位認定については、<1>大学全体で述べたとおり、厳格に行っている。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科における成績評価、単位認定、既修得単位認定については、<1>大学全体

で述べたとおり、厳格に行っている。

本研究科は大学院学則〔資料1-3〕及び履修等に関する規則〔資料4(1)-3〕等において成績評価方法・評価基準及び既習得単位の認定方法を定め、明確な学内基準に基づく成績評価及び単位認定を厳格かつ透明性をもって実施している。

#### （４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

##### <1>大学全体

教育成果の全学的な検証体制としては自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCAサイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。授業評価アンケート〔資料1-27〕や教育内容・方法の改善を図るFD研修会など年度計画に基づく各取組状況について、FD委員会を含む関係委員会等はそれぞれ点検・評価を行っているが、その結果を基に、自己点検・評価委員会は半期ごとに点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。この評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、関係委員会等においてその後の教育課程や教育内容・方法の改善に生かしている。

本学では、授業の内容及び方法の改善を組織的に図る目的でFD委員会を設置し〔資料3-15〕、FD委員会を中心に学生による授業評価アンケートや全学FD研修会、学部ごとのFD研修会等を実施している。成績評価や学修指導に関する全学的な研修会を教務・学生連絡会議等が中心となって開催する場合には、開催申請書をFD委員会に提出し承認を得るとともに、研修会終了後は報告書をFD委員長に提出している。その際、報告書には研修内容、参加者を対象に行ったアンケートの集計結果、感想・意見等を記載し、FD研修会が実質的に機能したかについて判断できるようにしている。この他にもFD委員会を中心に授業改善に有用な研修会を継続的に実施している。

前述のように本学では、学部及び専攻科においては全開講科目を対象として5名以上の履修者がいる場合、研究科においては研究科連携科目及び看護学研究科の専門基礎科目、デザイン研究科の基本科目を対象として5名以上の履修者がいる場合、統一した書式を用いた学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの集計結果は個々の授業担当者にフィードバックし、これを基に担当者は授業評価アンケートの集計結果に関する所見を作成し、FD委員長に提出している。所見には、学生のコメントに対する意見やシラバス改善の方策等を記述し、授業改善に役立てている。FD委員会では授業評価アンケートの集計結果を統計的に分析し、教授会で報告している。このことから、集計結果が各自の授業改善に生かされるよう、全教員で意識の共有が図られており、授業改善を図るための検証を組織的に機能させ、改善につなげている。なお、授業評価アンケートの全体集計、分析結果及び所見については、イントラサイトで公開し、学生にフィードバックしている。

次に、学部、専攻科、研究科の現状について、学生による授業評価アンケートと授業改革のための組織的な取組（FD）の事項について説明する。

#### <2>デザイン学部

デザイン学部では、平成26（2014）～27（2015）年度において、デザイン学部教務委員会及び新カリキュラム策定ワーキンググループを中心に、新カリキュラムの計画に取り組んだ。新カリキュラム検討の中で、従来のシラバス内容のチェック、教員の科目担当状況、卒業研究やデザイン総合実習等の授業成果や平成24（2012）年度から継続してきた卒業時の教育評価アンケート〔資料1-28〕を検証するとともに、同様に継続してきた授業評価アンケート〔資料1-27〕から学生のニーズを推察し、教育内容の再編に役立てた。教授会が責任主体となり、再編計画をPDCAサイクルに基づいて遂行し、検証を経て教育内容・方法を改善した。本学部では、上記の策定を平成27（2015）年度末に完了し、平成28（2016）年度からは新入学生を対象とした新カリキュラムへの移行を開始している。

#### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、研究科連携科目と基本科目を対象に、5人以上の受講者がいる場合に学生による授業評価アンケートを実施している〔資料1-27〕。<1>大学全体で述べたとおり、アンケートの集計結果は科目責任者にフィードバックし、これを基に科目責任者は授業評価アンケートの集計結果に関する所見を作成し、FD委員長に提出するとともに次年度のシラバス改善に役立てている。授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、FD委員会が所掌する全学FD研修会に参加するとともにデザイン学部・デザイン研究科FD研修会を実施している。また、「連携プロジェクト演習」の効果検証アンケート〔資料4(3)-4〕や修了時の教育評価アンケート〔資料1-29〕などでの自由記載内容を研究科教授会で確認し、演習授業の公開成果発表会の運営改善や修了研究指導・スケジュールの見直しなどを組織的に行っている。

#### <4>看護学部

学生による授業評価アンケートについては、毎年度前期と後期に実施し〔資料1-27〕、学部及び全学の結果と比較できるように各科目の結果を集計した上で、科目責任者にフィードバックしている。教員の集計結果に関する所見は、イントラサイトで公開している。回答は5点満点で、平成27（2015）年度前期の本学部の集計結果は1項目平均4.5点、後期平均4.2点で、学生の受講満足度は高いといえる。この授業評価の結果は、翌年度のシラバスの充実・改善に結びつけている。平成27（2015）年度後期には、より適切な内容とするためにアンケート項目の見直しを行った。

授業改革のための組織的な取組（FD）については、FD委員会により組織的・計画的に取り組んでいる。大学教員の教育能力を高めるための実践的方法を学習する機会として、全学と本学部で企画し、平成27（2015）年度は毎月1回以上実施している。研修内容は、教育方法改善のための講演会や他学部授業参観、模擬患者と教員による総合学習など多岐にわたっている〔資料3-19 FD・SD活動〕。企画に当たっては、学生による授業評価アンケート結果の分析や教員相互の授業参観等の結果に基づき、必要な研修等を組織的に実施

している。また、科目責任者や学部委員会からの提案により、適宜実施できる仕組みも整っている。

#### <5>助産学専攻科

学生による授業評価アンケート〔資料1-27〕の集計結果と、担当教員が把握している教育効果により、翌年度の教育課程や教育内容・方法の充実・改善に結びつけている。この点が教育成果の定期的な検証となっている。また、同集計結果に関する所見の提出は、教育方法改善の意識づけに有用である。

なお、授業改革のための組織的な取組（FD）は、<4>看護学部と同様に実施している。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科は、履修者数が5名以上の科目を対象として、学生による授業評価アンケート〔資料1-27〕を実施している。一例として平成27（2015）年度の実施状況は、前期の対象科目数が8科目、回答率は平均90.5%、総括評価（5点満点）は4.87点であった。大学全体の平均に比較して回答率は10.7点高く、総括評価は0.52点高かった。また、同年度後期の対象科目数は4科目、回答率は平均73.5%、総括評価（5点満点）は4.60点であった。大学全体の平均に比較して回答率は8.7点高く、総括評価は0.08点高かった。集計結果を科目責任者にフィードバックするとともに、集計結果に関する所見を科目責任者に求め、イントラサイトで公開している。

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施については、<1>大学全体及び<4>看護学部で述べた内容と同様である。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

平成27（2015）年度の授業評価アンケート集計結果によると、「授業はシラバスの通りに実施されましたか。」の回答として、約7割が肯定的に回答している。これは、シラバスに基づいて授業が展開されていることが学生に周知・理解されていることを示している〔資料1-27〕。

##### <2>デザイン学部

PDCAサイクルに基づき新カリキュラムの策定とコース再編を実現したことは評価できる。

##### <3>デザイン研究科

博士前期課程、博士後期課程の学位申請の手引き〔資料4(3)-5〕を学生に配布することで、

学生の研究推進と円滑な事務手続きに効果を上げている。

#### <4>看護学部

教育目標の達成に向けた授業形態として、開学当初より模擬患者の参加による OSCE を学年別に行い、学生の看護実践能力の質を確認・検証しているという実績があり評価できる。

#### <6>看護学研究科

授業評価アンケートの回収率は大学全体の平均を上回っており、総括評価から見た受講満足度は高い [資料1-27]。授業評価アンケートの実施科目数は少ないが、短期評価指標として教育成果の検証に役立っている。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

引き続き学生の理解を得るため、授業内容・方法とシラバスの整合性のある授業を展開する。

##### <2>デザイン学部

引き続き、新カリキュラムの円滑な学年進行を図る。

##### <3>デザイン研究科

研究科教授会において学位申請の手引きを今後も毎年度定期的に見直し、内容の充実を図る。

##### <4>看護学部

OSCE を継続する。学生の OSCE への主体的参加を更に促すための方策を教務委員会で検討する。

##### <6>看護学研究科

学生による授業評価アンケートを今後も継続し、経年的評価による結果を中長期的な授業改善に役立てる。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

#### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-2 札幌市立大学学則
- ・ [既出] 資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・ [既出] 資料4(1)-1 公立大学法人札幌市立大学履修等に関する規則
- ・ [既出] 資料1-11-① シラバス 履修の手引き（平成28（2016）年度）
  - ② シラバス 授業計画（平成28（2016）年度）
  - ③ シラバス 助産学専攻科（平成28（2016）年度）
  - ④ シラバス デザイン研究科（平成28（2016）年度）
  - ⑤ シラバス 看護学研究科（平成28（2016）年度）
- ・ 資料4(3)-1 公立大学法人札幌市立大学看護学部臨地教授等称号授与規程
- ・ [既出] 資料1-27 授業評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ 資料4(3)-2 シラバスの作成について
- ・ [既出] 資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則
- ・ [既出] 資料4(1)-2 公立大学法人札幌市立大学大学院デザイン研究科履修等に関する規則
- ・ [既出] 資料4(1)-3 公立大学法人札幌市立大学大学院看護学研究科履修等に関する規則
- ・ 資料4(3)-3 編入生の単位認定方針
- ・ [既出] 1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・ [既出] 1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・ [既出] 1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・ [既出] 1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料3-15 公立大学法人札幌市立大学FD委員会規程
- ・ [既出] 資料1-28 卒業時の教育評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ 資料4(3)-4 連携プロジェクト演習効果検証アンケート（平成24（2012）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-29 修了時の教育評価アンケート（平成26（2014）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料3-19 札幌市立大学年報（平成22（2010）～27（2015）年度）
  - ※ FD・SD活動
- ・ 資料4(3)-5 学位申請の手引き（博士前期課程、博士後期課程）

## 第4章 教育内容・方法・成果

### IV 成果

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

###### <1>大学全体

本学では、教育目標に沿った学習成果を測定する方法として、授業科目ごとに課す期末試験、授業課題、学習レポート、実習記録などの評価項目の点数を総合化した成績評価を用いている。

また、学生の学習成果を測定するための評価指標として、GPA (Grade Point Average : 1単位当たりの平均評価得点) を用いている。成績評価のA評価が4、B評価が3、C評価が2、D評価が1、F評価が0としてGP (Grade Point) を定め、GPAを算出している。GPAの適用について、学部4年間のGPAは卒業時の成績優秀者表彰 (学長優秀賞) の選出、同様に、1年間のGPAは履修単位数上限緩和措置の対象者となる2年生から4年生の成績優秀者の選出に用いており、これらの成績優秀者の選出に係る審議は教授会で行っている。逆に学業成績が振るわず、学修指導、生活指導などを必要とする対象者を決定する際にもGPAを用いており、その審議は教務委員会で行い、結果を教授会に報告している。このように、教授会はGPAが学生の学習成果を測る適切な指標となっているかを検証する場にもなっている。

本学では、学生の学習成果を測定するための評価基準を学生に可視化し開示することにより、公正な成績評価の実現と学生の学修を促すことを目的として、デザイン学部と看護学部の5科目においてルーブリックの試行を行っている。また、ルーブリックについての全学FD研修会を実施し、理解と情報共有を図っている。

学生の自己評価については、卒業・修了時の教育評価アンケートで確認している [資料1-28] [資料1-29]。例えば、デザイン学部の平成26 (2014) 年度卒業時の教育評価アンケートでは、学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) で定める6つの能力について「在学中の学びを通じた能力の向上度合いを自己評価してください。」との質問に対し、6つの能力全てについて向上度合いを肯定的に評価 (5段階評価の4又は5と回答した者の割合が50%以上) している。また、看護学部の卒業時の教育評価アンケートでは、「本学の教育全体はあなたが獲得した能力にどの程度貢献していると感じているか」との質問に対し、全回答者の平均点は10点満点の8.3点で、高く評価している。同様に、デザイン研究科博士前期課程の平成26 (2014) 年度修了時の教育評価アンケートでは、学位授与方針で定める4つの能力について「特別研究 (修了研究) およびその他の科目 (研究科連携科目、専門教育科目) での学びを通じた能力の向上度合いを自己評価してください。」との質問に対し、4つの能力全てについて向上度合いを肯定的に評価 (5段階評価の4又は5と回答した者の割合が50%以上) している。また、看護学研究科博士前期課程の修了時の教育評価アンケートでは、学位授与方針で定める4つの能力について「研究科連携科目、専門基礎科目、専門科目、および研究からの学びを通して能力を獲得できたか自己評価してください」との質問に対し、全ての科目の学びから4つの能力を獲得できたと肯定的に評価 (5段階評価の4又は5と回答した者の割合が65%以上) している。

以上のように、GPA制度の活用及び学生の自己評価から、教育目標に沿った成果が上がっていると判断している。

卒業後の評価については、大学として卒業生や就職先に継続的にアンケート調査等を行っていないため確定的なデータはないが、平成24（2012）年度に採択された文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」において、卒業生に対する就職先からの信頼が得られ期待値が高まっていることが判明している〔資料4(4)-1〕。この結果、例えば就職後2・3年目の卒業生を対象として看護学部が実施した往還型（シャトル）研修では、就職先から多数の賛同が得られたため毎年度参加率が高かった。また、両学部共同開催による札幌圏の医療・福祉団体の管理者や人事担当者向けに実施した「医療・福祉分野でのデザイン人材の活用」に関する講演会の講師からは、「最近のヘルスケア分野では、デザイン人材の活用が進んでいること、デザインマインドをもった人材は『共感力』『傾聴力』が高いのでデザイン学部卒業生の活躍に期待している」旨の報告がある。

以下、学部、専攻科、研究科の現状について、主に学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用、学生の自己評価等を説明する。

### <2>デザイン学部

学生の学習成果を測定するための評価指標として、GPAを用いて1年次から4年次までの4年間の学習成果を測定しており、コース選択や各セメスターの履修上限単位の緩和、履修指導、卒業時の優秀学生の表彰などに適用している。平成27（2015）年度の卒業率は92%と高い〔資料1-30 教育質保証編〕。

本学部の平成26（2014）年度卒業生の進学者を除いた平均就職率は94.7%で、北海道内外において就職実績がある〔資料1-30 6. 卒業生の就職状況調〕。なお、北海道内企業への就職者は全就職者の約6割を占め、道内企業が有する主要なデザイン部門を中心に卒業生が活躍を始めている。

学生の自己評価については、卒業時の教育評価アンケートを平成24（2012）年度から継続的に実施しており、学生が卒業時に学修の成果を確認できるようにしている〔資料1-28〕。また、卒業後の評価については、平成22（2010）年度に卒業生に対する追跡調査を実施し、卒業後に大学で受けた教育に対する自己評価を促す機会を設けた〔資料4(4)-2〕。

### <3>デザイン研究科

デザイン研究科では、開講する全科目について、シラバスに「科目のねらい」「到達目標」を記載するとともに、学生の学習成果を測定するための評価指標となる「成績評価基準」を明示している〔資料1-11-④〕。各科目責任者は成績評価基準に基づいて成績評価を行っている。また、学生の自己評価については、修了時の教育評価アンケートで確認している〔資料1-29〕。例えば、デザイン研究科博士前期課程の平成26（2014）年度修了時の教育評価アンケートでは、学位授与方針で定める4つの能力について「特別研究（修了研究）およびその他の科目（研究科連携科目、専門教育科目）での学びを通じた能力の向上度合いを自己評価してください。」との質問に対し、4つの能力全てについて向上度合いを肯定的に評価（5段階評価の4又は5と回答した者の割合が50%以上）している。



#### <4>看護学部

学習成果の評価指標として、GPAの導入、客観的臨床能力試験（OSCE）、卒業率、国家試験合格率、進路状況を説明する。GPAは1年次から4年次までの4年間の学習成果を測定しており、保健師コース選択者の選考や各セメスターの履修上限単位の緩和、履修指導、学生表彰の選考などに用いている。学生の自主参加によるOSCEは学年末に実施し、卒業時に求められる看護実践能力の到達度を評価している。平成27（2015）年度の卒業率は92.7%と高い〔資料1-30 教育質保証編〕。国家試験合格率は、平成25（2013）～27（2015）年度の平均合格率が看護師98.3%、保健師99.2%と、いずれも全国平均を上回る結果である。卒業生の進路状況は、平成25（2013）年度及び平成26（2014）年度卒業生の進学者を除いた平均就職率は98.8%で、ほぼ全員看護師又は保健師として就職している〔資料3-19 キャリア支援活動〕。なお、北海道内への就職者は全就職者の約7割を占めている。

学生の自己評価については、卒業時の教育評価アンケートを実施している〔資料1-28〕。平成24（2012）～26（2014）年度の「本学の教育全体はあなたが獲得した能力にどの程度貢献していると感じるか」は10点満点中平均8.0点で、肯定的に評価している。

卒業後の評価については、卒業生動向調査を実施している。平成21（2009）～24（2012）年度卒業生は、社会人基礎力は「できた」、看護職員としての基本的姿勢と態度及び管理的側面は「できる」の回答が多く、看護技術は7割前後が「できる」と自己評価をしている。一方、離職を考えたことのある卒業生も少なからずいるため、結果を在学生のキャリア支援に生かしている。また、卒業生との意見交換会（平成22（2010）年度及び平成23（2011）年度）を行い、卒業後の動向や大学で受けた教育の成果について直接意見を聴く機会を持ち、教育内容の改善に生かしている〔資料4(4)-3〕。

#### <5>助産学専攻科

教育目標に沿った成果として、学習成果の評価指標となるものは、助産学という専門性に特化した修了率及び助産師国家試験合格率である。本専攻科開設以来、修了率及び助産師国家試験の合格率は各々100%である。また、修了生全員が助産師として就職している。

学生の自己評価は、看護学部とともに卒業時の教育評価アンケート〔資料1-28〕を実施している。平成24（2012）～26（2014）年度の「本学の教育全体はあなたが獲得した能力にどの程度貢献していると感じるか」は10点満点中平均7.3点と評価している。

修了後の評価は、臨地実習指導者会議及び臨地教授との意見交換会において修了生の状況把握をしている。

#### <6>看護学研究科

博士課程における学生の学習成果を客観化するため、開講する全科目について、シラバスに「科目のねらい」「到達目標」を記載するとともに、評価指標となる成績評価基準を明示している〔資料1-11-⑤〕。各科目責任者は成績評価基準に基づく成績評価を行っている。また、学生による学習成果の測定は、博士前期課程において履修者が5名以上の科目について授業評価アンケートを実施し、教育目標の達成度を検証している〔資料1-27〕。

博士前期課程における学生の自己評価は、修了時の教育評価アンケートとして実施している〔資料1-29〕。学位授与方針で定める4つの能力、すなわち「高度な臨床看護実践を展開し、リーダーシップを発揮する能力」「倫理的判断に基づき行動し評価する能力」「看護学の将来を展望し実践に活用可能な研究を遂行する能力」「地域特性を活かし、課題解決を導く能力」が、「研究科連携科目、専門基礎科目、専門科目、および研究からの学びを通して能力を獲得できたか自己評価してください」との設問を置き、科目区分による各能力の獲得状況について回答を求めている。平成26（2014）年度及び平成27（2015）年度の結果について、「獲得できた」とする肯定的な評価の割合をみると、科目区分による差異は小さかった。全体的な傾向として、「倫理的判断に基づき行動し評価する能力」と「看護学の将来を展望し実践に活用可能な研究を遂行する能力」の達成度は80%以上と高く、「高度な臨床看護実践を展開し、リーダーシップを発揮する能力」と「地域特性を活かし、課題解決を導く能力」の達成度は60～70%であった。

## （2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### <1>大学全体

学位授与基準、学位授与手続きの適切性について、本学では、大学学則第47条で卒業を〔資料1-2〕、助産学専攻科規則第16条で修了を〔資料1-8〕、大学院学則第42条で博士前期課程及び博士後期課程の修了を規定しており〔資料1-3〕、卒業・修了の認定は、各学部・研究科それぞれが学位授与方針を踏まえ、卒業又は修了の規定に則り、以下のように適切に行っている。

学部における卒業認定については、教授会規則第3条により教授会において卒業判定会議を開催し〔資料3-1〕、大学学則第47条に定める在学すべき年数以上の在学、所定の授業科目の履修、所定の単位数以上の単位の修得などの卒業要件を満たしているかについて審議し、その結果に基づき、学長が卒業を認定している。専攻科の修了認定は、助産学専攻科規則第16条において「専攻科に1年以上在学し、同第15条第1項に定める所定の単位を修得した者について、看護学部教授会の議を経て、学長が修了を認定」し、学長が修了証書を授与すると規定している。また、卒業要件は、学生生活ハンドブック〔資料1-12〕、シラバス〔資料1-11〕、公式ウェブサイトに掲載しあらかじめ学生に明示するとともに、ガイダンスなどで周知している。

学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策について、博士前期課程における修了認定については、研究科教授会規則第3条により研究科教授会において修了判定会議を開催し〔資料3-2〕、大学院学則第42条に定める在学すべき年数以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う修士論文等の審査及び試験に合格しているかについて審議し、その結果に基づき、学長が修了を認定している。修士論文等の審査及び試験については、Mマル合教員3名（当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員が主査、当該学生の研究指導教員を含む副査が2名）で構成される審査委員会（デザイン研究科）又は論文審査会（看護学研究科）で合否を判定し、その判定結果を研究科教授会で審議しており、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保している。

同様に、博士後期課程における修了認定については、研究科教授会規則第3条により研究科教授会の代議員会（博士後期課程会議）において修了判定会議を開催し、大学院学則第42条第2項に定める在学年数以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位数以上の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院が行う博士論文の審査及び試験に合格しているかについて審議し、その結果に基づき、学長が修了を認定している。博士論文等の審査及び試験については、Dマル合教員（当該学生の研究指導教員以外の研究指導教員が主査、当該学生の研究指導教員を含む副査は、デザイン研究科は3名、看護学研究科は2名以上）で構成される審査委員会で可否を判定し、その判定結果を研究科教授会の代議員会（博士後期課程会議）で審議しており、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保している。

なお、修士論文等及び博士論文の審査基準は、デザイン研究科は学位申請の手引き〔資料4(3)-5〕に、看護学研究科はシラバス〔資料1-11-⑤〕に掲載してあらかじめ学生に明示するとともに、ガイダンスなどで周知している。

以上のように、本学では学位授与（卒業・修了認定）は適切に行っている。

## <2>デザイン学部

デザイン学部の学位授与基準については、卒業を認定した者に対し、学士（デザイン学）を授与することとしている〔資料1-2 第48条〕。卒業認定のためには、4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、本学部で定めた必要な単位数を修得しなければならない。本学部の卒業に必要な単位数は124単位である。共通教育科目、専門教育科目の区分ごとに必修・選択別に卒業に必要な単位数を決めており、シラバスにおいて学生に明示している〔資料1-11-① p.32〕。

## <3>デザイン研究科

学位授与については、大学院学則第43条により、本研究科の課程の区分に応じ、それぞれ修士（デザイン学）、博士（デザイン学）を授与することを定めている〔資料1-3〕。学位授与基準、学位授与手続きの適切性については、<1>大学全体で述べたとおりである。

博士前期課程の学位審査及び修了認定の客観性・厳格性の確保については、修了認定の要件である修了研究において、修士論文の審査は研究指導教員以外から選出された主査1名、研究指導教員を含む副査2名により実施し、審査の公平性を確保している。特に、特定課題研究においては学生が掲げる研究テーマの妥当性を審査するとともに、当該テーマに精通した外部専門家を副査として招聘することができるようになっている。それによって社会やビジネスの観点からのより実践的な評価を行うことが可能となっている。それらの論文審査に合格した学生に対して口頭試問及び研究発表を課し、審査委員会による可否判定を行った上で修了を認定し学位を授与している。

博士後期課程の学位審査及び修了認定の客観性・厳格性の確保については、修了認定の要件である修了研究において、博士論文の審査は研究指導教員以外から選出された主査1名、研究指導教員を含む副査3名（学外審査員も可）により実施し、審査の公平性を確保している。審査は予備審査と本審査の2段階審査とするとともに、予備審査申請までに国内外の権威ある学術誌へ掲載された（又は掲載予定の）査読付投稿論文が2編以上あることを要

件としている。それらの論文審査に合格した学生に対して口頭試問及び研究発表を課し、審査委員会による合否判定を行った上で修了を認定し学位を授与している。

#### <4>看護学部

学位授与基準については、卒業を認定した者に対し、学士（看護学）を授与することとしている〔資料1-2 第48条〕。卒業認定のためには、4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、本学部で定めた必要な単位数を修得しなければならない。本学部の卒業に必要な単位数は、平成24（2012）年度以降の入学生は126単位である。共通教育科目、専門教育科目の区分ごとに必修・選択別に卒業に必要な単位数を定めており、シラバスにおいて学生に明示している〔資料1-11-① p.41〕。併せて看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格についても明示している。

#### <5>助産学専攻科

<1>大学全体で述べたように、修了認定を適切に行っている。

なお、本専攻科修了による助産師国家試験の受験資格取得については、シラバス〔資料1-11-③〕に記載し、学生に明示している。

#### <6>看護学研究科

学位授与については、大学院学則第43条により、本研究科の課程の区分に応じ、それぞれ修士（看護学）、博士（看護学）を授与することを定めている〔資料1-3〕。学位授与基準、学位授与手続きの適切性については、<1>大学全体で述べたとおりである。

博士課程の学位審査及び修了認定の客観性・厳格性は、以下の方法により確保している。

- 1 論文審査基準をシラバスに開示し〔資料1-11-⑤〕、審査の透明性を保持する。
- 2 博士前期課程においては論文審査会を主査1名（主指導教員以外）・副査2名から構成する。博士後期課程においては論文予備審査会及び本審査会を主査1名（主指導教員以外）・副査2名以上から構成する。係る審査体制により、審査の客観化と厳格化を担保する。
- 3 論文審査においては学生に対して口頭試問及び公開発表を課す。
- 4 主査は審査結果について審査意見書をまとめ研究科長へ提出する。審査意見書に基づいて研究科教授会は合否判定を行い、判定結果を学長へ報告する。

## 2. 点検・評価

### ● 基準4の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

開学時からGPA制度を導入し、学習成果を測定するための評価指標として定着したこと

は評価できる。

卒業・修了時の教育評価アンケートから、学生が本学の学びによって獲得した能力を肯定的に自己評価している点は評価できる〔資料1-28〕〔資料1-29〕。

#### <3>デザイン研究科

博士前期課程の修了時の教育評価アンケート結果から、学生が本研究科での学びを肯定的に自己評価している〔資料1-29〕。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程の修了時の教育評価アンケートにおいて、「倫理的判断に基づき行動し評価する能力」と「看護学の将来を展望し実践に活用可能な研究を遂行する能力」の達成度は80%以上と高く、評価できる〔資料1-29〕。

博士課程の学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を4つの方法により確保し、透明性のある審査を実施していることは評価できる。

### ② 改善すべき事項

#### <1>大学全体

卒業生や就職先にアンケート調査等を行い、卒業後の評価を行う必要がある。  
ルーブリックの科目適合性等について評価を行う必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

#### <1>大学全体

引き続き GPA 制度を継続し、学習成果を測定するための評価指標としての検証を学部教授会、教務委員会、教務学生連絡会議及び自己点検・評価委員会で行っていく。

学生の高い自己評価を維持すべく、引き続き教育内容の充実を図る。

#### <3>デザイン研究科

本研究科での学びが学生の肯定的自己評価に結びつくよう、引き続き教育内容及び研究指導の充実を図る。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程の「倫理的判断に基づき行動し評価する能力」と「看護学の将来を展望し実践に活用可能な研究を遂行する能力」を育成するため、計画的な研究指導を行う。

引き続き、博士課程の学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を維持する。

### ② 改善すべき事項

#### <1>大学全体

卒業生及び就職先を対象とするアンケート調査を企画する。  
ループリックの試行科目を増やし、科目適合性を分析するためのデータを蓄積する。

#### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-28 卒業時の教育評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-29 修了時の教育評価アンケート（平成26（2014）～27（2015）年度）
- ・ 資料4(4)-1 平成26（2014）年度産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成  
最終報告書
- ・ [既出] 資料1-30 公立大学実態調査表 抜粋（平成27（2015）年度）
- ・ 資料4(4)-2 卒業生に対する追跡調査（平成22（2010）年度）
- ・ [既出] 資料1-11-① シラバス 履修の手引き（平成28（2016）年度）  
-② シラバス 授業計画（平成28（2016）年度）  
-③ シラバス 助産学専攻科（平成28（2016）年度）  
-④ シラバス デザイン研究科（平成28（2016）年度）  
-⑤ シラバス 看護学研究科（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料3-19 札幌市立大学年報（平成22（2010）～27（2015）年度）
- ・ 資料4(4)-3 卒業前動向調査及び卒業後動向調査報告（平成25（2013）年度）
- ・ [既出] 資料1-27 授業評価アンケート（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-2 札幌市立大学学則
- ・ [既出] 資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則
- ・ [既出] 資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・ [既出] 資料3-1 公立大学法人札幌市立大学教授会規則
- ・ [既出] 資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料3-2 公立大学法人札幌市立大学大学院研究科教授会規則
- ・ [既出] 資料4(3)-5 学位申請の手引き（博士前期課程、博士後期課程）

## 第5章 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

##### <1>大学全体

学生の受け入れ方針は、本学の理念・目的を踏まえ、学部、専攻科、研究科のそれぞれに、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、入学者選抜要項〔資料5-1〕、学生募集要項〔資料1-13〕、公式ウェブサイト〔資料4(1)-4〕等に明示している。各課程の求める学生像は、以下のとおりである。

##### 【デザイン学部の求める学生像】

- 1 人間尊重・人間重視の姿勢を持ち、デザインを通して社会に貢献しようとする姿勢を持った人
- 2 豊かな感性と見識を持って、主体的かつ協同して未来のデザインを創造することに意欲のある人
- 3 デザインを通じ、地域活性化のリーダーとして文化・産業の発展に寄与する意志を持った人

##### 【看護学部の求める学生像】

- 1 人々の健康・心・暮らしに関心を持ち、生命の尊厳を理解しようとする姿勢を持った人
- 2 豊かな感性と探究心を持って、柔軟に物事を考え、自主的に学修できる人
- 3 他者と協調し、信頼関係を築くことができ、積極的に地域に貢献する意志を備えた人

##### 【助産学専攻科の求める学生像】

- 1 「生命の誕生」に、責任を持って真摯に向き合える誠実で優しい人
- 2 看護学を基盤に、倫理観を持ち、主体的に「助産学」を積み重ねることができる人
- 3 広い視野で現代社会をとらえ、母子保健を取り巻くさまざまな課題の解決を追究できる人

##### 【デザイン研究科博士前期課程の求める学生像】

- 1 デザインに関する基礎的知識を備え、豊かな感性と深い見識を持ち、人間重視の視点からデザインの発展に寄与できる人
- 2 各種のデザインを統合し、先導的なプロジェクトを主体的・戦略的に展開することに意欲のある人
- 3 デザインを通じ、地域を創成していくリーダーとして文化・産業の発展に貢献する意思を持った人

##### 【デザイン研究科博士後期課程の求める学生像】

- 1 柔軟な思考と独創的な視点に立って地域課題を発見・明確化し、その課題解決に向けて旺盛な探究心を持って自立した研究を遂行できる人
- 2 豊かな感性と深い見識を持ち、高度な教育・研究による成果をもとにデザインの発展に貢献しようとする意識を有する人
- 3 既成の概念にとらわれず、自立して独自のデザイン理論構築や技術開発に取り組む

み、新たな社会価値の創造を目指す意欲と実行力を有する人

【看護学研究科博士前期課程の求める学生像】

- 1 看護学の基礎知識と総合的な学力を有し、豊かな人間性と高い探究心を持って、自主的・意欲的に看護実践の向上に寄与できる人
- 2 柔軟で論理的な思考を持って保健・医療・福祉の諸問題に積極的に取り組み、問題解決に向けた研究を遂行できる人
- 3 高い倫理観を有し、地域社会や国際社会に貢献する意志と責任感を持った人

【看護学研究科博士後期課程の求める学生像】

- 1 柔軟な思考と独創的な視点に立って、看護を軸とした諸課題を発見・明確化し、その課題解決に向けて旺盛な探究心を持って自立した教育・研究を遂行できる人
- 2 保健医療福祉分野における新たな理論構築や技術開発等を通じて、より質の高い看護サービスのあり方を探求する意欲を有する人
- 3 卓越した看護知識と高い倫理観に基づく実践能力を有し、教育・管理能力の研鑽に励み、将来を見据えた保健医療福祉分野の指導者となりうる人

本学に入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、各課程の入学者選抜試験における出願資格、選抜方法及びその配点、採点・評価基準として全課程の学生募集要項に明示している。

学部における修得しておくべき知識等として、専門知識や多様な学問領域を理解するための均整のとれた基礎学力が必要である。また、学力だけではなく、学ぶ意欲、表現力や創造性、論理的な思考能力など、個性豊かで多彩な能力を持つ学生の受け入れを図ることも必要である。このため、一般選抜の実施に加え、特別選抜（推薦入学、社会人、私費外国人留学生）において、学力検査に偏重しない選抜方法を実施し、多様な学生を受け入れることとしている。なお、公式ウェブサイトの前年度の入学者選抜試験実施結果（受験者数、合格者数、入学者数等）とともに、一般選抜合格者の大学入試センター試験の最高・最低・平均点を掲載しており、入学希望者が必要とする基礎学力の内容・水準を把握する一助にしている。

大学院博士前期課程における修得しておくべき知識等については、4年制大学の卒業生のほか、学士の資格を有さない社会人、外国の学校教育課程修了者等に対しても個別の入学資格審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は出願資格を与えている。このように、学ぶ意欲を持つ人々に門戸を広げ修学の機会を開くこととし、一般選抜と特別選抜（社会人、私費外国人留学生）の区分で入学者選抜を行っている。なお、デザイン研究科では一般選抜、特別選抜とは別に推薦選抜を実施している。

大学院博士後期課程では、博士前期課程修了生や社会人、外国の学校教育課程修了者等に個別の入学資格審査により出願資格を与えることとし、一般選抜の1区分としている。入学者選抜は、公平かつ透明性のある方法により実施し、大学院教育を受けるにふさわしい能力・適性を備えた人材を受け入れることとしている。

障がいのある学生の受け入れ方針については、第一期中期計画において、「障がいのある学生に対する修学上の支援と相談体制を構築する。また、必要に応じて設備・機器によるバリアフリー支援も併せて実施する。」と掲げ、現在も障がいのある学生に対する支援と相談



体制を整えている。また、全課程の学生募集要項において、「本学に入学を志願する者で身体に障がい等（学校教育法施行令第22条の3に定める程度）のある者は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、札幌市立大学 学生課 入試担当まで連絡し、相談」するよう明示している。

### <2>デザイン学部

入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は以下のとおりである。

入学者には、日ごろから、人間及びその生活を豊かにするデザインに興味・関心を持ち、地域社会が抱える課題の発見や解決に向けて、日々の学修の中で幅広い基礎学力・思考力・発想力を身につけるとともに、多くの人々と協働するためのコミュニケーション能力を備え、新しい分野に挑戦し、学ぶ意欲があることが求められる。

また、高等学校における次のような学習が必要となる。国語・英語で基本的な読解力とコミュニケーション力を身につけること。数学・理科で論理的な思考力や、自然科学に対する教養を身につけること。社会で人間と社会の諸問題に関心を持つこと。芸術（美術・音楽等）や課外活動等で、美や文化を理解する感性を育むこと。

入学者選抜試験では、高等学校の主要科目をバランスよく学習しているか、読解力、表現力、感性、実社会への興味関心などを有しているかを基準に選抜している。

本学部では、一般選抜と特別選抜（①推薦入学、②社会人特別選抜、③私費外国人留学生選抜）を実施しているが、その際、学生募集要項に大学入試センター試験、個別学力検査等の試験科目及び配点を明示している〔資料1-13〕。また、公式ウェブサイトにも前年度入試結果として、入学者選抜試験実施結果（受験者数、合格者数、入学者数等）、一般選抜合格者の大学入試センター試験の最高・最低・平均点を掲載〔資料5-2〕し、修得しておくべき基礎学力を入学希望者が把握する一助にしている。更に小論文（又は実技）試験に関する採点・評価基準を学生募集要項に掲載することによって、修得しておくべき知識等の内容・水準を具体的に明示している。

### <3>デザイン研究科

<1>大学全体に記載したとおり博士前期課程は、3つの学生像を設け、多様な人材を広く受け入れる観点から、入学者選抜は推薦選抜や一般選抜のほか、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜の4区分で行っている。入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、学生募集要項〔資料1-13〕に入試区分ごとに出願資格と併せて選抜方法を掲載し、筆記試験（推薦選抜を除く。）、面接及び提出書類の内容から総合的に判定を行う旨を具体的に明示している。

博士後期課程では、<1>大学全体に記載した3つの学生像を設けて、入学者選抜試験を行っている。入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、学生募集要項に出願資格と併せて選抜方法を掲載し、面接（研究計画書に基づくプレゼンテーション、口頭試問を含む。）の評価及び研究計画書等の提出書類の内容を総合的に判定して行う旨を具体的に明示している。

### <4>看護学部

入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は以下のとおりである。

本学部の教育目的である「的確な実践力を有する人材の育成」、「人間性を尊重した対人関係形成能力を備えた人材の育成」、「地域社会に貢献できる人材の育成」を達成できる素養として、高等学校における国語・英語・数学・理科などの基礎的な学力及び課外活動等によって培われた協調性や責任感のある人を求めている。

また、求める学生像にかなう学生を広く集めるために、一般選抜と特別選抜（推薦入学、社会人）を実施している。社会人入学者に求める学生像は、基本的に一般選抜で求める学生像と同じであり、特別選抜（社会人）学生募集要項 [資料1-13]、公式ウェブサイト [資料4(1)-7] 等に明示している。ただし、社会人経験3年以上を出願資格として学力検査に偏重しない選抜方法を実施し、多様な学生を受け入れている。入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示としては学生募集要項に大学入試センター試験及び個別学力検査等の試験科目、配点を示しているほか、公式ウェブサイトの前年度入試結果として受験者、合格者、一般選抜における大学入試センター試験の最高・平均・最低点を示している [資料5-2]。

#### <5> 助産学専攻科

入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、学生募集要項に出願資格、入学者選抜方法（試験科目）を掲載し、「入学者の選抜は、本学専攻科が実施する筆記試験（専門科目（看護学一般）、小論文）、面接及び提出書類の内容を総合的に判定して行います」と明示している [資料1-13]。

#### <6> 看護学研究科

博士前期課程における入学者選抜は、多様な人材を広く受け入れる観点から、一般選抜のほか社会人特別選抜・私費外国人留学生特別選抜を行っている。入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、学生募集要項に出願資格と併せて選抜方法を掲載し、筆記試験（英語、専門科目）、面接（口頭試問含む。）及び提出書類の内容から総合的に判定を行う旨を明示している [資料1-13]。英語は本課程で学ぶ上で必要な英語力、専門科目は専門知識、論述能力、面接は研究計画の妥当性、学習意欲、目的意識、社会性等をそれぞれ総合的に評価するものとしている。

博士後期課程において、入学するに当たり、修得しておくべき知識等の内容・水準は、学生募集要項に出願資格と併せて選抜方法を掲載し、筆記試験（英語：本課程で学ぶ上で必要な英語力）、面接（研究計画書に基づくプレゼンテーション、口頭試問含む。：プレゼンテーション力、研究計画の妥当性、学習意欲、目的意識、社会性等）及び提出書類の内容から総合的に判定を行う旨を明示している [資料1-13]。

### （2）学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

#### <1> 大学全体

本学は入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学生募集・入学者選抜を

行っている。

学生募集方法として、公式ウェブサイト〔資料5-3〕、大学案内〔資料1-10〕、学生募集要項〔資料1-13〕、入学者選抜要項〔資料5-1〕、進学情報サイト、進学情報誌等を活用し、多様な媒体を用いて広く適切に情報提供を行っている。併せて、対面型の情報提供の機会を重視し、年2回のオープンキャンパス、高校教員を対象とした説明会、進学相談会への参加、高校への訪問及び高校・中学校からの訪問の受け入れ等を継続して行っている。また、専攻科及び研究科についても年2回、学内外に向けて説明会を実施しており、受験生に対して公正な機会を保障するよう努めている。

入学者選抜方法については、学部の一般選抜、特別選抜（推薦入学、社会人・私費外国人留学生特別選抜）及び3年次編入学、助産学専攻科において、それぞれ学力検査に偏重しない方法により適切に実施し、多様な学生を受け入れている。また、大学院博士前期課程では、①大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び当該年度の3月までに卒業見込みの者、②外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び当該年度の3月までに修了見込みの者、③本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、当該年度の3月までに22歳に達する者など、13種類の出願資格を設け、多様な受験生に対して公正な機会を保障するとともに推薦選抜（デザイン研究科のみ）、一般選抜、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜の区分で入学者選抜を行っている。大学院博士後期課程では、修士の学位又は専門職学位を有する者など7つの出願資格・要件を設けており、修士の学位を有しない場合は、個別に出願資格の事前審査を行っている。

入学者選抜試験に係る実施要項の策定、選抜試験の実施及び入試統計の分析、入学者アンケート調査〔資料5-4〕、入学後の学業成績の追跡調査〔資料5-5〕等は、平成19（2007）年に設置したアドミッションセンターが責任主体となって実施し、毎年、入学者選抜方法の改善の要否について検証を行っている。選抜試験の実施は、学長指示のもと学部長又は研究科長を本部長とする実施本部を設置し、公正かつ適切な選抜試験の実施に努めている。選抜試験の実施後は、学部及び研究科において定める合否判定要領に則り、大学教育又は大学院教育を受けるための能力・適性等を公正かつ適切に判定して合格候補者を選考し、学長が合格者を決定している。

入学者選抜において透明性を確保するため、全ての選抜試験において希望者に入試成績を開示するとともに、公式ウェブサイトにも前年度の入試結果を掲載するなど公正かつ適切に行っている。試験科目や選抜方法・人数の変更を行う場合は、2年以上前から前述した多様な情報媒体や対面により告知し、透明性・公平性を確保している。

以下、学部、専攻科、研究科の入学者選抜方法の適切性、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性について述べる。

## <2>デザイン学部

デザイン学部の入学者選抜は、特別選抜（推薦入学、社会人・私費外国人留学生）、一般選抜（前期日程、後期日程）、3年次編入学を設けている。特別選抜における推薦入学では、全国から推薦を受け入れており、多くの国公立大学における基準と同様に評定平均4.0以上であることを出願要件とし、小論文、面接、提出書類の内容により選抜している。社会人特

別選抜については、若干名の募集を行っており、社会人経験3年以上を出願資格とし、面接、提出書類の内容により選抜している。私費外国人留学生特別選抜についても若干名の募集として、日本国籍を有しない者を含む3つの出願資格を設け、かつ、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験を本学が指定した要件で受験した者を対象に、小論文又は実技、面接、提出書類の内容により選抜している。入試問題は、非公開の担当教員が作成し、試験当日まで厳重に保管している。入学者の選考は、教授会にて審議・決定し、学長の承認を得るという公正かつ適切なプロセスを遵守している。その合否判定は、本学部において策定した合否判定要領に則り適切に行っている。

入学者選抜における透明性を確保するため、学生募集要項に入学者選抜方法及び採点・評価基準を明示している [資料1-13]。また、<1>大学全体のとおり、希望者に対して入試成績を開示するとともに、公式ウェブサイトにも志願状況、合格者得点等の入試統計などを掲載している [資料5-2]。

### <3>デザイン研究科

博士前期課程について、3分野（空間デザイン分野、製品デザイン分野、コンテンツ・メディアデザイン分野）の入学定員は18名で、学生募集要項に募集人員は推薦選抜9名、一般選抜9名、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜は若干名とし、特別選抜の若干名は入学定員18名に含むことを明示している。

推薦選抜は、出願時までに単位を修得した科目の65%以上が優秀な成績（100点満点の80点以上に相当する評価）である者という学業成績に関する推薦要件を課すとともに、研究計画に関するプレゼンテーション及び面接・試問により適切に実施している。

一般選抜は、専門科目の筆記試験、英語（平成27（2015）年度入学者選抜試験からは英語の筆記試験に代えて TOEIC の公開テスト又は IP テストのスコアにより評価）、研究計画に関するプレゼンテーション及び面接・試問により適切に実施している。

社会人特別選抜は、専門科目の筆記試験、研究計画に関するプレゼンテーション及び面接・試問により適切に実施している。

私費外国人留学生特別選抜は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する留学生試験の本学が指定した科目（日本語）を受験した者又は独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験（JLPT）の N1に合格した者という出願資格を課し、専門科目の筆記試験、研究計画に関するプレゼンテーション及び面接・試問により適切に実施している。

上記の選抜試験では、特定の分野の受験生が有利にならないよう、専門科目の筆記試験問題の難易度を調整するとともに採点基準を定めている。面接・試問は、各分野の教員3名1組で担当し、評価基準に基づき評価し、公平な入学者選抜の実施に努めている。

各選抜試験の合否は、研究科教授会の代議員会において、学力検査の結果、面接・試問の評価及び研究計画書等の提出書類の内容を総合的に判定して行い、その結果を学長に報告し承認を得る手続きをとっている。また、合格者発表後には研究科教授会に報告し、厳正な入学者選抜の適切性を検証するプロセスを確保している。

入学者選抜における透明性を確保するための措置として、専門科目の筆記試験、英語（TOEIC のスコアが730点以上の場合を100点とし、730点未満の場合の変換式を明示）、面

接・試問の配点を学生募集要項に明示するとともに採点・評価基準を掲載していること〔資料1-13〕、入学者選抜試験の成績開示を希望する受験者に対して個人成績（科目別得点及び総合得点）を開示することで、透明性を確保している。

博士後期課程では、2分野（人間空間デザイン分野、人間情報デザイン分野）共通の入学定員は3名で、入学者選抜は面接（研究計画についてのプレゼンテーション及び口頭試問）により行い、口頭試問では研究計画、出願時までの研究業績、専門知識について問い、研究意欲及び社会性を確認しており、入学者選抜を適切に実施している。

入学者選抜試験の可否は、研究科教授会の代議員会において、面接の評価及び研究計画書等の提出書類の内容を総合的に判定して行い、その結果を学長に報告し承認を得る手続きをとっている。また、合格者発表後には研究科教授会に報告し、厳正な入学者選抜の適切性を検証するプロセスを確保している。

入学者選抜における透明性を確保するための措置については、面接の評価基準を学生募集要項に掲載していること、入学者選抜試験の成績開示を希望する受験者に対して個人成績（A, B, C, Dの4段階による総合判定結果）を開示することで、透明性を確保している。

#### <4>看護学部

看護学部入学定員80名の入学者選抜方法は、一般選抜を定員の約6割、特別選抜（推薦入学）を約4割、特別選抜（社会人）を若干名とし、それぞれ学力検査に偏重しない選抜方法を適切に実施し、多様な学生を受け入れている。また、3年次編入学試験（定員10名）においても同様に偏重なく実施している。一般選抜は前期日程のみ実施している。大学入試センター試験で4教科5科目を課し、2次試験で全受験者の面接を行い、学力と人物評価の両面から可否を判定している。推薦入学は全国の高等学校から推薦を受け入れており、多くの国公立大学における基準と同様に評定平均4.0以上であることを出願要件とし、小論文、面接、提出書類の内容により選抜している。社会人特別選抜においては、社会人経験3年以上を出願資格とし、総合問題（国語、英語、自然科学、論述）、面接、提出書類の内容により選抜している。3年次編入学では、出願資格として、看護師免許を有している者又は看護師国家試験受験資格を有している者で、看護系の短期大学又は看護系専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上のものに限る。）を修了した者又は受験年度に卒業見込みの者（学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）のいずれかに該当する者としている。編入学においては、論述試験、面接及び提出書類の内容を総合的に可否判定している。なお、本学部における面接は全て個別面接とし、学習意欲、目的意識、社会性等の観点から総合的に評価を行っている。また、入学者の選考は、学部において策定した可否判定要領に則り、判定基準を明確・標準化している。学部長は教授会にて審議・決定した内容を学長に報告し、承認を得る公正・適切なプロセスを遵守している。

入学者選抜における透明性を確保するため、学生募集要項に入学者選抜方法及び採点・評価基準を明示している〔資料1-13〕。また、全ての選抜試験において、希望者に対して入試成績を開示するとともに、公式ウェブサイトにより志願状況、合格者得点等の入試統計などを積極的に情報開示している。

#### <5>助産学専攻科

入学者選抜方法については、筆記試験、面接及び提出書類の内容を総合的に判定し、適切に実施している。入学者選抜試験の現状として、平成28(2016)年度は入学定員10名に対し志願者25名、合格者14名、入学者8名であった〔資料1-17 表3〕。入学者選抜では、看護学の基礎力を有していることと同時に、入学後に助産学を学ぶにふさわしい能力・適性をもっているかを問うている。具体的な選抜方法として、看護学の基礎的知識を判断するために専門科目(看護学一般)の筆記試験(100点配点)、論理的思考力と文章表現力を判断する小論文(100点配点)、助産学を学ぶにふさわしい適性とコミュニケーション能力を判断する個人面接、これら3者を適切に実施している。この選抜方法は、看護学部準じる形であり、判定基準が明確・標準化された中で実施する。看護学部長は教授会にて審議・決定した内容を学長に報告し承認を得るという、公正かつ適切な選抜方法を遵守している。

入学者選抜における透明性を確保するための措置として、①学生募集要項に入学者選抜方法及び採点・評価基準の明示〔資料1-13〕、②希望者に対する入学者選抜試験成績の個人成績(A, B, C, Dの4段階による総合判定結果)の開示、③志願状況及び試験問題などの開示を行っている。

#### <6>看護学研究科

博士前期課程の入学定員は18名である。入学者選抜は、一般選抜と特別選抜(社会人、外国人)の区分で実施している。特別選抜は、3年以上の実務経験を有する者を対象とする社会人特別選抜、日本学生支援機構の日本留学試験を受験した外国人特別選抜を実施している。本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材を適切に判定するため、入学者選抜方法は、英語及び看護専門科目の筆記試験及び口頭試問を含む面接を実施している。英語は本課程で学ぶ上で必要な英語力を、看護専門科目は専門知識と論述能力を各々総合的に判定している。また、受験者が提出した入学願書、志望理由書及び研究計画書等の出願書類を基に面接を含む口頭試問を実施し、研究計画の妥当性、学習意欲、目的意識、社会性等を総合的に判定している。学士の資格を有しない看護職等の社会人に対しては出願資格認定審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合、出願資格を研究科教授会において認定している。

博士後期課程の入学定員は3名である。入学者選抜方法は、筆記試験(英語)と研究計画書に基づく口頭試問を含む面接である。英語では本課程で学ぶ上で必要な英語力を総合的に判定する。また、受験者が提出した入学願書、志望理由書及び研究計画書等の出願書類を基にプレゼンテーションを含む面接を実施し、そのプレゼンテーション力を総合的に判定している。

両課程ともに、出願前に入学後の研究等について志望する専門領域の教員と研究計画、出願資格の有無、実務経験等について、面談、電話、電子メール等により相談する期間を設けている。

入学者選抜における透明性を確保するための措置については、<4>看護学部と同様、学生募集要項において選抜方法や評価基準を明示し〔資料1-13〕、希望者に対して入試成績を開示するなど、透明性を確保するための措置を適切に行っている。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

<1>大学全体

「大学基礎データ」表4に示すとおり、本学両学部の収容定員に対する在籍学生数比率は1.05と適切であり、過剰・未充足はない〔資料1-17〕。

学部の入学定員は、平成25(2013)年度に見直しを行い、165名である。過去5年間の入学者数比率は1.05とほぼ適正な入学生数を確保しており、過剰・未充足はない。また、3年次編入学の定員は両学部とも10名であり、当該定員に対する編入学生数比率は0.85である。

助産学専攻科の入学定員は10名であり、在籍学生数比率は0.90、入学者数比率の平均は0.94と適切であり、過剰・未充足はない。

博士前期課程の過去5年間平均入学者数比率は0.79であり、在籍学生数比率は1.11と適切である。博士後期課程の在籍学生数比率は1.11と概ね適切である。

以上のように、学部、専攻科、研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は適切であり、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足はない。

<2>デザイン学部

デザイン学部の入学定員は85名、3年次編入学の入学定員は10名、過去5年間の入学者数比率の平均は1.06である。また、平成28(2016)年度において、本学部の収容定員360名に対し、在籍学生数は377名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.05である。更に3年次編入学生について過去5年間の編入学生数比率は平均0.75である。このように、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足はなく、計画した入学定員、収容定員に基づいて学生を適切に受け入れている。

<3>デザイン研究科

博士前期課程の入学定員は18名、博士後期課程は3名である。過去5年間の入学者数比率の平均は博士前期課程0.71、博士後期課程1.07、収容定員に対する在籍学生数比率は博士前期課程1.03、博士後期課程1.33である。よって、定員に対する在籍学生数の過剰・未充足はなく、計画した入学定員、収容定員に基づいて学生を適切に受け入れている。

<4>看護学部

看護学部の入学定員は80名、うち一般選抜48名、特別選抜推薦入学32名、特別選抜社会人若干名及び3年次編入学10名である。大学基礎データの表4に示すとおり、過去5年間の入学者数比率の平均は1.04で、ほぼ入学定員どおりの学生を確保している〔資料1-17〕。超過分は社会人の若干名としている入学者数である。社会人入試は過去5年間平均23名の受験者に対し、入学者は3名と他の選抜方法に比べ倍率が高い状況にある。このほか、平成28(2016)年度本学部全体での収容定員340名に対し、在籍学生数は355名、収容定員に対する在籍学生数比率は1.04である。また、3年次編入学生は収容定員20名に対し、在籍者19名、編入学生数比率0.95である。以上により、本学部は開学以来、3年次編入学も含めた入学定員及び収容定員数の超過や未充足がなく、適切な学生数を確保している。

#### <5>助産学専攻科

助産学専攻科の入学定員は10名である。過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は0.94であり、適切な学生数を確保している [資料1-17 表4]。

#### <6>看護学研究科

看護学研究科の募集人員は、博士前期課程が一般選抜と特別選抜を合わせて18名、後期課程が3名である。過去5年間の入学者数比率の平均は博士前期課程0.86、博士後期課程0.73であり、収容定員に対する在籍学生数比率は博士前期課程1.19、博士後期課程0.89である。これは、本研究科が、博士前期課程2年間及び博士後期課程3年間の標準修業年限で修了が困難な学生に対して、長期履修学生制度を設けていることによる。

### (4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

#### <1>大学全体

学生募集及び入学者選抜について、全学的な検証体制としては自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCA サイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している [資料1-18 第3条]。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適切に実施しているかを含め、年度計画に基づく各取組状況について、各学部、専攻科、研究科のほかアドミッションセンターはそれぞれ点検・評価を行っているが、その点検・評価結果を基に、自己点検・評価委員会は半期ごとに点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て [資料1-21 第3条]、学外者を含む経営審議会 [資料1-22 第21条] や教育研究審議会 [資料1-22 第25条]、監事を含む役員会 [資料1-22 第17条] での審議後、最終的な報告書 [資料1-5] として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。この評価結果 [資料1-23] を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、関係組織において学生の受け入れに係るその後の取組に生かしている。

アドミッションセンターは、本学の理念に基づき学生を確保するため、入学者選抜（編入学を含む。）及びその他の選考に係る改善・充実を図り、その円滑な実施に資することを目的として組織されている [資料5-6 第3条]。アドミッションセンターは、入学者選抜試験及び大学入試センター試験の実施に関する事項、入試広報に関する事項、入学者選抜及びその他の選考方法の調査研究及び統計に関する事項、その他センターの目的を達成するために必要な事項を入学者受入方針に基づき、公正かつ適切に実施している [資料5-6 第4条]。

また、選抜試験の実施結果や事後評価及び文部科学省からの入学者選抜実施要項についての通知等を踏まえ、毎年、要項や入学者選抜方法の検証・変更を行っている。その際、入学者選抜方法を変更する場合には、アドミッションセンターでの議論を踏まえ、教授会規則第3条及び研究科教授会規則第3条の審議事項（学生の入学、卒業、課程の修了及び学位の



授与に関する事項)に則り[資料3-1][資料3-2]、当該学部・研究科教授会での審議を経た後、部局長会議及び教育研究審議会の議を経ることとしており、複数の審議機関による組織的な検証体制を整備している。

#### <2>デザイン学部

<1>大学全体を参照。

#### <3>デザイン研究科

<1>大学全体を参照。

#### <4>看護学部

<1>大学全体を参照。

#### <5>助産学専攻科

<1>大学全体を参照。

#### <6>看護学研究科

<1>大学全体を参照。

## 2. 点検・評価

### ● 基準5の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

デザイン学部及び看護学部のいずれも入学定員に対する入学者数は適正である。18歳人口の減少という大きな流れにありながら、大学全体の入学定員に対する志願者数は、過去5年間平均3.72倍で推移しており(平成24(2012)年度4.05倍、平成25(2013)年度3.64倍、平成26(2014)年度3.64倍、平成27(2015)年度3.89倍、平成28(2016)年度3.37倍)、一定数を確保している。入学者受入方針や定員、入学者選抜方法等について、変更すべき事項が生じた場合には、アドミッションセンターでの議論を踏まえ、当該学部・研究科の教授会において審議した後、部局長会議に報告し、教育研究審議会等による承認を経て変更を決定している。そして、速やかに入学者選抜要項や学生募集要項に反映するなど、組織的に適切な対応を行っている。教育研究審議会には学外者も参加しており、多面的な意見を取り入れる機会が担保されている。

#### ② 改善すべき事項

##### <5>助産学専攻科

入学者受入方針及びシラバスに記載している教育目的について、内容に相違はないが、表記に一部の違いがあるため、統一する必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

##### <1>大学全体

今後もPDCAサイクルによる学生の受け入れに関する検証を継続する。各課程の学生募集に関する情報提供については、対面型広報を重視しながら幅広く周知し、学生募集を適切に行うことで受験生を確保し、入学定員を維持していく。

#### ② 改善すべき事項

##### <5>助産学専攻科

入学者受入方針及びシラバスに記載の教育目的について、平成29(2017)年度から表記を統一する。

### 4. 根拠資料

- ・資料5-1 入学者選抜要項（平成28（2016）年度）
- ・〔既出〕資料1-13 学生募集要項（平成28（2016）年度）
- ・〔既出〕資料4(1)-4 公式ウェブサイト（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/education\\_information/policy-2/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/education_information/policy-2/)
- ・資料5-2 公式ウェブサイト（過去の入試情報）  
[http://www.scu.ac.jp/admission/past\\_admission/past\\_results/](http://www.scu.ac.jp/admission/past_admission/past_results/)
- ・〔既出〕4(1)-7 公式ウェブサイト（看護学部ポリシー）  
<http://www.scu.ac.jp/department/nursing/nursing/policy/>
- ・資料5-3 公式ウェブサイト（入試情報）  
<http://www.scu.ac.jp/admission/>
- ・〔既出〕資料1-10 大学案内（平成28（2016）年度）
- ・資料5-4 入学者アンケート
- ・資料5-5 入学後成績追跡調査（平成25（2013）～27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-17 大学基礎データ（表3、4）
- ・〔既出〕資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・〔既出〕資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・〔既出〕資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・〔既出〕資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）

- ・資料5-6 公立大学法人札幌市立大学アドミッションセンター規則
- ・〔既出〕資料3-1 公立大学法人札幌市立大学教授会規則
- ・〔既出〕資料3-2 公立大学法人札幌市立大学大学院研究科教授会規則

## 第6章 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学の学生支援に関する方針は、前回（平成22（2010）年度）の自己点検・評価時と同様に、「本学は修学支援、生活支援、進路支援等、学生の学業と心身ともに良好な学生生活を送れるような支援体制の構築を目指す。」としている。これは、教育研究上の理念・目的等を踏まえつつ第一期中期計画[資料6-1]を基に明確化したものであり、現在も変更はない。

修学支援については、各学部を設置した教務委員会、各研究科に設置した研究科教務・学生支援委員会を中心に対応している。教務委員会及び研究科教務・学生支援委員会では、留年者や休・退学者の学修状況の把握と対処方法、障がいのある学生に対する修学支援の実施等について検討している。

生活支援については、各学部を設置した学生支援委員会、各研究科に設置した研究科教務・学生支援委員会を中心に対応している。学生支援委員会では学生相談に応じる体制（メンター制度）の整備やメンターの実施方法・時期、学生からの相談に対する助言等について検討している。

これらの修学支援及び生活支援の検討結果は、当該学生のプライバシーに配慮し、教授会又は教員会議で必要な情報を共有している。更に学部間を横断する教務・学生連絡会議、研究科間を横断する研究科教務・学生連絡会議においても同様に情報共有し、必要に応じて全学の修学支援に係る協議を行っている。

学部学生の生活全般に関する相談に対しては、平成19（2007）年度からメンター制度を導入し、担当教員から学生への助言による支援を行っている。メンター担当教員、事務局担当職員や学生相談室カウンセラーらが連携し、学生からの相談に対応する体制を整えている。また、学部学生だけでなく、専攻科及び研究科も含めた全ての学生に柔軟に対応できるよう、学生生活ハンドブックに専任教員全員のメールアドレス、電話番号、両キャンパスの研究室の配置を掲載し[資料1-12]、いつでも相談に応じる体制を整えるとともに、各セメスターの最初に実施するガイダンスの際に学生に周知している。

進路支援については、キャリア支援センターが責任主体となり学生の進路支援に関する業務を所管している[資料6-2]。また、デザイン学部・デザイン研究科の学生と看護学部・助産学専攻科・看護学研究科の学生では専門性に相違があり、希望職種、選考方法、就職活動の時期等が異なることから、各学部キャリア支援委員会を設置し[資料6-3][資料6-4]、学生の多様な進路選択にそれぞれ対応している。同委員会では、就職活動や大学院進学等を支援する具体的プログラム（キャリアガイダンス）の実施内容等について検討し、その結果を教授会に報告することで教員間の情報共有を図っている。

学生に対する直接的な進路支援については、両キャンパスに設置したキャリア支援室において行っており、求人票や就職関連図書等の閲覧ができる。キャリア支援室には専任のアドバイザーが常駐し、職業安定法第33条の2の規定に基づき、就職希望学生に対する職業紹介や相談対応のほか、エントリーシートの添削、模擬面接等による就職試験に関わる対策支援やそれらに関係する進路情報を発信している。

以上のほか、開学当初（平成18（2006）年度）から、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーによる相談の機会を両キャンパスにおいて設けており、修学、生活、進路等に起因するところの相談に応じる体制を整備している。

このように、本学では学生支援の方針を踏まえて修学支援・生活支援・進路支援を行っている。これらの支援に関する情報は、公式ウェブサイトやイントラサイト（スチューデントブログ）、学生生活ハンドブック、両キャンパスの掲示板等を通して全学生に周知するとともに、教職員で共有している。なお、学生支援に関わる事務組織は、芸術の森キャンパスは学生課、桑園キャンパスは桑園事務室が所掌し、教学組織との連携・協力を図っている。

また、学生や教職員など大学構成員において、その権威、権限又は権力を背景にあらゆる形での嫌がらせや人権侵害をなくし、快適な環境で教育、研究、修学又は職務遂行を行う権利を擁護するための方針として「札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止宣言」を明確に定め、学生生活ハンドブックや学内掲示板、公式ウェブサイトで明示している〔資料6-5〕。

学生支援の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCA サイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。学生支援の方針を踏まえた各取組状況について、関係委員会等は各学部の教授会で定例報告を行い全教員で情報共有するとともに、半期ごとに自己点検・評価を行っている。その結果を基に、自己点検・評価委員会は同じく半期ごとに点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。この評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、関係委員会等においてその後の学生支援の取組に生かしている。

## （2）学生への修学支援は適切に行われているか。

修学支援としての留年者及び休・退学者の状況把握と対処方法は、以下のとおりである。

留年者の状況について、両学部では教授会において、2年次から3年次への進級判定〔資料4(1)-1 第17条〕、4年次の卒業判定〔資料1-2 第47条〕の結果により、全教員が把握している。助産学専攻科では、看護学部教授会において、1年次の修了判定〔資料1-8 第16条〕の結果により把握している。両研究科では、個々の学生が立案した履修計画・研究計画に基づき、研究指導教員が研究指導している過程において留年の状況を把握している。

留年者への対処について、両学部では、個々の学生の状況に応じた必要な支援・指導を検討した上で、教務委員会若しくは学生支援委員会の専任教員又は学部長が適切に行っている。専攻科では、専攻科担当教員、専攻科長又は看護学部長が学部同様に適切に行っている。また、両研究科では、研究指導教員又は研究科長が、学生からの相談に応じ、研究スケジュールの変更など、可能な限り学生の意思を尊重した適切な支援・指導を行っている。

休・退学者については、専任教員、教務委員、事務局職員が連携して休・退学希望者の状況を把握し、学部長、専攻科長又は研究科長に報告した上で、個々の学生の事情や状況に応じた対応を適切に行っている。学生の多くは、学生相談室、メンター教員又は所属コースやゼミの研究指導教員にまず相談する傾向にある。教員は学生の履修状況やその他生活環境などの把握と必要なサポートを行うが、事務局職員も適宜相談に応じながら、学生や場合によってはその家族に必要な助言等を行っている。その後、当該学生から休学願又は退学願が事務局に提出された場合、学部長、専攻科長又は研究科長は速やかに当該学生と面談し、改めて状況把握及び意思確認を行う。その際、休・退学の結論に至った経緯や理由などを中心に聴取するとともに、併せて様々な助言を行う。学生の休学又は退学の主な理由のうち、精神的な不調については休学により回復し復学できる可能性がある一方、希望進路とのミスマッチについては相談の中で学生に必要とされる判断材料を提供し、就職や他大学への入学など本人の希望に最も添うよう適切に支援している。また、経済的困難については、貸与奨学金や授業料減額免除申請を勧めるなど具体的な助言を適切に行っている。

本学における平成23(2011)～28(2016)年度の学部、専攻科、研究科の在籍学生数、新規休学者数(当該年度で初)と退学者数は、それぞれ表1から表3のとおりである。

表1 学部の在籍学生数・新規休学者数・退学者数の経年変化

学部 期間(休学者数・退学者数)	デザイン学部			看護学部		
	在籍学生数	休学者数	退学者数	在籍学生数	休学者数	退学者数
平成23(2011).5.1～平成24(2012).3.31	370	4	4	349	3	1
平成24(2012).4.1～平成25(2013).3.31	374	8	7	350	0	4
平成25(2013).4.1～平成26(2014).3.31	374	11	7	348	6	3
平成26(2014).4.1～平成27(2015).3.31	379	4	3	350	1	0
平成27(2015).4.1～平成28(2016).3.31	376	11	3	356	5	0
平成28(2016).4.1～平成28(2016).5.1	377	6	0	355	2	0

表2 専攻科の在籍学生数・新規休学者数・退学者数の経年変化

専攻科 期間(休学者数・退学者数)	助産学専攻科		
	在籍学生数	休学者数	退学者数
平成23(2011).5.1～平成24(2012).3.31	10	0	0
平成24(2012).4.1～平成25(2013).3.31	10	0	0
平成25(2013).4.1～平成26(2014).3.31	10	0	0
平成26(2014).4.1～平成27(2015).3.31	9	0	0
平成27(2015).4.1～平成28(2016).3.31	9	1	0
平成28(2016).4.1～平成28(2016).5.1	9	0	0

表3 研究科の在籍学生数・新規休学者数・退学者数の経年変化

研究科 博士前期課程	デザイン研究科 博士前期課程			看護学研究科 博士前期課程		
	在籍学生数	休学者数	退学者数	在籍学生数	休学者数	退学者数
平成23(2011).5.1～平成24(2012).3.31	35	2	0	35	2	0
平成24(2012).4.1～平成25(2013).3.31	33	0	0	49	1	1
平成25(2013).4.1～平成26(2014).3.31	26	3	0	52	1	2
平成26(2014).4.1～平成27(2015).3.31	28	1	4	49	1	0
平成27(2015).4.1～平成28(2016).3.31	29	6	1	45	4	1
平成28(2016).4.1～平成28(2016).5.1	37	0	0	43	0	1
研究科 博士後期課程	デザイン研究科 博士後期課程			看護学研究科 博士後期課程		
期間(休学者数・退学者数)	在籍学生数	休学者数	退学者数	在籍学生数	休学者数	退学者数
平成23(2011).5.1～平成24(2012).3.31						
平成24(2012).4.1～平成25(2013).3.31	4	0	0	5	1	0
平成25(2013).4.1～平成26(2014).3.31	6	0	0	8	0	0
平成26(2014).4.1～平成27(2015).3.31	10	1	0	9	0	2
平成27(2015).4.1～平成28(2016).3.31	12	0	1	8	0	0
平成28(2016).4.1～平成28(2016).5.1	12	1	0	8	1	0

※ 在籍学生数は当該年度5月1日時点の人数、休学者数は当該年度の新規の人数。

補習・補充教育に関する支援体制は、両学部に通ずる事項として、入学前教育と外国語教育を実施している。入学前教育は、アドミッションセンターが所管して実施し、両学部の推薦選抜入学試験合格者を対象に修学への柔軟な接続を目的に行っている。助産学専攻科においても両学部と同様に入学前教育を実施している。外国語教育については、1年次に全学生が英語能力試験（TOEIC）を受験する体制を構築し、その充実を図っている。なお、TOEICの受験料は、学生の保護者による後援会から費用の半額補助を受け、実施している。

更にデザイン学部では、平成27（2015）年度まで、1年次の希望者を対象に、デザインに関わる理数系科目（デザインのための基礎物理・デザイン数理基礎）のリメディアル教育（補修授業）を実施してきた。新カリキュラムの導入や受講者アンケートによる正科化への要望を受けて、平成28（2016）年度からリメディアル教育を廃止し、専門教育科目の中の基本科目として「デザインと数学」を新設し、「デザイン工学（旧カリキュラム：工学基礎）」の内容を継承した。また、看護学部・助産学専攻科では、授業終了後又は土曜日等も看護技術を修得するための自習グループがあるが、大学として自主学修の更なる充実を図るべく、常駐のインストラクターの支援を受けながら、看護技術の修得に係る技術指導を実施している。

障がいのある学生に対する修学支援としては、本学に入学を志願する者で、身体に障がい等（学校教育法施行令第22条の3に定める程度）のある者は、事前相談する旨を学生募集要項に明示しており〔資料1-13〕、受験上及び入学後の修学上において必要な配慮をしている。また、入学に当たっては、事前相談の内容に応じて、教務委員会、学生支援委員会、キャリア支援委員会において、当該学生に対する適切な支援措置を検討し、必要に応じて教授会で情報共有を図り、対応している。開設当初からこれまでの実績として、デザイン学部では、出願前に事前相談を受けていた身体に障がいのある学生2名を受け入れた。更に当該学生のうち1名はデザイン研究科博士前期課程に進学した。また、看護学部では、小児がん

経験者、1型糖尿病や先天性心疾患等の内部障がいを持つ学生を複数名受け入れており、演習科目における休憩時間の設け方、休憩室を有する実習施設への配置等、学生の必要に応じた修学支援を行っている。なお、両キャンパスの施設・設備（自動ドア・エレベーター・多目的トイレ・段差解消スロープ・文字拡大機等）は、ユニバーサルデザインによる施設整備を行い、身体に障がいのある学生の学修環境に配慮している。

奨学金等の経済的支援は、公的奨学金を中心に適切に行っている。本学では、在籍学生の約半数が独立行政法人日本学生支援機構等から奨学金を受給している。特に経済的困難な状況にある学生に対しては、半期ごとに授業料を減額免除する制度を設けている。経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績（GPA）が所定の基準を満たす者を対象としている。平成23（2011）～27（2015）年度の在籍学生数と授業料減額免除の減免者数とその比率は表4のとおりで、減免者数の比率は年度ごとに上昇している。

表4 「授業料減額免除制度」の減免者数の経年変化

年度	期	在籍学生数	減免者数	比率
平成23(2011)年度	前期	757	60	7.9%
	後期	748	60	8.0%
平成24(2012)年度	前期	809	78	9.6%
	後期	805	78	9.7%
平成25(2013)年度	前期	812	78	9.6%
	後期	798	78	9.8%
平成26(2014)年度	前期	819	79	9.6%
	後期	817	79	9.7%
平成27(2015)年度	前期	820	86	10.5%
	後期	800	80	10.0%

※ 在籍学生数：減免基準日の前期：6/1、後期：12/1の人数。  
平成27（2015）年度に減免採用基準を変更した。

更に平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や平成28（2016）年4月に発生した熊本地震で保護者が被災した当該地域出身の学生に対し、修学や生活に関する相談に応じ、授業料などの減免措置を計21名の学生に適用した。また、平成28（2016）年度に、これらの予期せぬ災害や事件、事故など不測の事態により修学継続が一時的に困難となった学生のための修学支援基金（開学10周年記念基金）を設置し、原資の確保と支援体制の強化を行った〔資料6-6〕。

大学院においては、デザイン研究科及び看護学研究科の全大学院生を対象に「院生研究支援費（博士前期課程：6万円／年、博士後期課程：10万円／年、ただし、長期履修学生制度を利用する場合は、履修年数に応じた金額になる。）」を支給し、学会参加費や公募展の出展料、文献複写等の費用を一部補助しているほか、在学中に無償でパソコンを貸与し、それぞれの研究活動に役立てられるよう物品面での支援を行っている。

また、助産学専攻科及び看護学研究科は、厚生労働省の「教育訓練給付制度」の指定講座に登録されている。これは、労働者等が指定講座を受講し修了した場合、本人が支払った経費（入学料と授業料）の一部が支給される制度である。



これらの修学支援に関する情報は、学生生活ハンドブック [資料1-12]、公式ウェブサイト、大学案内 [資料1-10]、学生募集要項等に掲載し、学内外に広く周知している。以上のように、奨学金等の経済的支援措置は適切に実施している。

### (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮として、本学では学則第51条に則り [資料1-2]、学内に保健室、学生相談室その他福利厚生施設を設置し、各学部の学生支援委員会、研究科教務・学生支援委員会、事務局、学生相談室の専門員（臨床心理士）が連携し、以下の取組を適切に行っている。また、学生の生活支援に関する情報は、学生生活ハンドブックなどに掲載し [資料1-12 pp. 33-35]、 Semester開始時のガイダンスで全学生に周知し、必要な際に利用するよう案内している。

#### ○ メンター制度による学生相談

学部及び助産学専攻科の学生の生活相談について、各学部の学生支援委員会を中心にメンター制度を導入している。Semester開始時のガイダンスを通してメンター制度を学生に周知し、メンタリングによって学生の生活上の問題を早期に発見し対応できるようにしている。メンター担当教員は、Semesterごとに学生と個別面談を実施し、卒業までの継続的な学生生活の支援に当たっている。研究科ではメンター制度を導入していないが、研究指導教員らが学部のメンター制度と同様の役割を担っている。

#### ○ 専門カウンセラー（臨床心理士等）による学生相談室の運営

メンタルヘルスに関する相談については、各キャンパスの学生相談室に臨床心理士の資格を有する非常勤のカウンセラーを配置し、概ね月4回の相談日を設けて、原則、予約制で対応している。

#### ○ 保健室職員の配置

各キャンパスの保健室に看護師（非常勤）を配置し、学生の怪我や急病に対応する体制を整えている。保健室では、救急当番医療機関を一覧により確認できるほか、心身や生活に関する相談を受けている。

#### ○ 傷病者及び救急時対応マニュアルの整備

桑園キャンパスでは、平成21（2009）年度に看護学部学生支援委員会が「傷病者及び救急時対応マニュアル」を整備し、各講義室等に配置の上、緊急時に即時対応できる状況を備えている [資料6-7]。

#### ○ 健康診断等の実施

年1回（4月）、全学生を対象に定期健康診断を実施し、学生の健康保持・増進を図っている。看護学部の1年次生については、実習中の健康管理及び感染予防の目的から、平成23（2011）～27（2015）年度においてHBs抗原・抗体検査やツベルクリン反応検査を実施した。また、小児感染症の予防接種歴を聴取し、必要に応じて看守を行い、集団感染の防止に努めている。

#### ○ 学生生活等に関するアンケートの実施

年1回（9月）、全学生を対象とした学生生活等に関するアンケート [資料6-8] を実施している。アンケート内容は、「授業内容に関すること」「大学生活で大切だと思っ

ていること」など12項目のほか、「授業に関すること」「学生生活に関すること」の意見・感想（自由記述）である。この結果は、学生支援委員会と研究科教務・学生支援委員会で統計的に処理し、学部と研究科の教授会で情報共有している。また、必要に応じて、上記の委員会で対策を検討し、対応を行っている。

ハラスメント防止のための措置として、学生や教職員など大学構成員によるハラスメント等の人権侵害行為の防止に向けて、平成18（2006）年度にキャンパス・ハラスメント防止宣言〔資料6-5〕及びキャンパス・ハラスメント防止規程〔資料6-9〕を定め、それに基づいて平成19（2007）年度にキャンパス・ハラスメント防止委員会を設置した。防止宣言については、学内掲示板や公式ウェブサイト〔資料6-10〕、学生生活ハンドブック〔資料1-12 p.163〕等に明示するとともに、学部と研究科の教授会等でハラスメントに十分注意するよう呼び掛けている。また、相談窓口として、学内の相談専用電話及びメールアドレスのほか、法テラスや札幌弁護士会など学外の相談機関の連絡先も学生生活ハンドブック〔資料1-12 pp.41-43〕や公式ウェブサイト〔資料6-11〕等に明示し、相談者のプライバシーを保護しつつ適切に対応できる体制を整備している。

#### （4）学生の進路支援は適切に行われているか。

学生の進路選択に関わる指導は、各学部のキャリア支援委員会が運営主体となり、キャリア支援室を拠点として実施している。キャリア支援室では、進路希望調査によって、卒業・修了後の進路、希望地域のほか、学生が必要とする情報や助言などの支援ニーズを把握するとともに、学生の進路に関する相談窓口になっている。進路相談については、キャリア支援委員及びキャリア支援室担当職員が常時相談を受け付けている。また、両学部・研究科とも、学部の卒業研究と大学院の研究指導を通してそれぞれの教員が進路相談に適切に対応している。更に看護学部では、北海道内の医療機関を中心に人事担当者による対面式のキャリア説明会も開催している。

進路選択に関わるガイダンスとして、両学部とも就職や進学準備に向けたキャリア支援ガイダンスを実施している。デザイン学部では SPI 試験対策や公務員試験対策など、看護学部では国家試験受験ガイダンスや助産師課程の進学説明会、更に両学部とも大学院博士前期課程への進学説明会をそれぞれ行っている〔資料6-12〕。デザイン学部の就職希望者には就職先の紹介や対象企業の特別講師招聘を含むガイダンスを開催するとともに、地元企業を中心に学生を派遣するインターンシップを実施している。一方、看護学部の学生は、国家試験の合格を目指して自主ゼミを結成し、互いに切磋琢磨しながら試験への準備を行っているが、この自主ゼミに対してキャリア支援委員会が活動を支援している。また、両学部ともに、年度始めのガイダンス時に全学生に対して進路選択や活動の指針となるキャリアハンドブックを配布している。

キャリア支援に関する組織体制については、キャリア支援センターが責任主体となり、学生の進路支援に関する業務を所管している〔資料6-2〕。更に各学部のキャリア支援委員会で、学生の就職活動や大学院進学等の進路支援の内容について具体の検討を行い、各学部・研究科の教授会に報告している。デザイン研究科（博士後期課程）と看護学研究科（博

士前期・後期課程)については、既に就職先の決定している社会人学生が多いこともあり、進路支援については必要に応じて対応している。

また、平成24(2012)年度に文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、①将来ビジョンサポート、②社会適応力サポート、③目的意識・就業力サポート、④卒業生データの充実、⑤産業界との連携強化を推進し、学生の進路支援の基盤体制を構築した[資料4(4)-1]。

なお、平成27(2015)年度卒の就職希望学生の就職率は、デザイン学部93.4%、看護学部98.8%である [資料3-19 p.113、p117]。

## 2. 点検・評価

### ● 基準6の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

修学支援について、東日本大震災及び熊本地震の2度の激甚災害が発生し、経済的支援措置として当該地域出身の学生への支援を行った。また、平成28(2016)年度に修学支援基金(開学10周年記念基金)を設置し、運用を開始したことは評価できる。

進路支援について、平成27(2015)年度卒の就職希望学生の就職率が高い水準を確保できたことは評価できる。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

今後も激甚災害が発生した場合、対象学生に経済的支援を検討する。また、修学支援基金(開学10周年記念基金)について、引き続き機会を捉えて寄附を呼び掛ける。

進路支援について、今後も高い就職率の水準を確保するため、各領域の業界・団体との連携を深めた企画の実施や学生のインターンシップなどを強化する。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

## 4. 根拠資料

- ・資料6-1 公立大学法人札幌市立大学（第一期）中期計画
- ・〔既出〕資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・資料6-2 公立大学法人札幌市立大学キャリア支援センター規則
- ・資料6-3 公立大学法人札幌市立大学デザイン学部キャリア支援委員会規程
- ・資料6-4 公立大学法人札幌市立大学看護学部キャリア支援委員会規程
- ・資料6-5 札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止宣言
- ・〔既出〕資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・〔既出〕資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・〔既出〕資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・〔既出〕資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料4(1)-1 公立大学法人札幌市立大学履修等に関する規則
- ・〔既出〕資料1-2 札幌市立大学学則
- ・〔既出〕資料1-8 札幌市立大学助産学専攻科規則
- ・〔既出〕資料1-13 学生募集要項（平成28（2016）年度）
- ・資料6-6 公立大学法人札幌市立大学「修学支援基金（開学10周年記念基金）」に関する細則
- ・〔既出〕資料1-10 大学案内（平成28（2016）年度）
- ・資料6-7 傷病者及び救急時対応マニュアル
- ・資料6-8 学生アンケート集計結果（平成28（2016）年度）
- ・資料6-9 公立大学法人札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止規程
- ・資料6-10 公式ウェブサイト（キャンパス・ハラスメント防止宣言）  
[http://www.scu.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2016/01/campus\\_harassment\\_sengen-1.pdf](http://www.scu.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2016/01/campus_harassment_sengen-1.pdf)
- ・資料6-11 公式ウェブサイト（キャンパス・ハラスメント相談窓口）  
<http://www.scu.ac.jp/department/infostudents/support/>
- ・資料6-12 キャリア支援スケジュール（平成28（2016）年度）
- ・〔既出〕資料4(4)-1 平成26（2014）年度産官学連携による地域・社会の未来を拓く人材の育成 最終報告書
- ・〔既出〕資料3-19 札幌市立大学年報（平成22（2010）～27（2015）年度）

## 第7章 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

教育研究等環境の整備に関する方針は、前回（平成22（2010）年度）の自己点検・評価時と同様[資料7-1 p.190]、本学における教育を実施するために十分な環境となるよう校地、施設・設備、備品等の整備を図ることとしており、以下の3つの方針に基づき取り組んでいる。この3つの方針は、教育研究上の理念・目的等を踏まえつつ第一期中期計画[資料6-1]を基に明確化したものであり、現在も変更はない。

##### 1 施設・設備の整備維持に関する方針

総合的かつ長期的視点に立って、施設・設備を整備し、有効に活用するために、施設・設備に係る企画・立案、整備、維持管理・運用及び評価を一体的に行うサイクルを確立し、施設の効果的な整備及び効率的な維持管理を実施する。

##### 2 安全管理等に関する方針

起こり得る事故等に未然に防止するとともに、関連規定に基づき総務委員会が中心となって安全管理体制の確立を行う。

##### 3 環境に関する方針

大学の管理運営、施設整備等については環境に配慮して行う。

更に全学的な保全計画[資料7-2]を策定し、長期的な施設・設備の修繕工事を実施するとともに、短期的な施設・設備の保守・修繕等の維持管理については、事務局担当者が日常点検及び毎月の定期点検・調査により状況を把握している。

安全衛生管理への対応については、事故等を未然に防止するために全学的な管理体制を整備するとともに、管理に関する教職員及び学生の意識の向上を図っている。具体例として、キャンパスごとの消防計画[資料7-3]に基づき、年1回避難訓練及び模擬消火訓練を行っている。また、平成26（2014）年度に札幌市における大雨による土砂災害を教訓とし、危機管理基本マニュアル[資料7-4]の改定を行うとともに、がけ地対策等の個別マニュアル[資料7-5]の整備を開始した。

教育・研究等に関わる施設を含む大学全体の施設整備については、施設管理支援システム（CAFMS）によって、芸術の森キャンパス・桑園キャンパスの電力・ガス・水使用量を連続計測している。これらの計測データを生かして、教育・研究活動に配慮した上で毎年度の夏季と冬季（各3か月間）に学生や教職員向けの省資源・省エネルギーに関する全学的な意識啓発運動を実践している。

衛生管理については、平成28（2016）年度に感染症（集団）発生対応マニュアル[資料7-6]を策定し、学生や教職員が学校保健安全法に定められた感染症に罹患した場合の対応フローを周知した。

教育研究等環境の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCAサイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している[資料1-18 第3条]。教育研究等環境の整備は、総務委員会など関係委員会が上記方針に基づき取り組んでいるが、取組状況について四半期ごとにそれぞれ自己点検・評価を行う[資料1-19 第6]。その結果報告

を基に、自己点検・評価委員会が四半期ごとに点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書（案）をまとめており、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う（地方独立行政法人法第28条）。この評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックし情報共有するとともに、関係委員会等においてその後の教育研究等環境の整備に生かしている。

## （２）十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

芸術の森キャンパスには、本部、デザイン学部及びデザイン研究科がある。札幌市の芸術ゾーンの一部にあり、郊外の緑豊かな自然景観を生かした丘陵地に位置する。本部棟（H棟）のほか専門教育A棟（A棟）・専門教育B棟（B棟）など9棟から構成される〔資料1-12 p.60〕。平成22（2010）年2月には大学院棟（F棟）を増築し、平成23（2011）年9月には専攻科棟（E棟）を大学院関係施設に用途変更した。E棟2Fの「ユーザビリティ評価室」では、プロトタイプ（試作品）を用いた観察・評価を行い、被験者の嗜好や製品の使いやすさ・課題などを把握する専用室として活用している。

桑園キャンパスには、看護学部、助産学専攻科及び看護学研究科があり、交通の利便性が高い札幌市の中心部に位置する。旧札幌市立高等看護学院の既存校舎を大学に転用した管理・実習棟（A棟）、大学の講義棟（B棟）など6棟から構成される〔資料1-12 p.60〕。平成22（2010）年2月に増築した大学院棟（D棟）には、高度な専門看護技術の修得を目的とした「シミュレーション・ラボ」や療養環境を想定した看護研究・実験を行うことができる「シールドルーム」などを設置している。平成24（2012）年3月にはE棟を増築し、学生のコンピュータ室を増設するとともにロッカー室を移設・整備し、学生ラウンジを拡充した。また、市立札幌病院に隣接する立地上の特長を生かし、市立札幌病院と協働することで、より質の高い教育・研究及び実践を行うなど、看護教育を行うにふさわしい環境が整備されている。

両キャンパスのバリアフリーについては、各棟の円滑な移動が可能となるよう、自動ドア、エレベーター、段差解消スロープ、階段の手すり、点字ブロック、多目的トイレ等を整備し、安全で利便性の高い環境となっている。

両キャンパスのアメニティについては、学生支援委員会が中心となり学生生活やクラブ活動などに係る学生のニーズを把握し、整備している。施設・設備の維持・管理については、警備、清掃、設備保守、中央監視設備保守、建物保守（エレベーター、自動ドア、環境衛生、消防設備、電話設備等）を業務委託し、総務課施設担当が統括している。

なお、表1・表2のとおり、本学の校地及び校舎面積は、法令上の基準（大学設置基準等）を満たしている。

表1 芸術の森キャンパス校地、校舎等の面積

基礎人数(人)	必要校地(m <sup>2</sup> )	必要校舎(m <sup>2</sup> )	校地 (m <sup>2</sup> )	校舎 (m <sup>2</sup> )	屋外運動場(m <sup>2</sup> )
360	3600.0	4,601.2	167,616.6	23,109.2	15,462

表2 桑園キャンパス校地、校舎等の面積

基礎人数(人)	必要校地(m <sup>2</sup> )	必要校舎(m <sup>2</sup> )	校地 (m <sup>2</sup> )	校舎 (m <sup>2</sup> )	屋外運動場(m <sup>2</sup> )
340	3400.0	4,660.4	18,152.1	12,367.3	2,640

### (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館に関する事項は附属図書館規則〔資料7-7〕等に定めている。附属図書館運営会議規程〔資料7-8〕に基づき図書館運営会議を組織し、定期的に会議を行い、図書館を運営している。図書の整備については、前回の自己点検・評価の平成22(2010)年5月1日時点で蔵書数が96,472冊だった〔資料7-1 p.193〕が、毎年度計画的に整備を図った結果、現在では116,256冊となった(芸術の森図書館77,433冊、桑園図書館38,823冊)。また、学術雑誌を含む定期刊行物は和雑誌計772種類、洋雑誌計66種類、視聴覚資料として計4,726点を適切に整備している。電子情報としては、蔵書目録(OPAC)のほか、国内データベースとしてCiNii Articles、JAIRO、医学中央雑誌、メディカルオンライン、J-STAGE、最新看護索引 Web、新聞データベースを用意している。また、海外データベースとしてPubMed、MEDLINE、PsycINFO、CINAHL、ERIC、ScienceDirect、ProQuest、Journal@Ovid、JSTORにアクセスできる。このように学術情報へのアクセスは充実している。

図書館の規模について、延べ床面積は2,059m<sup>2</sup>(芸術の森図書館1,540m<sup>2</sup>、桑園図書館519m<sup>2</sup>)である。司書資格等の専門能力を有する図書館職員については、両図書館を統括する図書館専門員を1名、芸術の森図書館に司書4名、桑園図書館に司書2名及び補助員2名を配置している。開館時間は、両図書館共に平日は9:00~22:00、土曜日は10:00~16:00としている。日曜・祝日は休館とし、学生の講義のない期間は9:00~17:00(ただし、追試験や実習等がある場合は9:00~19:00)の短時間開館としている〔資料7-9 第4条、第5条〕。また、OPAC、データベース、電子ジャーナル等の情報検索に用いるパソコンは両図書館合計19台を設置している。座席数は、芸術の森キャンパス図書館が在籍者数426名に対し105席(24.6%)、桑園キャンパス図書館が在籍者数415名に対し90席(21.7%)である。これらの開館時間など図書館利用環境は、利用者アンケート調査〔資料7-10〕等に基づき整備しており、学生の学修に十分配慮している。

相互利用〔資料7-9 第10条〕については、平成18(2006)年度からILL文献複写・相互貸借を行い、平成19(2007)年度からは北海道地区大学図書館相互利用サービスの加盟館になっている。また、芸術の森と桑園の両図書館の図書は、一方の図書館で貸出申込みがあれば、翌日までに申込みがあった図書館に届くように輸送している。また、学術機関リポジトリを導入し、平成28(2016)年5月1日現在で92の論文を掲載している。

その他の特徴として、本学の理念である地域貢献を目指し、両図書館共に市民が利用できるようにしており、入館者数は平成21(2009)年の1,656人から平成27(2015)年には3,251人へと増加している。また、図書館ニュースレター「のほほん」を年1回発行し、教職員及

び学生による図書の紹介を行っているが、その中で用いている学生のイラストが読者に好評である。更に札幌芸術の森美術館との連動企画等の企画展示を毎年2～3回行っている。

#### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

本学の教育課程の特徴は、学問分野の特性に応じて、講義・演習・実習等の授業形態を組み合わせた職業人育成に即した授業展開にある。そのため、共通教育や専門教育の授業展開に沿った施設・設備を整備しており、その維持管理を適切に行っている。また、多様な授業形態を支援するため、両キャンパス間をつなぐ遠隔授業システム等を導入している。

本学では、学部教育の支援を目的としたティーチング・アシスタント (TA) 制度を導入している [資料7-11]。授業開始の前年度後半に教授会で教育支援を必要とする科目を募り、取りまとめたリストを研究科教授会に提出する。研究科教授会では、このリストを基にセメスターごとに博士前期課程及び博士後期課程の大学院生の TA を募り、科目ごとの担当 TA を審議・決定する。授業実施年度の冒頭の教授会では、この審議の結果を受け科目ごとの TA の配置を報告している。リサーチ・アシスタント (RA) [資料7-12] については、若手研究者の研究遂行能力の育成、研究プロジェクトの効果的推進、研究体制の充実・強化及び学生への経済的支援を図ることを目的として平成25 (2013) 年12月の部局長会議で実施を決定し、運用を始めている。技術スタッフは、デザイン学部には工作工房職員2名を配置し、工作工房で行う実習の補助業務や学生の制作活動支援、設備・備品の管理を行っている。また、看護学部には看護師免許を有するキャリア教育補助員2名を配置し、在学生及び卒業生の就業に関する相談や指導のほか、学生の自主学修を支援する看護技術トレーニング、就業に関するセミナーの企画、運営などを行っている。

次に、教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保について述べる。教員の個人研究費は職位ごとに金額を定めており [資料7-13 第3条]、平成28 (2016) 年度の配分額は教授993,000円、准教授760,000円、講師667,000円、助教491,000円、助手456,000円である。このほか、教員の研究費を一部控除し原資とする学術奨励研究費や別途資金を用意している学内共同研究費を学内競争的研究費として公募し、審査により選考後支給している [資料7-14] [資料7-15]。また、講師以上の職位の教員に対しては個人研究室を与え、良好な研究環境を確保している。助手・助教に対しては、デザイン学部では個人研究室、看護学部では共同研究室を与えている。全研究室はイントラネットに接続可能な通信環境が整っており、事務手続きや教務上の連絡、論文検索などの研究情報の収集が行える環境を整備している。各教員の研究専念時間については、学部と大学院における担当授業時間数、全学及び学部委員会などの大学運営に関わる職務等を両学部長が偏りのないよう管理しており、教員の研究専念時間が適切に確保できるようマネジメントを行っている。

#### (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関する学内規程の整備状況については、平成22 (2010) 年の前回の自己点検・評価を行った時点で、研究倫理規程 [資料7-16] 及び倫理委員会規程 [資料7-17] を既に制定していたところである。また、この規程に基づき、倫理委員会を設置しており、委員



は両学部の教職員及び法律家で構成し、審査要領〔資料7-18〕に基づき適切に運営している。

平成22（2010）年に大学院教育が始まり、タイムリーな審査や教育的側面への配慮が必要になったことから、同年両研究科の倫理審査会規程をそれぞれ制定し〔資料7-19〕〔資料7-20〕、研究科倫理審査会を設置した。更に倫理委員会が迅速に審査及び結果を通知できるよう一部改正を行った。その後、平成26（2014）年の文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を受けて、研究倫理に関する関連規定を全面的に見直し、ガイドライン及び指針に対応するものに改正した。理事長が、研究を統括的に管理・監督する研究機関の長として、倫理委員会に倫理審査を付託することとした。つまり、倫理審査の申請は理事長に対して行い、理事長から付託された審査を倫理委員会が行い、その結果を理事長に回答し、理事長から申請者に対して回答することとなる。また、介入と侵襲（軽微なものも含む。）を伴う場合の審査は、医学系研究に詳しい外部委員も参加する体制を整えた。不正防止については、倫理審査に当たって、利益相反の有無及びその状況を把握できるようにした。このように、研究倫理の関連規程を適宜整備するとともに、倫理委員会を適切に運営している。なお、前回の自己点検・評価以降の倫理審査の実績は279件（年平均45件）である。

研究倫理を浸透させるための措置として、審査種別自己チェック判断フロー〔資料7-21〕、医学・医療系研究倫理自己チェックフロー〔資料7-22〕、人を対象とする医学・医療系研究における重篤な有害事象発生時手順書〔資料7-23〕等を整備している。また、国内の研究倫理の動向や研究不正への問題に対応できるようにFDを開催するとともに、倫理委員及び担当職員は学外の研修会に出席するなど積極的に情報収集している。更に研究倫理教育として、平成27（2015）年度にCITI-Japanのe-Learningプログラムを導入した。全教員77名が研究活動に必須の13単元を、関係事務職員14名が基本の8単元を受講し、受講率は100%であった。平成28（2016）年度採用教員についても受講を必須としており、研究倫理を浸透させるために実効性のある措置を行っている。

## 2. 点検・評価

### ● 基準7の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

教育課程に沿って、コンピュータ教室・学部アトリエの拡充整備や専門教育用ソフトの導入、映像編集室などニーズに合致した諸室及び備品を適正に整備している。教育・研究系システムは、基幹ネットワーク環境と連動したシステムの導入や機器保守及び運用支援などのサポート体制を整備し、教育・研究活動において円滑に活用している。

平成27（2015）年度の単位面積当たりの電力・ガス・水道の年間使用は、平成23（2011）年度比で、芸術の森キャンパスでは電力0.71、ガス0.87、水道0.91、桑園キャンパスでは、電力0.89、ガス0.91、水道0.92を達成した。これは、施設管理支援システム（CAFМ）

を活用した日常の施設点検業務の実施と各年度の夏季・冬季に実施している省資源・省エネルギーに関する意識啓発運動の効果といえる。

図書の整備は年度計画〔資料1-4〕の目標を毎年上回っており、視聴覚資料も順調に増加し、中期計画〔資料1-19〕を達成しつつある。

研究倫理及び研究不正に関する社会的動向に対応した学内規程を遅滞なく整備し、併せて研究倫理に関するFDの一環として実施したCITI-Japanのe-Learningプログラムについて、対象となった教員及び関係職員の受講率が100%であったことは評価できる。

## ② 改善すべき事項

両キャンパスの環境は、身体障がい者が円滑に移動や利用・滞在ができるようバリアフリーに配慮しているが、平成28(2016)年4月に施行された障害者差別解消法に基づく教育環境の整備の必要性について改めて検討を要する。

開学から10年を経て、学部教育で使用してきた耐久消費材の消耗や劣化が目立つ。教育環境の質を維持するために耐久消費材の予算確保を要する。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

教育研究備品整備費を活用して、引き続き教員の教育・研究活動を支援する。

平成23(2011)～27(2015)年度の5年間における電気・ガス・水道使用量の削減量以上の効果を今後も見込むことは困難だが、平成27(2015)年度比1.0以下を目指して、大学全体で省資源・省エネルギーの意識啓発運動を展開する。

引き続き利用者の要望を踏まえつつ図書の整備を行い、中期計画を達成する。

平成28(2016)年度採用教員及び関係職員に対するガイダンスに、研究倫理の遵守に関するプログラムを設けるとともに、e-Learningプログラム受講を必須とし、研究倫理を浸透させる。

### ② 改善すべき事項

障害者差別解消法の趣旨に基づき、特に老朽化の進む芸術の森キャンパスの本部棟等のバリアフリーの必要性を調査し、改修案を早急に立案する。

学部教育に不可欠な耐久消費材について、予算措置を検討し、計画的な購入を行う。

## 4. 根拠資料

- ・資料7-1 平成22年度札幌市立大学自己点検・評価報告書
- ・〔既出〕資料6-1 公立大学法人札幌市立大学（第一期）中期計画
- ・資料7-2 保全計画
- ・資料7-3 消防計画

- ・資料7-4 危機管理基本マニュアル
- ・資料7-5 個別マニュアル（芸術の森キャンパスエリアへの避難勧告発令時の対応）
- ・資料7-6 感染症（集団）発生対応マニュアル
- ・〔既出〕資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・〔既出〕資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・〔既出〕資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・〔既出〕資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・〔既出〕資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・資料7-7 公立大学法人札幌市立大学附属図書館規則
- ・資料7-8 公立大学法人札幌市立大学附属図書館運営会議規程
- ・資料7-9 公立大学法人札幌市立大学附属図書館利用規程
- ・資料7-10 札幌市立大学図書館利用者アンケート調査
- ・資料7-11 札幌市立大学ティーチング・アシスタント実施要綱
- ・資料7-12 札幌市立大学リサーチ・アシスタント実施要綱
- ・資料7-13 公立大学法人札幌市立大学個人研究費規程
- ・資料7-14 学術奨励研究費について-2016年度-
- ・資料7-15 共同研究費について-2016年度-
- ・資料7-16 公立大学法人札幌市立大学研究倫理規程
- ・資料7-17 公立大学法人札幌市立大学倫理委員会規程
- ・資料7-18 公立大学法人札幌市立大学研究倫理審査要領
- ・資料7-19 公立大学法人札幌市立大学大学院デザイン研究科倫理審査会規程
- ・資料7-20 公立大学法人札幌市立大学大学院看護学研究科倫理審査会規程
- ・資料7-21 研究倫理の審査種別自己チェック判断フロー
- ・資料7-22 医学・医療系研究倫理 自己チェックフロー
- ・資料7-23 人を対象とする医学・医療系研究における重篤な有害事象発生時手順書
- ・〔既出〕資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・資料7-24 図書館、学術情報サービス利用に関する資料

## 第8章 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学では、教育研究上の理念の一つとして「地域社会への積極的な貢献」を掲げており[資料1-1]、教育研究において札幌市及び北海道を包括した「地域」への視点を常に意識し、その成果を地域に還元することを重視している。

この理念を踏まえ、研究活動、地域貢献及び国内外のネットワーク形成の推進を図ることを目的とする地域連携研究センター（以下、「研究センター」という。）を平成19（2007）年に創設した[資料2-1]。更に研究センターの運営に関する重要事項を審議するために、研究センター長を委員長とする運営会議を設置し[資料8-1]、社会との連携・協力に関する以下の方針を掲げて運営している。

- 1 地域に資する研究の推進に加え、その研究成果を還元し、本学の持てる知的資源を活用するために、公開講座等を通じて、地域社会の人材育成、専門職の継続教育を推進する。
- 2 本学の構成員が、地域社会、産業界あるいは地方自治体等行政と連携をすることにより、本学が地域社会に果たすべき役割を積極的に担うことを支援する。
- 3 日本にとどまらず、アジア及び世界に視野を向け、協働し、本学の教育及び研究の交流を更に発展させることを支援する。

また、この方針を踏まえて策定した第二期中期計画[資料1-19]においては、地域連携、国際化、大学間連携に関する目標を達成するための措置として、「産業界及び保健・医療・福祉業界等とのネットワークの構築」や「公開講座の開催、専門職業人支援の取組」を掲げている。加えて、国際化については、「大学の国際化に関する方針の策定」や「学生及び教員の海外との交流、受け入れを推進する」ことなどを掲げている。

この方針及び中期計画の達成に向け、研究センターでは以下の業務を行っており[資料2-1 第4条]、運営会議に「国際交流部門」「地域・産学連携部門」「紀要委員会」を設け、組織的かつ効率的に運営している。

#### ○ 研究推進、成果還元

各種制度を整備の上、研究活動を奨励し支援するとともに、本学の有する研究成果等の知的資源を積極的に地域に還元、発信する。具体的には、共同研究・受託研究、研究に係る寄附金等の外部資金等の受け入れ、研究・活動事例集や教員研究紹介、研究論文集等本学の研究・地域貢献活動に係る情報発信、行政や地域等の連携協力依頼等の推進、知的財産に関する業務を行っている。

#### ○ 人材育成

本学が有する知的資源を市民又は専門職に還元する。具体的には、公開講座等生涯学習事業の企画運營業務を行っている。

#### ○ 地域・産学官連携

学内外の連携を推進するために行政、地域、企業等との産学官連携について情報収集し、多様な連携協力体制を構築し、その拡充を図る。具体的には、学内向けの「研

究交流会」、学外委員も含めた実行委員会方式で実施する「SCU産学官研究交流会」の開催に加え、行政等が主催する各種展示会における研究成果の発表支援業務を行っている。

#### ○ 国際交流

海外大学等との連携交流など、多様な連携協力体制を構築し、教職員や学生の交流を図る。具体的には、提携校との研究交流、学生交流支援業務を行っている。

なお、上記の方針や中期計画に基づく取組とその成果は、部局長会議のほか全教員が集まる教授会又は教員会議において報告し情報共有するとともに、公式ウェブサイトや研究・活動事例集等〔資料8-2〕などを通して公表している。

社会連携・社会貢献の適切性については、自己点検・評価委員会を責任主体とし、PDCAサイクルによる自己点検・評価を通して定期的に検証している〔資料1-18 第3条〕。上記の方針及び中期計画に基づく年度計画〔資料1-4〕の取組状況について、研究センターは四半期ごとに自己点検・評価を行う。その結果報告を基に、自己点検・評価委員会は同じく四半期ごとに点検・評価を行い、年度終了後に業務の実績に関する報告書(案)をまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21 第3条〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会に提出する。この報告書を基に、同委員会が評価を行う(地方独立行政法人法第28条)。この評価結果〔資料1-23〕を受けて、部局長会議を通して全教職員にフィードバックするとともに、研究センターの活動に反映している。

### (2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

教育研究の成果を社会に還元する具体的な取組について、以下のとおり、「社会へのサービス活動」「学外組織との連携協力」「地域交流・国際交流事業への積極的参加」の大きく3つに区分して述べる。

#### 1 社会へのサービス活動

##### ○ 公開講座等の開催

本学教員及びそのネットワークを活用し、一般市民やデザイン及び看護関連の専門職にその研究成果を公表することにより、社会への知的資源の還元を行っている。平成26(2014)年度には公開講座をシリーズ化するなどの体系化に係る検討を行い、平成27(2015)年度からその体系に基づき開講している。また、平成22(2010)～27(2015)年度は公開講座の揺らん期と考え、第二期中期計画の成果指標として、開催数や受講者数ではなく、受講者の満足度を5段階評価で4.3以上と設定した〔資料1-19〕。本学主催の公開講座の実施状況は以下のとおり〔資料8-3〕。

年度	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
コース数	10	14	9	13	17	21
コマ数	24	21	16	22	22	36
受講者数	833	834	737	704	574	775
満足度	4.30	4.20	4.46	4.47	4.50	4.48

また、専門職業人支援の取組として、専門職業人支援講座等を開講している。その主な講座として、平成20（2008）年度から認定看護管理者教育課程サードレベルを開講している。専門職業人支援講座等の開講は、平成24（2012）年度から年間225時間以上という成果指標を掲げ、取り組んでいる[資料1-19]。

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
時間数	271.5	261.5	226.5	230.0

## 2 学外組織との連携協力

### ○ 産学官連携

方針に則り、地域社会、産業界及び地方自治体等行政と連携協定を継続又は新規に締結し、協定内容に沿って、本学の教育研究の成果を活用しながら連携を進めている。平成23（2011）年度には財団法人札幌市芸術文化財団と連携協定を締結した。同協定により、当該財団が管理する札幌芸術の森美術館の企画展示に連動し、本学附属図書館において関連する所蔵本を紹介している。平成24（2012）年度には地方独立行政法人北海道総合研究機構と連携協定を締結し、それぞれの強みを生かしながら共同研究を進めている。平成28（2016）年現在の提携状況は以下のとおり。

提携先	病院・ 医療機関	公設試験 研究機関	公的機関 自治体等	美術館	海外大学
件数	4	1	4	1	4

また、全道産学官ネットワーク推進協議会、北海道中小企業家同友会産学官連携研究会（通称 HoPE: Hokkaido Platform Entrance）、R&B パーク札幌大通サテライト（通称 HiNT: Hokkaido Intelligent Network Terminal）、北海道医療福祉産業研究会等に積極的に参加し、本学の教育研究の成果の周知と地域社会、産業界等と連携のために情報交換を行っている。

このほか、地域に役立つ共同研究を生み出す契機となるように、教員がそれぞれの研究成果や経過を紹介する学内向けの「研究交流会」を毎年実施している。

学外に向けては、企業、行政、公設試など学外委員も含めた実行委員会を組織し、毎年「SCU 産学官研究交流会」を開催している。この交流会では、企業、行政、他大

学の関係者等に向けて、本学の教育研究の成果を社会に発信し、相互交流を深めている。加えて、企業や自治体が主催して毎年開催される「ビジネス EXPO」「ものづくりテクノフェア」「環境広場さっぽろ」などの展示会に本学教員の研究成果を出展し、企業や行政との情報交換の場として活用している。

このような交流を経て、マイクロソフト社等とも連携し、看護とデザインの専門性を活用した「健康データをクラウドで管理する E-KURASHI システム」(2009-現在)を実用化に向けて開発しているほか、「注射針の回収容器」(2015)の開発など、教員と企業が共同し、産学連携を推進した。成功例としては、既に市販している「生ごみ水切り器」(2013)がある。

### ○ 社会貢献

本学の教員の持つ知的資源、学生の能力等を地域において活用し、協力してほしいという依頼がある。年々増加するこの依頼を受け、研究センターでは平成23(2011)年度に依頼の受入れに係る手続きを整備し、平成24(2012)年度から研究センターに窓口を一本化した。これまでの受入状況は以下のとおり。

年度	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
件数	24	27	35	46

また、中期計画において、「産業界及び保健・医療・福祉業界とのネットワークを構築し、新産業創出支援、札幌市民、北海道民の福祉の向上に向けたサービス・商品・製品の開発支援などの研究や地域の諸活動への参加などを通じまちづくりに貢献する。特に大学院の先端的かつ実践的な研究により、複合的な地域課題の解決に積極的に取り組む」ことを掲げ、成果指標を「まちづくりに貢献した事例数：100件以上/年」としている。毎年度、札幌市をはじめ行政等のまちづくりに関する各種委員会などに教員を派遣し、教員の持つ知的資源をまちづくりに生かしている。

## 3 地域交流・国際交流事業への積極的参加

### ○ 国際交流事業への積極的参加

中期計画において、「大学の国際化に関する方針を策定するとともに、方針に基づいた事業を推進する」ことを掲げ、成果指標を「国際化方針の策定：平成25(2013)年度」としている。これに基づき、同年度に「大学の国際化に関する基本方針」及び「大学の国際化に関する基本方針に基づく行動計画」を策定し、以降、同方針・行動計画に基づき国際交流を展開している〔資料8-4〕。

また、中期計画において、「学生及び教員の海外との交流、受け入れを推進するとともに、海外協定校との教育交流及び共同研究の実施に向けて取り組む」ことを掲げ、「教員・学生派遣受入10名以上」を年度計画における成果指標とし〔資料1-4〕、国際的な連携協力を推進している。この結果、教員・学生派遣受入状況は以下のとおり。

年度	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)
総数	33	29	39	12	78	75
教員	13	4	5	8	21	21
学生	20	25	34	4	57	54

更に(1)の方針に基づき、現在、中国、台湾、フィンランドの3か国・地域の4大学と学術交流に係る協定を締結し、交流を進めている。

提携校である承德医学院(中国)とは、毎年学生交流プログラムを企画・運営し、隔年交互に大学を訪問し、両国の看護教育の概論及び実践について学び、体験している。清華大学美術学院(中国)とは、教員交流を中心とし、国際デザインワークショップに参加している。華梵大学(台湾)とは、学生が隔年相互に訪問し、1週間程度共に課題に取り組むデザインワークショップを継続して開催している。ラップランド大学(フィンランド)との共同研究では、国際シンポジウムでの発表等、学生を交えて北方圏の魅力発見や環境造形の取組が成果を表しつつある。また、平成26(2014)年の第1回札幌国際芸術祭(SIAF)開催時には、本学及び提携校の学生の作品(7大学55点)を集め、「SIAF 連携企画《7×10:アート&デザインの学生選抜展》」を約2か月学内で実施した。

このほか、中期計画において、「各教員の研究成果を国際的に評価の高い学術誌や著者、国際学会等において積極的に発表する」ことを掲げている[資料1-19]。国際学会や国際展示会における発表を促進するために、学内の競争的資金として「国際学会・国際展示会等発表者補助」制度を設けたほか、平成26(2014)年度からは「学術論文掲載料補助」制度を新設した[資料7-14]。

#### ○ 地域交流への積極的参加

研究センターの活動に加えて、看護学部においては安全衛生委員会が学生及び教職員のボランティア活動などを所管しており、桑園キャンパスが立地する桑園地区の連合町内会の合同運動会、文化祭等の運営に積極的に参加し、地域との交流を深めている。

また、平成25(2013)年度(～平成29(2017)年度)に文部科学省の「地(知)の拠点整備事業(COC)」に採択され、「ウェルネス×協奏型地域社会の担い手育成『学び舎』事業」を行っている。この事業では、札幌市から無償貸与を受けた旧真駒内緑小学校の校舎の一部をCOCキャンパス「まちの学校」として開設し、公開講座、住民によるセミナー、各種イベントなどを展開することによって地域との交流を深めている。なお、この事業は平成27(2015)年度に「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」と名称を変更しているが、引き続き、代表校の室蘭工業大学と連携しつつ「オール北海道雇用創出・若者定着プロジェクト」にCOC参加大学として関わっている。



以上のように、本学は教育研究の成果を適切に社会に還元している。

## 2. 点検・評価

### ● 基準8の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

公開講座について、平成22（2010）～27（2015）年度の受講者満足度が、5段階評価で4.3以上と第二期中期計画の成果指標[資料1-19]を達成しており、市民の生涯学習のきっかけとしても好評である。

全道産学官ネットワーク推進協議会、北海道中小企業家同友会産学官連携研究会（HoPE）、北海道における産学官連携の総合窓口であるR&Bパーク札幌大通サテライト（HiNT）、北海道医療福祉産業研究会等に継続的に参加し、産学官とのネットワークを構築している。このような交流を経て、教員と企業の連携によるシステム開発や製品が市販化に至ったことは評価できる。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

引き続き、公開講座の受講者満足度において5段階評価4.3以上を目指し、アンケート調査の結果を踏まえながら講座を実施する。

また、これまで構築した産学官のネットワークを活用し、デザインと看護の専門性を生かした研究成果の実用化を図る。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

## 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-1 札幌市立大学設置認可申請書
- ・ [既出] 資料2-1 公立大学法人札幌市立大学附属研究所規則
- ・ 資料8-1 公立大学法人札幌市立大学地域連携研究センター運営会議規程
- ・ [既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画

- ・資料8-2 研究・活動事例集
- ・〔既出〕資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・〔既出〕資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・〔既出〕資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・〔既出〕資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・〔既出〕資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・〔既出〕資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・資料8-3 公開講座 企画・実施状況一覧
- ・資料8-4 大学の国際化に関する基本方針・行動計画
- ・〔既出〕資料7-14 学術奨励研究費について－2016年度

## 第9章 管理運営・財務

### I 管理運営

#### 1. 現状の説明

##### (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

大学の理念として「人間重視を根幹とした人材の育成」及び「地域社会への積極的な貢献」の二つを掲げ、デザイン学及び看護学の教育・研究に取り組むとともに、社会における有為な人材育成に取り組むこととしており、また、「学術研究の高度化等に対応した職業人の育成」及び「まちづくり全体により大きな価値を生み出す『知と創造の拠点』」を目的として掲げている。

この理念・目的を実現するため、札幌市から提示された中期目標〔資料1-20〕も踏まえた6年間の中期計画〔資料1-19〕を策定しており、同計画において「教育研究の質の向上」や「業務運営の改善及び効率化」など項目ごとに具体的方針を明示し、管理運営を行っている。また、この方針を実現するため、単年度ごとに年度計画〔資料1-4〕を策定しているが、策定に当たっては、学内委員会等で各項目を検討した後、部局長会議規程〔資料1-21〕第3条に基づき部局長会議で協議し、審議会〔資料1-22 第21条、第25条〕、役員会〔資料1-22 第17条〕の議を経て、当該年度末までに札幌市に提出している。中期計画を含めこれらの計画策定には大学構成員が幅広く参画しており、また、計画は教授会で報告の上、これらに基づいて取り組むよう周知するなど、大学構成員の理解を深めるとともに、公式ウェブサイトでも公表している。

また、平成24（2012）年度には、第二期中期計画に基づき戦略的に法人運営を行っていくために第二期経営戦略〔資料9(1)-1〕を策定した。同戦略は、第二期中期計画の着実な実行と目標の達成を図るために、大学経営の基本方針と推進戦略を明示したものであり、ビジョンとして「教職員や学生をはじめ、大学に関わるさまざまな支援者の参画による、〈未来社会をリードする魅力的な公立大学としてのプレゼンス（将来にわたっての『あるべき姿』）の確立〉」を掲げ、これを実現するための基本方針として4つの柱を明示し、公式ウェブサイトでも公表している。

学内意思決定のプロセスは、学部及び研究科の教育・研究に関する重要事項については、教授会規則〔資料3-1〕及び大学院研究科教授会規則〔資料3-2〕に基づいてそれぞれ審議するとともに、部局長会議規程に基づき部局長会議を設置し、必要な連絡・調整・協議を行い決定している。また、法人の運営や教育研究に関する重要事項の円滑な運営に必要な協議を行うため、経営会議規程〔資料9(1)-2〕に基づき経営会議を設置している。定款に定められた重要事項については、経営審議会及び教育研究審議会で審議し、役員会の議を経ている。最終的には、理事長が法人の意思を決定することとなっており、明確なプロセスを経て、適切な運営を行っている。

教授会の権限については、教授会規則第3条及び大学院研究科教授会規則第3条において、審議事項を下記のとおり規定し、これに基づいて必要な審議のもと、適切に運営している。なお、以下の8については、いずれも大学のガバナンス改革として、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が平成27（2015）年4月1日から施行されたことに伴い、追加した事項である。

〈学部教授会〉

- 1 教育課程の編成に関する事項
- 2 学生の入学、卒業又は課程の修了及び学位の授与に関する事項
- 3 学生の支援に関する事項
- 4 学部長及び学科長の選考に関する事項
- 5 学部の予算に関する事項
- 6 学部の運営に関し学部長が諮問する事項
- 7 学部の教育又は研究に関する重要事項
- 8 その他学長が意見を求めた事項

〈研究科教授会〉

- 1 教育課程の編成に関する事項
- 2 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- 3 学生の支援に関する事項
- 4 研究科長及び専攻長の選考に関する事項
- 5 研究科の予算に関する事項
- 6 研究科の運営に関し研究科長が諮問する事項
- 7 研究科の教育又は研究に関する重要事項
- 8 その他学長が意見を求めた事項

（2）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本学に関連する法令等には、学校教育法を始め大学設置基準、大学院設置基準、また公立大学法人として地方独立行政法人法及びそれに関連して札幌市が制定している条例等がある。これらの法令等に対応して、管理運営に関する学内規程類を制定しており、札幌市立大学定款以下、学則、管理運営、総務、財務、教務・学生支援、研究等のカテゴリーに分類して約170の規程類を設け、法令等に照らして必要な規程類を整備している。

本学においては、定款〔資料1-22〕により、法人の理事長が学長となることを定めている。理事長は、理事長選考会議規程〔資料9(1)-3〕及び理事長選考等規程〔資料9(1)-4〕に基づき、推薦により選ばれた候補者を法人内に設置する理事長選考会議で選考し、法人が札幌市長に申し出の上、市長により任命される。学校教育法第92条に基づき、学長は校務を司り、所属職員を統督することとしている。本学では、定款第10条2で理事長が学長となることと定めているため、経営面と教育研究面の両面からリーダーシップを発揮できる体制となっている。学長の権限の行使に当たっては、入学者の決定等の事項について各学部、研究科の教授会の議を経ることとしているほか、部局長会議において必要な連絡、調整又は協議を行っている。また、理事長として年度計画や予算編成、学則変更等重要事項を決定する場合は、役員会、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経ることとしている。

本学では、学校教育法第92条に基づき、開学時の平成18（2006）年度に副学長設置規則〔資料9(1)-5〕を制定し、副学長の職を置いている。副学長は、学長が任命することとしており、本学の教育・研究の推進のため、全学的な立場から学長を補佐し、学長の定める職務に従事するものとしている。

部局長会議の構成員である学部長、研究科長、附属図書館長及び附属研究所長（地域連携研究センター長）等は、学部長等の選考に関する規程〔資料9(1)-6〕に基づき、学長の選考により理事長が任命している。学部長の選考に当たっては、デザイン学部長候補者選考等実施細則〔資料9(1)-7〕及び看護学部長候補者選考等実施細則〔資料9(1)-8〕で明確に規定し、研究科長の選考に当たっては、デザイン研究科長候補者選考等確認事項〔資料9(1)-9〕及び看護学研究科長候補者選考等確認事項〔資料9(1)-10〕として明示し、恣意的にならないよう配慮している。学部長は学校教育法第92条に基づき学部に関する校務を掌り、教授会、代議員会及び教員会議の議長となって教授会等を主宰し、運営を行っている。学部における重要事項については、教授会の議を経ることとし、全学的な事項については、部局長会議に諮りながら権限を行使している。同様に研究科長は大学院学則〔資料1-3〕第6条に基づき研究科に関する事項を掌理しているほか、附属図書館長は学則第10条〔資料1-2〕に基づき附属図書館に関する校務を掌り、附属研究所長（地域連携研究センター長）は附属研究所規則〔資料2-1〕第7条に基づき研究センターの業務を掌理することを明確に規定している。

なお、管理運営上、新たに生じた課題等を含む重要事項については、必要に応じて、定款で定めるとおり、役員会、経営審議会、教育研究審議会で審議し、改善につなげている。

### （3）大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学では、事務局規則第2条により事務局に室及び課を置き、同規則第3条により室及び課の事務分掌を定めている〔資料9(1)-11〕。芸術の森キャンパスと桑園キャンパス間の距離が離れていることから、円滑かつ効率的な事務執行のため、それぞれに事務組織を置いている。具体的には、教学及び学生支援業務を担当する課として、芸術の森キャンパスに学生課、桑園キャンパスに桑園事務室をそれぞれ置くほか、本部機能を有する芸術の森キャンパスには、総務課、経営企画課及び地域連携課を置き、法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援その他の運営に必要な事務を行っている。

専任職員合計38名（芸術の森キャンパス31名、桑園キャンパス7名、うち両キャンパス兼務1名）に加えて、非常勤職員及び臨時職員を37名（芸術の森キャンパス30名、桑園キャンパス7名）配置し、主に事務・教務補助、図書館司書及び保健室業務等にあてている。このほか、外部委託による業務遂行が効率的と判断される業務（物品発注補助、サテライトキャンパスの管理運営、学内情報システムの運用支援等）については、一部、外部委託や人材派遣も活用しており、限られた人員のもとで、より効率的かつ合理的な業務遂行に努めている。しかしながら、入学や入試、卒業・修了など学事歴上、時期的に業務量が集中し、調整困難な業務も一部ある状況である。

専任職員の一部は、設立団体である札幌市からの派遣職員で構成しているが、事務組織の専門性・継続性の確保のため、第二期中期計画において、札幌市派遣職員の派遣引き揚げを毎年1名ずつ行うとともに、引き揚げ分を法人採用職員で補うこととしている。その結果、平成22（2010）年5月には15名であった派遣職員数が、平成28（2016）年5月には6名まで減少している。

法人職員の採用に当たっては、教職員就業規則〔資料3-10〕の規定に沿って公募し、採

用試験（筆記、面接等）を実施している。採用は期限付（最長3年間）としているが、勤務実績が良好な場合には期間の定めのない雇用へ転換する制度を設けることにより、経験や専門性の確保を図り大学業務の多様化への対応を進めている。

法人職員の昇任等については、職員の人事評価に関する規程〔資料9(1)-12〕に基づき毎年度所属長が各職員の評価を行い、その評価結果等を踏まえて、昇任候補者を選考し、理事長が決定している。

#### （４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学では、事務局職員の人材育成に関する基本的な考え方や方策を明らかにして、職員の能力や意欲の一層の向上を図ることを目的とした「SCU人材育成基本方針」〔資料9(1)-13〕を平成25（2013）年2月に策定した。

同方針では、職員の人事評価に関する規程に基づく人事評価制度を用いて、職員一人ひとりの優れているところや改善・努力の必要なところなどを明らかにした上で、それぞれの状況に応じた指導・育成を行うこととしており、毎年度、所属長が職員と行う面談を通して、人事評価を踏まえた指導・育成に取り組んでいる。また、同方針には、人材育成の柱の一つとして職員研修を位置づけている。職位ごとに受講しておくべき研修項目を具体的に定め、毎年度、研修情報・メニュー等を所属長及び職員に周知することにより、計画的かつバランスの良い研修受講を推進している。

職員は、各種研修やセミナーの受講により必要な知識やスキルの取得等に努め、業務の適正な執行に生かしている。研修等の主催は札幌市自治研修センターや一般社団法人公立大学協会など様々であり、年間15件前後、受講者数は研修内容等に応じて年度ごとに変動があるが、それぞれ延べ15～45名である。平成27（2015）年度からは、大学を所管する札幌市まちづくり政策局が始めた勉強会に参加し、実務に密接に関連した事項に係る効果的な資質向上につなげている〔資料9(1)-14〕。

## 2. 点検・評価

### ● 基準9の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

中期計画及び年度計画の策定に当たっては、学内委員会等を通じて教職員が幅広く参画しており、教職員の意向を反映するとともに計画内容の認識を深めている。

法人及び大学としての意思決定は、いずれも根拠となる規程類に基づき、必要なプロセスを経て適切に行っており、公平性、透明性の高い管理運営を行っている。

#### ② 改善すべき事項

学事歴上、時期的に集中せざるを得ない一部の事務局業務において、集中して時間外

勤務が生じていることから、縮減に向けて効率的・計画的な業務執行に取り組む必要がある。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

現在の第二期中期計画は平成30（2018）年3月で終了することから、札幌市から提示される第三期中期目標の素案等に基づき、学内委員会等を通じて教職員参画の上、第三期中期計画を平成29（2017）年度中に策定する。

引き続き規程類に基づく適切な手続きのもと管理運営を行っていくが、今後、自己点検・評価委員会や札幌市地方独立行政法人評価委員会等による点検・評価を通じて指摘事項等が付された場合には、規程類の改正や体制整備などについて速やかに検討することとする。

#### ② 改善すべき事項

職員の時間外勤務の縮減に向けて、引き続き効率的・計画的な業務執行に取り組むとともに、学事歴上、業務量増が著しい時期については、臨時職員等の配置や職場間における職員の業務応援などを検討する。

### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・ [既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・ [既出] 資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・ [既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・ 資料9(1)-1 公立大学法人札幌市立大学第二期経営戦略
- ・ [既出] 資料3-1 公立大学法人札幌市立大学教授会規則
- ・ [既出] 資料3-2 公立大学法人札幌市立大学大学院研究科教授会規則
- ・ 資料9(1)-2 公立大学法人札幌市立大学経営会議規程
- ・ 資料9(1)-3 公立大学法人札幌市立大学理事長選考会議規程
- ・ 資料9(1)-4 公立大学法人札幌市立大学理事長選考等規程
- ・ 資料9(1)-5 公立大学法人札幌市立大学副学長設置規則
- ・ 資料9(1)-6 公立大学法人札幌市立大学学部長等の選考に関する規程
- ・ 資料9(1)-7 公立大学法人札幌市立大学デザイン学部長候補者選考等実施細則
- ・ 資料9(1)-8 公立大学法人札幌市立大学看護学部長候補者選考等実施細則
- ・ 資料9(1)-9 公立大学法人札幌市立大学デザイン研究科長候補者選考等確認事項
- ・ 資料9(1)-10 公立大学法人札幌市立大学看護学研究科長候補者選考等確認事項

- ・ [既出] 資料1-3 札幌市立大学大学院学則
- ・ [既出] 資料1-2 札幌市立大学学則
- ・ [既出] 資料2-1 公立大学法人札幌市立大学附属研究所規則
- ・ 資料9(1)-11 公立大学法人札幌市立大学事務局規則
- ・ [既出] 資料3-10 公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則
- ・ 資料9(1)-12 公立大学法人札幌市立大学職員の人事評価に関する規程
- ・ 資料9(1)-13 SCU 人材育成基本方針
- ・ 資料9(1)-14 SD 実施状況
- ・ 資料9(1)-15 公式ウェブサイト（経営戦略、中期目標、中期計画、年度計画、業務実績評価）

[http://www.scu.ac.jp/about/publish/university\\_information/management/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/university_information/management/)

- ・ 資料9(1)-16 理事会名簿
- ・ 資料9(1)-17 財務計算書類（財務諸表）（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ 資料9(1)-18 監査報告書（監事監査報告書、監査法人の監査報告書）（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ 資料9(1)-19 事業報告書（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款（財産目録、寄付行為）  
※財産目録に相当するものとして「定款」別表1、2を参照



## 第9章 管理運営・財務

### II 財務

#### 1. 現状の説明

##### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の中・長期的な財政計画は、第二期中期計画〔資料1-19〕において定めており、同計画に基づき各年度において本学の収入の主要を占める運営費交付金の交付を担う札幌市と調整の上、予算を作成している。教育研究上の目的を具体的実現するため、札幌市との協議の結果、平成26（2014）年度から大学院及び学部の教育備品整備費が別途予算措置され、教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を一層図っている。

本学は、平成24（2012）年度に大学院博士後期課程を開設し、学部から大学院に至る一貫した教育体制を確立したが、大学としての財政が確立したといえるのは、学部から大学院博士後期課程まで完成した平成26（2014）年度からであり、予算に関してもこの年度から年間の経常経費が概ね平準化された。在学生の増加といった大学の規模拡大による経費増の一方で、安定的かつ継続的な大学運営のための各種管理経費の圧縮など内部努力を続け、人事院勧告を受けた人件費の増加などを要因とする平成26（2014）年度の赤字決算など年ごとの状況変化はあるものの、中期計画期間である6年間で一定の剰余金が確保されるよう健全財政に努めており、一定程度の不測の事態にも耐え得る安定的な財政基盤を確立している。

しかし、札幌市からの運営費交付金の増加がこれ以上期待できないことから、外部資金の受け入れについては積極的に取り組み、財政基盤の充実を図っている。平成24（2012）年度には文部科学省の補助事業である「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」、平成25（2013）年度には同「地（知）の拠点整備事業」に採択された。科学研究費補助金では、平成25（2013）～27（2015）年度、平成28（2016）～30（2018）年度の基盤（A）の大型科研費がそれぞれ採択された。寄附金については、平成23（2011）年度の受け入れを原資に寄附者の名を冠した「田村 ICT 基金」を平成24（2012）年度に設置したほか〔資料9(2)-1〕、看護学部教員が行う医療機関等現場での研究指導に対する謝礼的な趣旨で受け入れてきた小口寄附金を平成27年（2015）度に「KANA える基金」として整備し〔資料9(2)-2〕、教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている。これらを含め、外部資金の受け入れ状況は次のとおりである。

外部資金の受入状況（単位：千円）						
年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
科学研究費補助金	29,129	39,825	40,388	60,443	54,280	50,152
受託研究費	16,301	16,006	19,871	34,923	22,369	10,113
受託事業費	0	0	495	5,579	7,764	4,342
その他研究助成	0	2,000	2,400	6,000	2,888	0
寄附金	3,230	21,580	2,680	2,960	2,340	6,484
補助金	33,834	16,962	11,916	52,504	67,670	37,496
合計	82,494	96,373	77,750	162,409	157,311	108,587

## (2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成は、予算規程〔資料9(2)-3〕により手続き・手順を定めている。同規程第5条に基づき、理事長は、毎事業年度ごとに予算編成方針を経営審議会及び役員会の審議を経て策定しており、同方針に基づき予算を適切に編成している。また、執行に当たっても契約規程〔資料9(2)-4〕や出納規程〔資料9(2)-5〕などを定め、その適切性を担保している。特に教員の研究費の執行については、研究費執行の手引き〔資料9(2)-6〕に詳細を定めるとともに、事務局が事務をサポートの上、統括管理しており、予算執行の適切さとともに効率性・経済性も確保している。執行後の決算では、監事監査規則第5条に基づき監事による定期監査を受けた後〔資料9(2)-7〕、決算規程〔資料9(2)-8〕に基づき監事の意見を付した財務諸表等を経営審議会の審議を経て役員会の承認を受け、札幌市に提出している。なお、決算の適正性・信頼性を担保し、かつ、外部への説明責任を果たす観点から、内部監査ではなく、監査法人による任意監査を毎年度実施している。任意監査については、本学は法的義務がないが、監査法人と委託契約を毎年度締結し、第三者の視点から予算執行が適切であることを確認している。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みについては、平成26(2014)年度に学部から大学院に至る一貫した教育体制を確立したところであり、経常経費が概ね平準化したことに伴い安定的把握ができるようになった。平成28(2016)年度からは、予算執行の管理を更に徹底するため、予算額を超えた執行を未然に防ぐ予算システムにより、予算執行の効果の分析・検証に役立てる。

## 2. 点検・評価

### ● 基準9の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

本学は規模の小さい大学ではあるが、文部科学省の補助事業等に積極的に申請し、採択されていることは評価できる。

#### ② 改善すべき事項

特筆すべき事項はない。

## 3. 将来に向けた発展方策

#### ① 効果が上がっている事項

平成29(2017)年度をもって文科省の補助事業である「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(旧地(知)の拠点整備事業)」が終了することから、外部資金の受け入れに向け引き続き積極的に取り組む。

- ② 改善すべき事項  
特筆すべき事項はない。

#### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・ 資料9(2)-1 公立大学法人札幌市立大学「田村 I C T 基金」運用規程
- ・ 資料9(2)-2 公立大学法人札幌市立大学「K A N A える基金」規程
- ・ 資料9(2)-3 公立大学法人札幌市立大学予算規程
- ・ 資料9(2)-4 公立大学法人札幌市立大学契約規程
- ・ 資料9(2)-5 公立大学法人札幌市立大学出納規程
- ・ 資料9(2)-6 研究費執行の手引き
- ・ 資料9(2)-7 公立大学法人札幌市立大学監事監査規則
- ・ 資料9(2)-8 公立大学法人札幌市立大学決算規程
- ・ [既出] 資料9(1)-17 財務計算書類（財務諸表）（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料9(1)-18 監査報告書（監事監査報告書、監査法人の監査報告書）（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料9(1)-19 事業報告書）（平成23（2011）～28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款（財産目録、寄付行為）  
※財産目録に相当するものとして「定款」別表1、2を参照

○ 中期計画における収支計画と決算状況 （単位：百万円）

年度		予 算	決 算	差 額
24 年 度 (2012)	収 入	2,054	2,042	△12
	支 出	2,054	1,993	△61
	収入－支出		49	49
25 年 度 (2013)	収 入	2,226	2,106	△120
	支 出	2,226	2,067	△159
	収入－支出		39	39
26 年 度 (2014)	収 入	2,331	2,331	—
	支 出	2,331	2,359	28
	収入－支出		△28	△28
27 年 度 (2015)	収 入	2,209	2,151	△58
	支 出	2,209	2,059	△150
	収入－支出		92	92

## 第10章 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学の諸活動についての点検・評価は、公立大学法人札幌市立大学（以下、「本法人」という。）の学内に組織した自己点検・評価委員会（以下、「本委員会」という。）を責任主体とし、主として地方独立行政法人法に基づく「法人評価」及び学校教育法に基づく「認証評価」により、定期的実施している。

本法人は、地方独立行政法人法に基づき、設置団体の長である札幌市長から示された6年間を期間とする中期目標〔資料1-20〕の達成に向け、中期計画〔資料1-19〕を策定しており、現在、第二期中期計画期間中である（平成24（2012）年4月～平成30（2018）年3月）。同計画に基づき事業年度ごとに年度計画〔資料1-4〕を策定し、関係委員会等においてそれぞれ実行している。関係委員会等は、実施状況（結果）について半期ごと（中期計画で定める一部の取組は四半期ごと）にPDCAサイクルによる自己点検・評価を実施しており、本委員会では、その点検・評価結果を基に統括的に自己点検・評価を実施している。本委員会の点検・評価結果は、半期ごとに理事長を含む部局長会議へ報告し、その後部局長会議から教授会へ報告の上、全教員で共有し、全学的に、かつ、各関係委員会等における横断的な連携を図りながら改善に生かしている。また、職員にも事務局会議やメールにより周知するとともに、必要に応じて担当職員に直接フィードバックしている。

年度終了後の本委員会の点検・評価結果は、業務の実績に関する報告書（案）としてまとめ、理事長に報告している。理事長は、部局長会議の議を経て〔資料1-21〕、学外者を含む経営審議会〔資料1-22 第21条〕や教育研究審議会〔資料1-22 第25条〕、監事を含む役員会〔資料1-22 第17条〕での審議後、最終的な報告書〔資料1-5〕として札幌市地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）に提出している。評価委員会は他大学の教授や公認会計士等で構成し、この報告書を基に評価を行う。部局長は、評価委員会に陪席者として出席し、ヒアリングを受けるとともに、業務の実績に関連して理念・目的や学内の教育研究組織など、多岐にわたり様々な意見交換を行う。この意見交換により評価委員の本学への理解を深めた上で評価を受けることとしており、内部質保証の取組の客観性・妥当性を高める工夫をしている。評価委員会の評価結果〔資料1-23〕は、部局長会議を通して全教職員にフィードバックし、次年度以降の大学の諸活動に生かすとともに、意見等を踏まえて検証した結果を次年度の評価委員会において報告している。なお、評価委員会による法人評価は、上記の単年度ごとのほか、中間評価及び終了後の実績評価を受けており、重ねて上記と同様にその後の改革・改善につなげるサイクル化のシステムを確立している。

学校教育法に基づく認証評価については、平成23（2011）年度に財団法人（現 公益財団法人）大学基準協会（以下、「基準協会」という。）の評価を受け、大学基準に適合していると認定されたところである〔資料10-1〕。有効期間は7年間であるが、地方独立行政法人法第30条では、「中期目標の期間（中期計画に同じ。）における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない」とされ、同法第79条において、この評価を行うに

当たり、「認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえること」とされている。平成29（2017）年度は現中期計画の最終年度であり、翌30（2018）年度は評価委員会の評価を受けることとなるが、認証評価を十分に踏まえて法人評価を受けることが、内部質保証の取組の客観性・妥当性を更に高めることにつながることから、有効期間を残すことにはなるが、本法人は平成29（2017）年度に基準協会の認証評価を受審することを平成28（2016）年6月の役員会で決定したところである。平成28（2016）年度は、基準協会の大学基準及び点検・評価項目に基づき自己点検・評価委員会を責任主体として点検・評価を行う。

自己点検・評価の結果の公表については、評価委員会による業務の実績に関する評価結果を公式ウェブサイトに掲載〔資料9(1)-15〕するとともに、札幌市のウェブサイトにも掲載されている。また、基準協会の大学基準及び点検・評価項目に基づき平成20（2008）年度及び平成22（2010）年度に実施した自己点検・評価報告書〔資料7-1〕、平成23（2011）年度の基準協会の評価結果、更に同評価結果で付された努力課題に対して本学は改善報告を行ったが〔資料10-2〕、この改善報告に対する基準協会の検討結果〔資料10-3〕について、それぞれ公式ウェブサイトに掲載〔資料10-4〕するとともに、自己点検・評価報告書と基準協会の評価結果をまとめた刊行物を発刊し、各関係機関に配布している。

このほか、学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育活動等についての情報や財務関係書類も、公式ウェブサイトで公表〔資料10-5〕している。なお、情報公開請求への対応としては規則〔資料10-6〕を定め、本法人が管理する公文書の公開は、札幌市長が管理する公文書の公開に係る事務の処理の例に準じて処理することとしている。

## （2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

札幌市が定めた第二期中期目標〔資料1-20〕では、「大学の運営全般にわたるマネジメントサイクルを徹底するため、札幌市地方独立行政法人評価委員会及び認証評価機関の評価結果を踏まえた客観的な自己点検・評価を実施し、適切な大学運営を行う。」ことが示されている。本法人もこの方向性に異論がないことから、これを本法人の第二期中期計画期間中における内部質保証の方針とするとともに、この方針を達成するための方策を第二期中期計画〔資料1-19〕で策定し、実施しているところである。また、自己点検及び評価に関する規則〔資料10-7〕において、「自己点検・評価に係る企画、立案、実施等に関する統括は、自己点検・評価委員会が行う」と規定し、その他内部質保証の手続きについて明確化している。

内部質保証を掌る組織として、自己点検・評価委員会規程〔資料1-18〕を整備し、自己点検・評価委員会（以下、「本委員会」という。）の組織及び運営について明確に定めている。本委員会は、両学部長・研究科長のほか平成28（2016）年度からは助産学専攻科長を含む委員で構成し、点検・評価の精度を高めるとともに改善の実効性をより担保している。

自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムについては、(1)で述べたように、本委員会を中心として、主に地方独立行政法人法に基づく「法人評価」及び学校教育法に基づく「認証評価」を通してサイクル化のシステムを確立している。本委員会での点検・評

価の結果を理事長へ報告するほか、その後の部局長会議での協議や審議会、役員会での審議、評価委員会での評価なども(1)のとおりであり、教授会において全教員で共有し、全学的に、かつ、各関係委員会等における横断的な連携を図りながら改善に生かしている。なお、特に改善が必要と認めた事項については、「審議会の審議を経て、改善計画を策定し、当該事項を所掌する部局等の長に改善を指示する」ものとし、また、「指示を受けた部局等の長は、前項の改善計画に基づき、改善のための実行計画を策定するとともに、当該実行計画を理事長に報告する」と規定し〔資料10-7 第7条〕、より強力な実効性を担保している。ただし、これまで改善計画や実行計画の策定に至った事例はない。これは、本委員会が半期ごと（一部の取組は四半期ごと）に点検・評価を適切に実施し、課題や検討したほうがよい事項等について、本委員会から理事長へ報告後、教授会で情報共有の上、関係委員会間で連携を図るプロセスによりその後の改善に生かされているからであり、内部質保証に関するシステムが十分適切に機能している証左であるといえる。

大学構成員のコンプライアンスについては、地方独立行政法人法、教職員就業規則〔資料3-10〕、教職員の休職及び懲戒に関する規程〔資料10-8〕、公的研究費の管理及び監査に関する規程〔資料10-9〕、個人情報保護事務取扱規程〔資料10-10〕、セキュリティポリシー基本方針〔資料10-11〕、キャンパス・ハラスメント防止宣言〔資料6-5〕など、様々な規程類を整備している。特に、教職員就業規則第35条～第44条では、法令等及び上司の業務上の命令に従う義務、守秘義務、倫理等を定めている。これらの規程類は、イントラサイトや学生生活ハンドブック〔資料1-12〕等に掲載しているほか、一部は学内掲示板にも掲示し、コンプライアンス意識の醸成を図っている。また、大学構成員の教育・研究活動及び地域貢献において遵守すべき法令やモラルをテーマとしたFD研修会を開催したほか〔資料3-19〕、研究活動における不正行為の防止に向け、平成27(2015)年度にCITI-Japanプロジェクトに参加し、全教員(77名)及び関係職員(14名)がe-Learningプログラムを受講・合格し、コンプライアンス意識の徹底を図った。更に本学の内部質保証に関するシステムとして、監査体制を整備し、次のとおり適切に機能させている。監事監査規則〔資料9(2)-7〕に基づき、公認会計士及び弁護士の名の監事により実施する「監事監査」や、法的義務はないが、財務諸表の信頼性・客観性の担保、外部への説明責任を果たす観点から実施する「監査法人監査」、内部監査規程〔資料10-12〕に基づく「業務監査」、文科省の公的研究費の管理・監査に関するガイドラインに基づく「研究費監査」、日本学術振興会の科研費ハンドブックに基づく「科研費監査」、固定資産管理規程〔資料10-13〕に基づく「固定資産の実査」、図書管理細則〔資料10-14〕に基づく「蔵書点検」など、事務局経営企画課（内部監査規程第6条）を中心に各種内部監査を毎年度公平・公正に実施し、コンプライアンス意識の更なる徹底を図っている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

現状における組織レベルでの自己点検・評価活動は、(1)及び(2)で述べたとおり、学外者の意見が反映される法人評価及び認証評価の結果を踏まえた、自己点検・評価委員会（以下、「本委員会」という。）を責任主体として実施する点検・評価である。PDCAサイクルによる適切な年度計画進捗管理に向け、本委員会は年度初めに学内実施体制の調整や

年間スケジュール、様式の作成等を行っている。まず、理事長は、学内の関係委員会等に対しPDCAサイクルによる自己点検・評価とともに年度計画の実績報告書〔資料1-5〕又は進捗状況報告書〔資料10-15〕の作成を依頼する。点検・評価の工程は、第1四半期（4月～6月）、第2四半期（7月～9月）、第3四半期（10月～12月）、全体（4月～翌3月）に区分し行っている。関係委員会等から提出された報告書について、本委員会では中期計画の達成を最終的な目標として、年度計画の「項目（Plan）」ごとに「実施状況（Do）」、「検証・課題（Check）」、「今後の取組（Action）」の観点から、法人評価及び認証評価の結果を十分考慮しながら点検・評価を行い、進捗状況の確認及び取組に対する意見や助言等をまとめている。予め成果指標を設けていた小項目については、その達成状況を評価し、評価結果を関係委員会等へフィードバックしている。関係委員会等は、次四半期又は次半期への取組に生かすとともに、次年度の年度計画の策定にも生かしている。

個人レベルでの自己点検・評価活動については、全教員に対して教員活動評価実績申告書〔資料3-14〕の提出を課している。同報告書は、毎年5月下旬から6月上旬を提出期限として、個々の教員が前年度の活動実績についてそれぞれ自己点検・評価を行った上で申告するものであり、その内容は教育、研究、大学運営及び組織運営の4領域から構成している。電子化した様式を用いており、活動実績は点数化され、客観化が容易である。既定の項目以外の活動については自由記述による申告を行っている。同報告書は、教員評価委員会において教員評価に使用し、任期更新、研究費及び昇任に反映している。なお、開学以来、教員評価制度特別委員会が教員評価を行っていたが、評価制度が確立したことから、平成23（2011）年度末に規程を整備し、平成24（2012）年度からは教員評価委員会規程〔資料10-16〕に基づき常設の教員評価委員会において評価を行っている。このほか、平成27（2015）年度から開始した、研究活動における不正行為の防止に向けたCITI-Japanのe-Learningプログラムも、研究に係る個人レベルでの自己点検・評価活動の一環である。

教育研究活動のデータベース化の推進を図るため、活動情報を毎年度蓄積しており、自己点検・評価を行う際の資料として役立てている。大学基礎データ〔資料1-17〕や各種アンケート結果などはデータベース化し、教職員がいつでも閲覧できるようイントラサイトに掲載するとともに、一部の情報は公式ウェブサイトでも公表している。また、教員活動評価実績申告書は、教員個々人の活動実績の基礎データとして活用しているが、報告書に記載の教育研究活動の一部は年報〔資料3-19〕や研究・活動事例集〔資料8-2〕に掲載するほか、公式ウェブサイトでも公表している。年報は、教育研究活動の資料として多くの報告書に引用することができ、点検・評価の基礎データとしても有用である。

内部質保証の取組の客観性・妥当性をより高めるため学外者の意見を重視しており、札幌市法人評価委員会、経営審議会、教育研究審議会、役員会、監事監査や監査法人監査など学外者を含む会議等を中心に機会あるごとに意見を聴取している。理事長は、経営会議や部局長会議、特に重要な事項については直接教授会で周知するなど、意見を踏まえて活動できるよう工夫を図っている。

平成23（2011）年度に受審した基準協会の認証評価に際し、努力義務として改善を求められた2点の事項については、真摯に受け止め迅速に改善に取り組んだ。改善状況は報告書〔資料10-2〕にまとめ、平成27（2015）年度に大学基準協会へ提出した。基準協会からは、改善の取組は意欲的であり、その成果は満足すべきものがあるとの検討結果〔資料10-3〕

を得たところである。

## 2. 点検・評価

### ● 基準10の充足状況

「1.現状の説明」に記したとおり、同基準をおおむね充足している。

#### ① 効果が上がっている事項

これまでの自己点検・評価を通して、PDCAサイクルに関する大学構成員の理解が深まり、内部質保証システムが学内に定着し、適切に機能している点は評価できる。

大学構成員のコンプライアンス意識の徹底を図った点は評価できる。その根拠として、研究活動における不正行為の防止に向けて、平成27(2015)年度からCITI-Japanプロジェクトに全教員及び関係職員が参加し、e-Learningプログラムの修了率が100%であったことが挙げられる。

#### ② 改善すべき事項

自己点検・評価に関する報告書等の作成には時間を要し、負担が過重なことは否めない。点検・評価の質を担保しつつ、負担軽減を図るための方策を検討する必要がある。

## 3. 将来に向けた発展方策

### ① 効果が上がっている事項

現状において、内部質保証システムは良好に機能しているが、次年度以降数年間にわたり、定年退職を迎える教授（部局長経験者を含む。）が多く、新採用教授の割合が増す見込みである。引き続き内部質保証システムの学内への定着を維持するため、新採用時のガイダンス等においては、自己点検・評価の意義、本学における組織・システム等について理解を促すとともに、組織レベル・個人レベルの自己点検・評価の具体的な方法についても説明を行い、現状の内部質保証システムの維持・向上に努める。以上については、自己点検・評価委員会から部局長会議へ付議し、提案を行う予定である。

大学構成員のコンプライアンス意識を維持するため、当該テーマに係る全学FD研修会を今後も継続的に企画・開催する。また、新規採用者に対しては、e-Learningプログラムの受講を義務づけ、コンプライアンス意識の醸成を図る。

### ② 改善すべき事項

評価項目にできる限り数値化した成果指標を設け、年度計画の進捗管理及び評価・検証の視点を明確化することによって、担当者の負担軽減を図る。ただし、評価項目によっては数値化が適さないものもあることから、定性的指標の設定等を含め、慎重に適応の是非を検討する。



#### 4. 根拠資料

- ・ [既出] 資料1-20 公立大学法人札幌市立大学第二期中期目標
- ・ [既出] 資料1-19 公立大学法人札幌市立大学第二期中期計画
- ・ [既出] 資料1-4 公立大学法人札幌市立大学年度計画（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料1-21 公立大学法人札幌市立大学部局長会議規程
- ・ [既出] 資料1-22 公立大学法人札幌市立大学定款
- ・ [既出] 資料1-5 業務の実績に関する報告書（平成27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料1-23 業務の実績に関する評価結果（平成27（2015）年度）
- ・ 資料10-1 平成23年度札幌市立大学に対する大学評価（認証評価）結果
- ・ [既出] 資料9(1)-15 公式ウェブサイト（経営戦略、中期目標、中期計画、年度計画、業務実績評価）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/university\\_information/management/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/university_information/management/)
- ・ [既出] 資料7-1 平成22年度札幌市立大学自己点検・評価報告書
- ・ 資料10-2（平成23年度大学評価結果に対する）改善報告書
- ・ 資料10-3 改善報告書に対する検討結果
- ・ 資料10-4 公式ウェブサイト（大学基準協会適合認定）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/university\\_information/juaa/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/university_information/juaa/)
- ・ 資料10-5 公式ウェブサイト（財務経営状況）  
[http://www.scu.ac.jp/about/publish/university\\_information/financial/](http://www.scu.ac.jp/about/publish/university_information/financial/)
- ・ 資料10-6 公立大学法人札幌市立大学における札幌市情報公開条例の施行に関する規則
- ・ 資料10-7 公立大学法人札幌市立大学自己点検及び評価に関する規則
- ・ [既出] 資料1-18 公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程
- ・ [既出] 資料3-10 公立大学法人札幌市立大学教職員就業規則
- ・ 資料10-8 公立大学法人札幌市立大学教職員の休職及び懲戒に関する規程
- ・ 資料10-9 公立大学法人札幌市立大学における公的研究費の管理及び監査に関する規程
- ・ 資料10-10 公立大学法人札幌市立大学個人情報保護事務取扱規程
- ・ 資料10-11 公立大学法人札幌市立大学情報セキュリティポリシー基本方針
- ・ [既出] 資料6-5 札幌市立大学キャンパス・ハラスメント防止宣言
- ・ [既出] 資料1-12 学生生活ハンドブック（平成28（2016）年度）
- ・ [既出] 資料3-19 札幌市立大学年報（平成22（2010）～27（2015）年度）
- ・ [既出] 資料9(2)-7 公立大学法人札幌市立大学監事監査規則
- ・ 資料10-12 公立大学法人札幌市立大学内部監査規程
- ・ 資料10-13 公立大学法人札幌市立大学固定資産管理規程
- ・ 資料10-14 公立大学法人札幌市立大学図書管理細則
- ・ 資料10-15 [様式] 年度計画進捗状況報告書（平成28（2016）年度）

- ・ [既出] 資料3-14 教員活動評価実績申告書（平成27（2015）年度実績）
- ・ 資料10-16 公立大学法人札幌市立大学教員評価委員会規程
- ・ [既出] 資料1-17 大学基礎データ
- ・ [既出] 資料8-2 研究・活動事例集

## 終章

平成18（2006）年度に開学した本学は、同年、公立大学法人札幌市立大学自己点検・評価委員会規程を定め、以降、自己点検・評価委員会が中心となって学内各部門の年度計画の進捗状況の点検・評価とフィードバックに努めてきた。導入当初は、いずれの部門においても自己点検・評価という新たな業務に対する負担感が強かった。だが、現在ではPDCAサイクルを基盤とする自己点検・評価が学内に定着し、組織の健全な運営と改善に寄与しているという認識を持つまでになった。

本学は、平成23（2011）年度に財団法人（現 公益財団法人）大学基準協会による認証評価を初めて受審し、大学基準に適合していると認定された。あれから6年近くを経過し、大学基準協会による2回目の認証評価を受審するに当たり、改めて学内で大学基準に基づく自己点検・評価を実施し、本報告書をまとめたところである。

本学は、平成27（2015）年度に開学10周年を迎えた。この節目となる年度を境として本報告書を作成したことは、大学としての成長を俯瞰する貴重な機会となった。全10章から成る大学基準及びこれに基づいて設定された点検・評価項目は、教育の質だけでなく、公立大学としてのあり方や個性を問うものであった。点検・評価項目に対応する評価の視点に沿って、学則をはじめとする規程類、中期計画、年度計画、実績報告書、第三者評価、シラバス、学生生活ハンドブック、大学基礎データ等、広範囲にわたる資料を基に詳細に自己点検・評価を実施した。

その結果は以下のとおりであった。第1章：本学は「理念・目的」を明確に設定し、大学構成員に周知し、社会に公表している。学部教育においては適切性の検証を行っているが、改善事項として大学院教育における検証システムや検証方法に若干不足があり、課題を残している。第2章：「教育研究組織」は理念・目的に照らして適切であり、定期的な検証を実施している。第3章：「教員・教員組織」の編成方針を明確に定め、教育課程に相応しい教員組織を整備している。また、教員人事に関する規程及び手続きは明確であり、教員の資質向上のためにFD研修を実施している。第4章：「教育内容・方法・成果」については、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を明示し、大学構成員に周知し、社会に公表している。また、教育課程を体系的に編成し、各課程に相応しい教育内容を提供している。教育方法は適切であり、シラバスを活用し、単位認定を適切に実施している。教育目標に沿った教育成果が上がっており、学位授与は学則に従い適切に行っている。しかしながら、改善すべき事項として、大学全体の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が未検討であるため、平成29（2017）年度までに部局長会議において審議し、これらの方針を決定する運びとした。第5章：「学生の受入れ」の方針を明示し、学生募集・入学者選抜を適切に実施するとともに、定期的に検証している。適切な定員を設定し、在籍学生数を収容定員に基づき管理している。第6章：「学生支援」に関する方針を定め、修学支援・生活支援・進路支援を適切に行っている。第7章：「教育研究等環境」に関する方針を定め、施設設備の整備、図書館や学術情報サービスの機能は充分である。研究倫理を遵守するための措置をとっている。障害者差別解消法に基づく教育環境の整備が今後の改善事項である。第8章：「社会連携・社会貢献」に関する方針を定め、教育研究成果を社会に還元している。第9章：「管理運営・財務」に関する方針を定め、明文化した規程に基づく管理運営を行って

いる。大学業務を支援する事務組織を設置し十分に機能している。事務職員の意欲・資質の向上を図るためにSD研修を計画的に実施している。ただし、学事歴上、時期的に集中せざるを得ない業務の改善に向けて、更に効率的・計画的な執行を検討する必要がある。第10章：「内部質保証」システムを整備するとともに、大学の諸活動について自己点検・評価を実施し、改善につなげている。

今後、自己点検・評価結果を踏まえて、教育・研究活動、社会連携や社会貢献の質を一層高め、公立大学としての責務を果たしていきたい。また、若い人材の育成に力を注ぎ、少子高齢社会にあっても活力あふれる大学づくりに努力していきたい。

本報告書の作成には実に多くの時間と労力を充当した。最後に担当した教職員に深く御礼を申し上げ、結びのことばとする。

平成29（2017）年3月

札幌市立大学  
自己点検・評価委員会  
委員長 松浦和代

